

## 第3章 施策の具体的な展開

### I 地域包括ケアシステムの深化・推進

#### 第1 地域包括ケアシステムの基盤強化

##### <現状と課題>

- 本県は高齢化の著しい地域や比較的緩やかな地域等の地域特性があり、社会資源も地域によって様々です。身近な地域で包括的・継続的にサービスが提供できるよう、地域のネットワークを活用した地域連携や多職種協働の強化が必要です。
- 地域特性や高齢者のニーズに応じたサービスを提供していくためには、地域包括ケアシステムの中核となる地域包括支援センターの機能強化が必要です。
- 地域ケア会議の機能として、処遇困難事例や地域課題の解決のみに限らず、政策の形成につなげていくことが求められており、多職種の連携等による機能強化を図ることが重要です。
- 高齢単身世帯や認知症の人等が増加し、多様な生活支援ニーズへの対応が見込まれる中、ボランティア等、誰もが地域における生活支援の担い手となれるよう、地域住民等に対してより一層の参加を促すことが必要です。

##### <六次プランの数値目標の達成状況>

(単位：箇所)

指標	平成29年度	目標値(R2年度)	見込値(R2年度)	達成率
地域包括支援センター職員研修受講センター数	23	59	60	102.8%

▼ 地域包括支援センター職員研修の受講センター数は、順調に増加し、目標を達成しています。

(単位：市町)

指標	平成29年度	目標値(R2年度)	直近値(R1年度)	達成率
地域ケア会議において政策の形成まで行う市町数	6	19	16	76.9%

▼ 地域ケア会議において政策の形成まで行う市町数は、順調に増加しています。

##### <取組方針>

高齢者一人ひとりの状態やニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の基盤を強化するため、地域の連携体制の強化や地域包括支援センターの機能強化、地域ケア会議の推進、地域住民等の参加の促進に取り組みます。

## 1 地域の連携体制の強化

高齢者が地域で安心して暮らせるよう、地域連携の強化を図るため、高齢者の状態に応じた各サービスの連携や適切なサービスの提供に資する情報の共有に取り組みます。

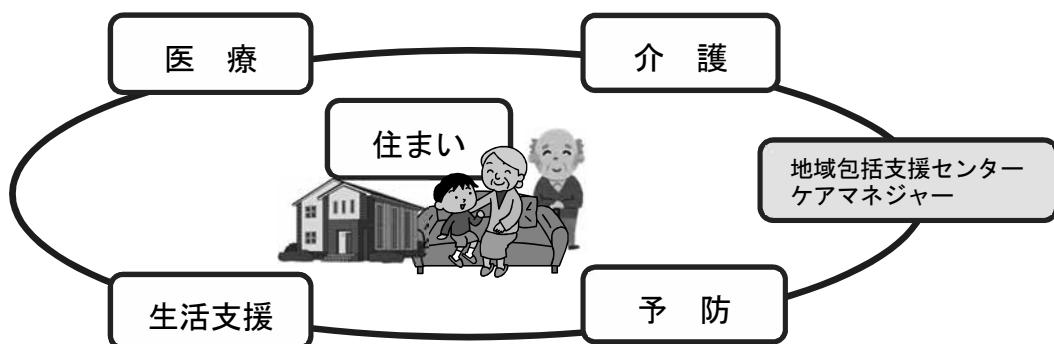
### (1) 高齢者の状態に応じた各サービスの連携

地域において、包括的・継続的なサービスを提供できるよう、関係機関等の連携強化に向けた研修や情報共有などの取組を促進します。

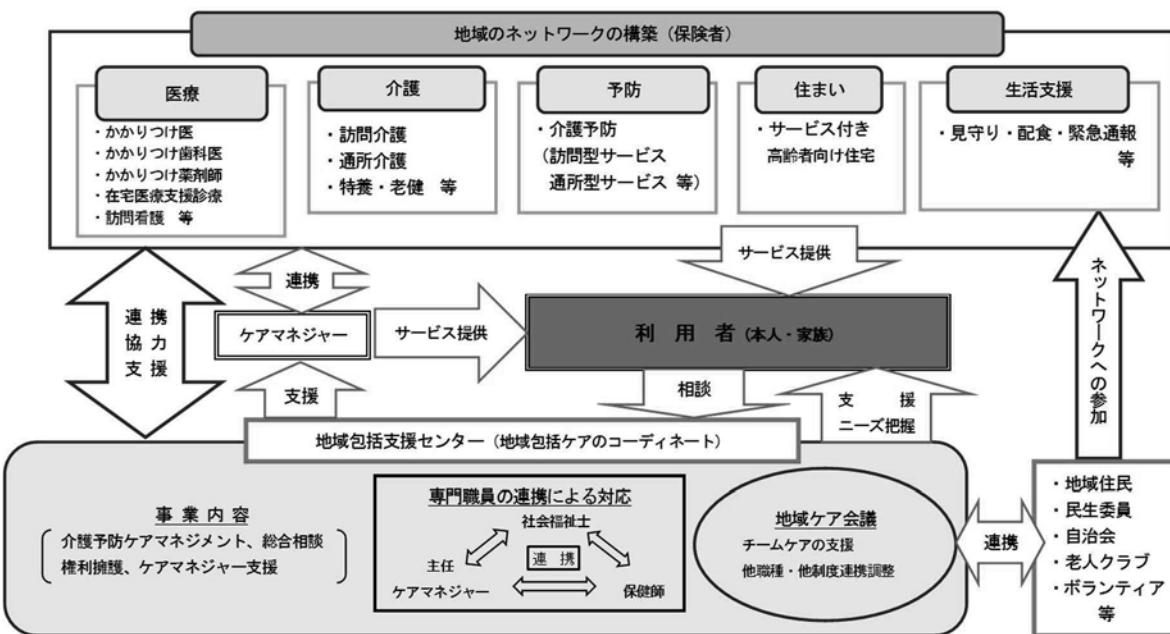
- 高齢者のニーズに応じた適切なサービスを提供できるよう、医療と介護の関係機関・職員の連携の強化や関係者との情報の共有を図る研修会の開催など、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスの関係者間における連携・協働体制の形成を促進します。
- サービス利用に係る各関係者との連絡調整等を行う介護支援専門員が、地域のネットワークを活用し、高齢者の状態やニーズに応じたケアマネジメントができるよう、専門知識や技術に関する研修会を実施するなど、介護支援専門員を支援する取組を推進します。

### (2) 適切なサービスの提供に資する情報の共有化

- 地域包括支援センターが地域における包括的なマネジメント機能を展開できるよう、各関係者が保有するサービス情報や地域の社会資源の把握、情報の共有化を支援します。
- 支援が必要な高齢者等に係る情報の共有化を進め、地域包括支援センターを拠点として、地域の様々な資源をコーディネートすることにより、生活を包括的に支援します。



【図3-I-1-1】地域包括ケアシステムの構築（概要）



## 2 地域包括支援センターの機能強化

地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う「地域包括支援センター」の機能の強化を図るため、地域包括支援センターの体制の強化や総合相談機能、コーディネート機能の強化を支援します。

### (1) 体制の強化

地域の実情に応じた適切な設置及び職員配置を図り、地域包括支援センターの事業が円滑に行える体制づくりを支援します。

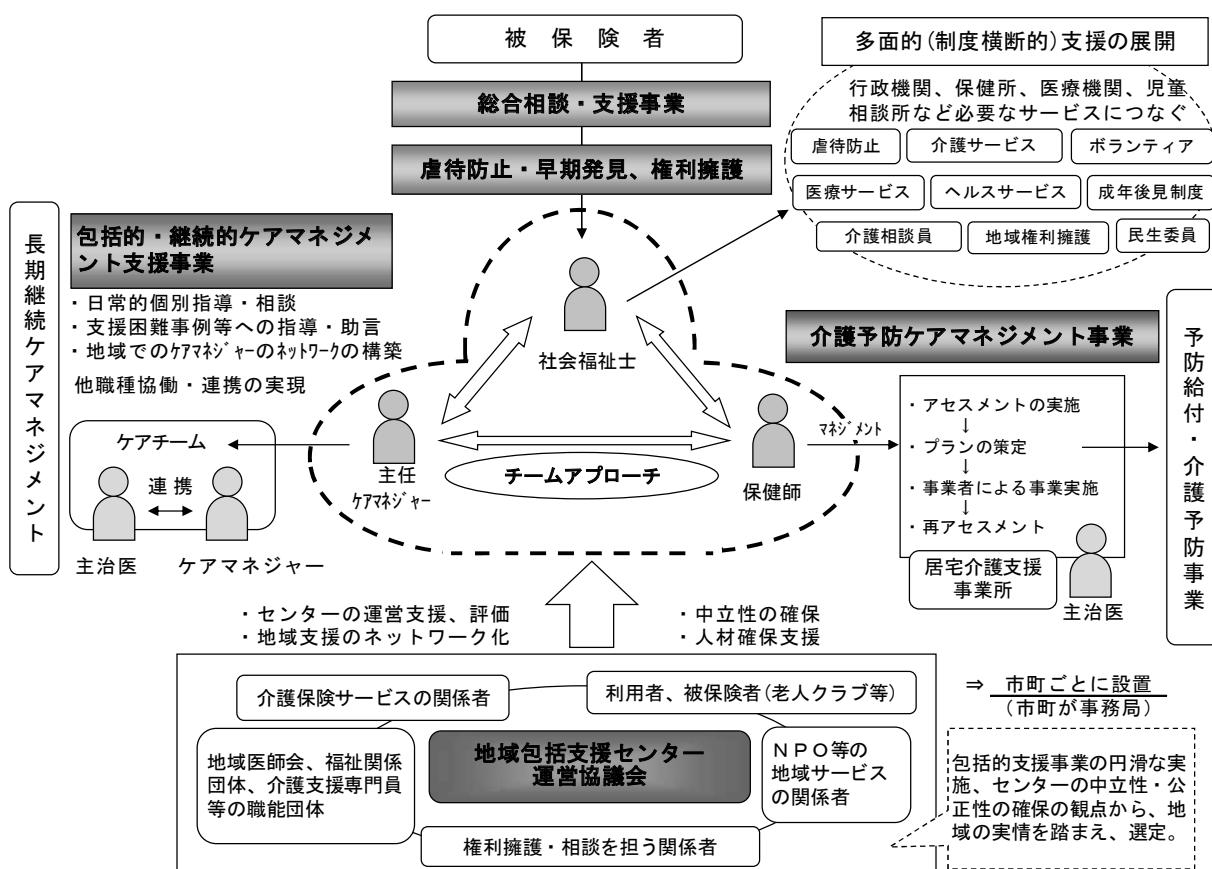
#### ア 職員の配置と養成

- 業務を担う社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員等の専門職員の養成・確保を図り、3職種以外の専門職や事務職の配置も含め、地域包括支援センターの役割に応じた適切な職員配置を促進するとともに、在宅介護支援センターを地域包括支援センターの支所・ブランチとして活用し、日常生活圏域を踏まえた、地域の実情に応じた適切な設置を支援します。
- 県内の地域包括支援センター間の情報交換・情報共有や専門研修等を通じた職員のスキルアップを進め、介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利擁護、介護支援専門員への支援など、地域包括支援センターがその役割を十分に発揮できる体制づくりを支援します。

## イ 運営体制

- 市町と地域包括支援センターが、緊密に連携しながら、より効果的・効率的な取組ができるよう、地域包括支援センターの具体的な運営方針や目標、業務内容の設定など、地域の実情に応じた適切な体制づくりを支援します。
- 地域包括支援センターの適切・公正・中立な運営を図るため、市町が設置する「地域包括支援センター運営協議会」に地域の保健・医療・福祉関係者や住民団体等の参画が進むようにするなど、その取組を支援します。
- 市町等は、「地域包括支援センター運営協議会」と連携して、地域包括支援センター事業の評価を行い、評価結果に基づいて適切な措置を講じる必要があることから、市町等における評価を通して適切な体制づくりや効果的・効率的な取組を支援します。

【図3-I-1-2】地域包括支援センター（概要）



### (2) 総合相談機能の強化

- 地域住民が気軽に相談できる身近な総合相談窓口として、地域包括支援センターが最大限活用されるよう、その役割を広く周知するとともに、高齢者のニーズに応じた適切なサービスが円滑かつ迅速に受けられるよう、地域包括支援センターのワンストップ相談機能の充実を図ります。
- 地域共生社会の実現に向けて、地域包括支援センターにおいて、高齢者、障害

者、子どもなどの複合化した課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う包括的な支援体制づくりを支援します。

### (3) コーディネート機能の強化

- 地域のネットワークを活用し、高齢者のニーズに応じた適切なサービスが、切れ目なく提供できるよう、地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う地域包括支援センターが持つコーディネート機能の強化を図ります。
- 個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、具体的な事例検討や社会資源の活用等に関する研修を実施し、職員の対応力の向上を図ります。

#### 〔数値目標1〕 地域包括支援センターの機能強化

指 標	令和元年度 (2019)	令和5年度(目標値) (2023)
地域包括支援センター運営協議会におけるセンターの評価結果を基に改善に取り組む市町数	8市町	19市町

## 3 地域ケア会議の推進

市町や地域包括支援センターが開催する「地域ケア会議」の推進を図るため、体制づくりや多職種の連携等を支援します。

### (1) 体制づくり

- 地域包括ケアシステムの構築の重要な手法である地域ケア会議について、関係者の理解を深め、共通認識の醸成を行うことで、円滑に開催できる環境づくりを促進します。
- 地域ケア会議において検討する高齢者への適切な支援方法や、地域課題の解決に向けた手法の検討など、地域ケア会議を効果的に開催できる体制づくりを支援します。

### (2) 多職種の連携

- 市町単独では確保が困難な認知症専門医・理学療法士等の専門職及び大学教授等の学識経験者を地域ケア会議に派遣する体制を充実し、多職種が連携することで、課題の解決に向けた取組を支援します。
- 地域ケア会議等において介護予防や重度化防止に向けた専門的・効果的な助言が得られるよう、市町とリハビリテーション専門職の連携に関する研修会を実施するなど、市町の多職種連携の取組を支援します。

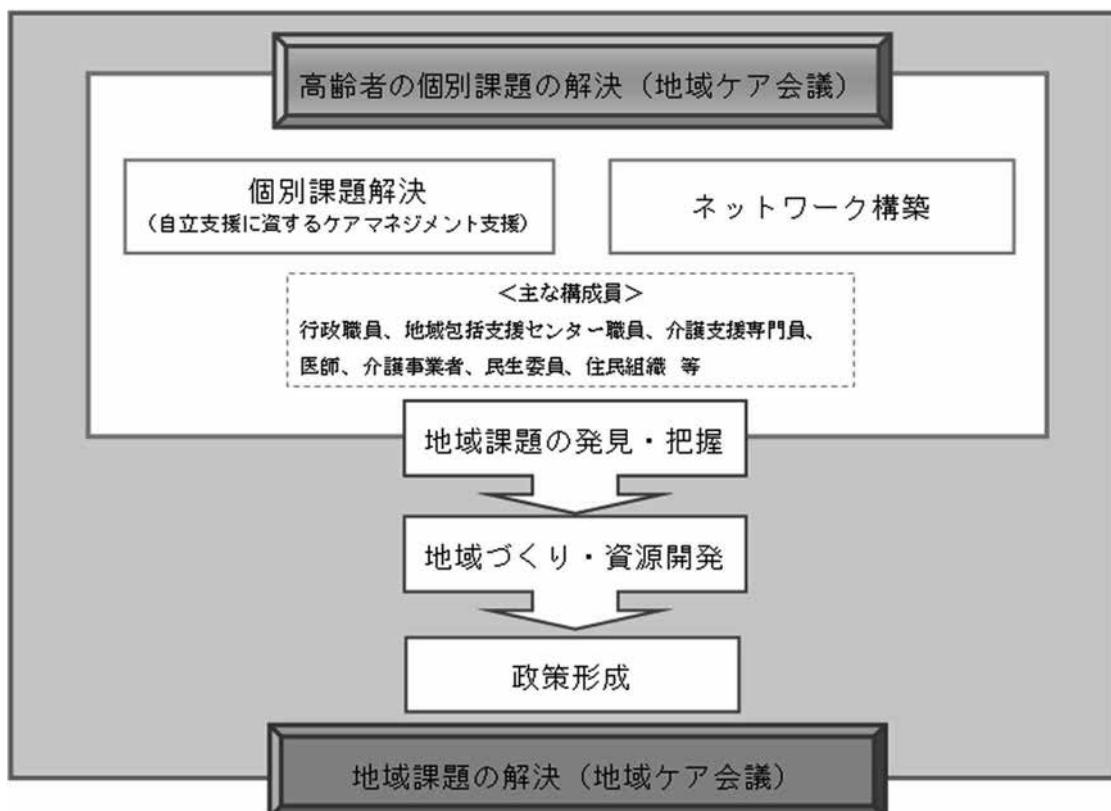
### (3) 質の向上

地域ケア会議には「個別課題の解決」「地域包括支援ネットワークの構築」「地域課題の発見」「地域づくり・資源開発」「政策の形成」という5つの機能があり、市町や地域包括支援センターの職員に対する研修や先行市町村における好事例の紹介等を通じて、政策の形成につながるよう市町の取組を支援します。

#### 〔数値目標2〕地域ケア会議の機能強化

指標	令和元年度 (2019)	令和5年度(目標値) (2023)
地域ケア会議（地域課題）にリハビリテーション専門職が関与している市町数	10市町	19市町

【図3-I-1-3】地域ケア会議（概要）



## 4 地域住民等の参加の促進

地域包括ケアシステムの普及啓発を行い、理解の促進を図ることにより、地域住民等による生活支援の担い手としての参加を促進します。

### (1) 支え合いの体制づくりの促進

家庭や地域等のコミュニティにおける人々の絆やつながりを大切にし、誰もが生活支援の担い手になれるよう、広報紙やホームページ等を活用した普及・啓発を通じて、地域包括ケアシステムに対する県民の理解と関心を深め、多様な主体の参加を促進します。

### (2) 住民活動への支援

高齢者をはじめ地域住民の誰もが、地域づくり・介護・ボランティア等の担い手として様々な活動への参加ができるよう、市町及び社会福祉協議会等による住民参加の取組を支援します。

## 第2 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

### <現状と課題>

- 高齢単身世帯や認知症の人等の増加が見込まれる中、高齢者が住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けるためには、地域における見守りや支え合い、自立した日常生活に必要な多様な支援サービス、良質な住まいの確保などが必要です。
- 高齢者が高齢者を介護する、介護期間が長期化するなど、家族介護者の精神的・肉体的負担の増加が深刻化しているため、家族介護者の負担軽減を図ることが重要です。
- 高齢期を元気でいきいきと暮らすためには、高齢期を迎える前から健康の保持・増進に取り組むとともに、要介護状態等になることの予防又は軽減若しくは重度化防止に取り組むことが重要です。

### <六次プランの数値目標の達成状況>

(単位：箇所)

指標	平成29年度	目標値(R2年度)	見込値(R2年度)	達成率
デマンド型乗合タクシー等導入数（累計）	42	48	49	116.7%

- ▼ 市町において、地域交通網の見直しを検討する中で、地域住民にとって利用しやすい交通機関の導入が進み、目標を達成しています。

(単位：箇所)

指標	平成28年度	目標値(R2年度)	見込値(R2年度)	達成率
要支援・要介護認定者千人当たり 居宅・地域密着型サービス事業所数	19.6	20.5	19.8	22.2%

- ▼ 一部サービスの整備の遅れにより、目標を下回っていますが、居宅・地域密着型サービス事業所数は、着実に増加しています。

(単位：年)

指標	平成25年	目標値(R2年度)	直近値(H28年)	達成率
健康寿命① (日常生活に制限のない期間の平均)	男性:71.09 女性:75.23	延伸させる	男性:72.18 女性:75.18	—
指標	平成26年度	目標値(R2年度)	直近値(H30年度)	達成率
健康寿命② (日常生活動作が自立している期間の平均)	男性:79.00 女性:83.81	延伸させる	男性:79.86 女性:84.16	—

- ▼ 健康寿命は順調に延伸しています。

(単位：箇所)

指標	平成28年度	目標値(R2年度)	直近値(R1年度)	達成率
住民主体の通いの場の数	1,241	1,630	1,723	123.9%

- ▼ 住民主体の通いの場の数は、順調に増加しています。

(単位：件)

指標	平成28年度	目標値(R2年度)	見込値(R2年度)	達成率
公共的施設の適合証交付件数（累計）	586	726	629	30.7%

▼ 公共的施設の新築件数の減少により目標を下回っていますが、適合証の交付件数は着実に増加しています。

(単位：件)

指標	平成28年度	目標値(R2年度)	見込値(R2年度)	達成率
成年後見制度による申立件数	440	523	463	27.7%

▼ 申立件数は目標を下回っていますが、地域福祉権利擁護事業の活用と併せた一体的な支援が行われています。

### <取組方針>

高齢者がその有する能力に応じ、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、高齢者一人ひとりの状態やニーズに応じた支援体制の充実・強化を図ります。

また、高齢期になっても元気で生きがいのある生活が送れるよう、生涯を通じた健康づくりや介護予防・重度化防止の取組を推進します。

## 1 自立した日常生活・在宅生活への支援

自立した日常生活・在宅生活への支援の充実を図るため、生活支援サービスに係る市町の取組支援の充実や良質な高齢者向けの住まいの確保を促進します。

また、高齢者の在宅生活を支援するとともに介護離職の防止を推進するため、家族介護者への支援等を促進します。

### (1) 生活支援サービスに係る市町支援の充実

住み慣れた地域において、ひとり暮らし高齢者等が自立した生活を続けることができるよう、様々な地域資源を活用し、安否確認、緊急時の対応、生活支援の取組を支える人材の養成など、アウトリーチの視点に立った多様な生活支援サービスが提供できる体制づくりを促進します。

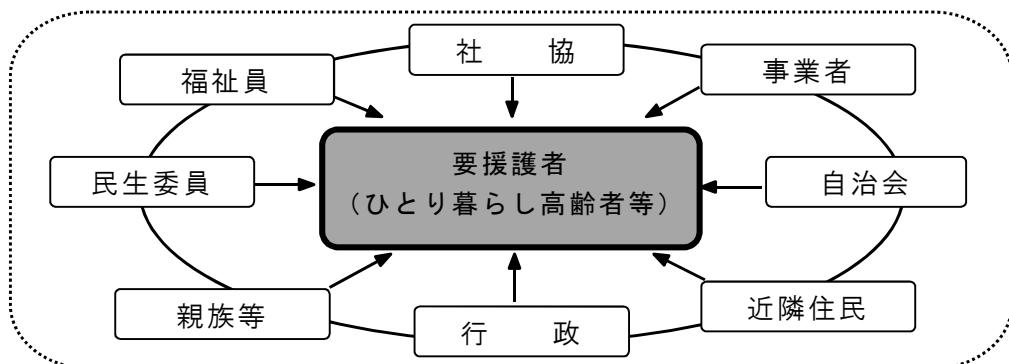
#### ア 福祉の輪づくり運動の促進や地域資源を活用した重層的な見守り・支え合い体制の充実・強化

- 民生委員を通じ、ひとり暮らし高齢者等の状況把握を進めるとともに、市町や社会福祉協議会、住民組織等における情報共有や連携を促進します。
- 困ったときにお互いが助け合う組織づくりを進める「福祉の輪づくり運動」

の展開や、自治会、小学校区などの身近な地域から市町全域に至る重層的な地域の支え合いの仕組みづくりなど、高齢者の日常生活を支える体制強化に向けた取組を支援します。

- 行政や住民組織、民生委員、地域で事業活動を行う民間事業者等の幅広い連携・協働による「重層的な見守りネットワーク」の充実を図るとともに、活動の定着や活性化に向けた取組を支援します。
- 高齢者のいる世帯における家庭内の事故等による通報に随時対応するための体制整備に向けた市町の取組を支援します。
- 見守りが必要なひとり暮らし高齢者等に対し、老人クラブや行政機関等が実施する定期的な訪問活動や、市町が実施する食事の提供に併せて安否確認を行う配食サービスなどの取組を支援します。

【図3-I-2-1】重層的な見守りネットワークのイメージ



#### イ 配食等による生活支援

- 加齢に伴う心身機能の低下や障害等により調理が困難な高齢者等に対し、在宅での自立支援及び生活の質の向上を図るため、市町が実施する栄養バランスに配慮した食事の提供を行う配食サービスの取組を支援します。
- ひとり暮らし高齢者等が増加する中で、地域における高齢者の在宅生活を支えるため、生活用品の宅配や移動販売、デマンド型乗合タクシーの運行などの取組を支援します。

#### 〔数値目標3〕デマンド型乗合タクシー等運行

指 標	令和2年度 (2020)	令和5年度(目標値) (2023)
デマンド型乗合タクシー等導入数（累計）	49箇所	51箇所

#### ウ 生活支援の取組を支える人材の養成や体制の整備

- 元気な高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する住民主体の活動や、多様な主体によるサービスの提供体制を構築する市町の地域支援事業（生活

支援体制整備事業）の取組を促進します。

- 高齢者のニーズに応じた生活支援サービスが提供できるよう、地域に不足する生活支援サービスの開発や担い手の育成等の役割を担う、生活支援コーディネーターを養成し、その資質向上を図ります。
- 元気な高齢者が生活支援の担い手などの役割のある形で社会参加できるよう、高齢者個人の特性や希望に合った就労的活動をコーディネートする役割を担う就労的活動支援コーディネーターの配置を支援します。
- 地域の課題解決や関係団体等の連携・協働による資源開発ができるよう、生活支援に関する定期的な情報共有や連携を目的とした、市町による協議体の設置、活用を促進します。
- 市町が実施する介護予防・日常生活支援総合事業において、配食や定期的な安否確認、緊急時の対応、その他地域における日常生活の支援に資するサービスが適切に提供できるよう、体制の整備を支援します。

## (2) 良質な高齢者向け住まいの確保

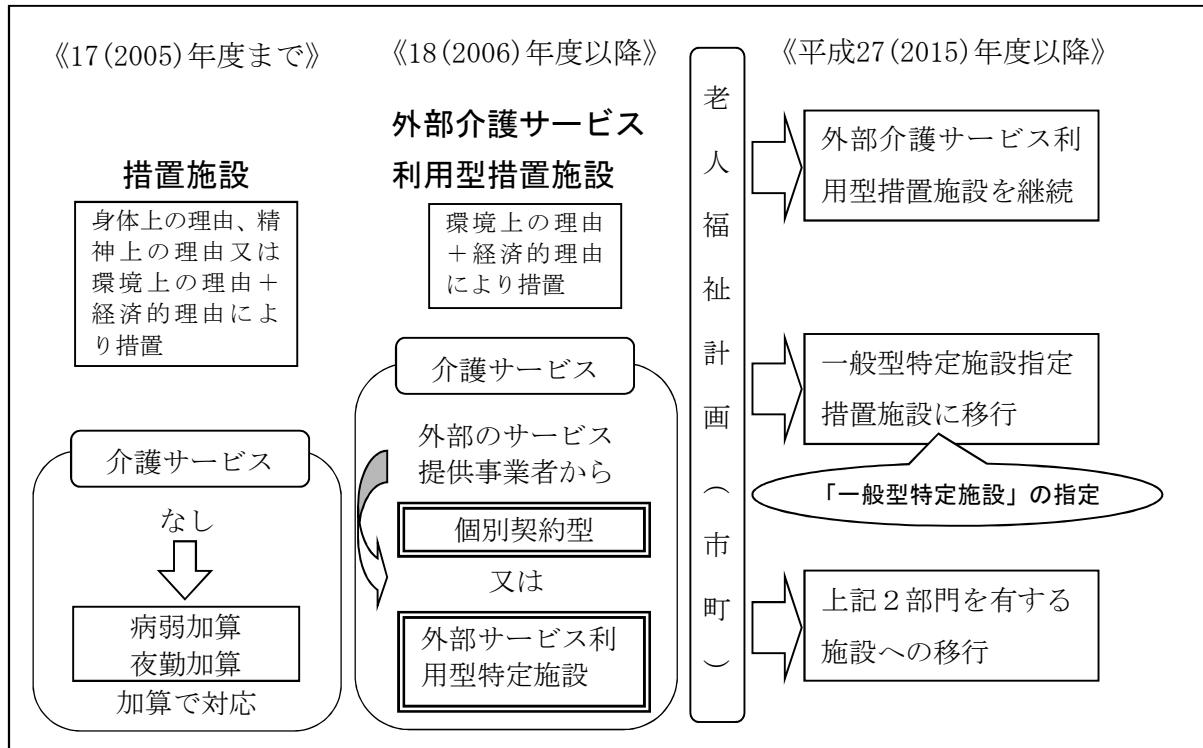
ひとり暮らし高齢者等の増加を踏まえ、高齢者がより安定した住生活を送ることができるよう、「住生活基本計画」、「高齢者居住安定確保計画」及び「賃貸住宅供給促進計画」との調和を図りながら、見守りに配慮した多様な住まいの確保と居住環境の改善への取組を促進します。

### ア 高齢者居住関係施策の推進

#### ＜養護老人ホーム＞

- 養護老人ホームについては、入所者の生活支援ニーズに対応するため、「外部介護サービス利用型措置施設」（「個別契約型」又は「外部サービス利用型特定施設」）への移行が進んでいます。
- 今後も、被措置者の状況等も踏まえて、外部サービス利用型や一般型特定施設への移行が考えられることから、移行に当たっては、各施設の取組を支援します。
- 老朽化している施設については、改築等により、個室化、バリアフリー化など居住環境の向上を改善する取組を支援します。

【図3-I-2-2】養護老人ホームの移行フロー



【表3-I-2-1】養護老人ホームの状況

区分	令和2年度 (2020)	令和5年度 (2023)
養護老人ホーム入居定員	1,370人	1,370人

## &lt;軽費老人ホーム（ケアハウス、A型）&gt;

- 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例では、軽費老人ホームはケアハウスが標準とされ、A型については、建替までの経過的施設としての位置付けとされています。
- A型については、老朽化している施設が多いことから、改築によりバリアフリー化など居住環境の向上が図られるケアハウスへの移行を支援します。
- ケアハウスについては、地域バランスや需要動向等を踏まえるとともに、同様の機能を持つ生活支援ハウス、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅等の整備状況にも配意しながら、計画的な整備を促進します。整備に当たっては、生活関連施設の状況や交通の利便性及び医療・在宅サービスとの連携に配慮するよう助言します。
- 介護ニーズや地域の実情等を踏まえ、中・軽度の要介護者の受け皿として、介護保険法上の特定施設の指定の取組を促進します。

【表3-I-2-2】 軽費老人ホームの状況

区分	令和2年度 (2020)	令和5年度 (2023)
軽費老人ホーム入居定員	2,487人	2,567人

## &lt;生活支援ハウス&gt;

- 入居者に対する通所介護や、生活援助員による相談・助言等のサービスの提供、介護予防、生活支援サービスによる支援体制の充実を支援します。

【表3-I-2-3】 生活支援ハウスの状況

区分	令和2年度 (2020)	令和5年度 (2023)
生活支援ハウス施設数	21箇所	21箇所

## &lt;有料老人ホーム&gt;

- 有料老人ホームについては、その施設規模やサービス内容等が多岐にわたることから、入居希望者がその選択にあたり参考となるよう、県内施設の設置状況等について、ホームページ等で情報提供を行います。
- 高齢者が安心して入居できる環境を確保するため、指導指針に基づく、新規、定期等の立入検査や毎年1回の事業実施状況報告等を通じて、施設の管理運営や情報開示等の状況について把握するとともに、必要に応じ指導を行います。
- 市町等と連携し、届出が必要となる施設の把握と設置者への指導を行います。

【表3-I-2-4】 山口県内の有料老人ホームの届出施設数及び定員数

区分	平成30年1月1日現在 (2018)	令和3年1月1日現在 (2021)
施設数	245施設	277施設
定員	7,168人	8,527人

## &lt;サービス付き高齢者向け住宅&gt;

- 安否確認や生活相談などのサービスを提供するサービス付き高齢者向け住宅の供給の促進を図るため、ホームページ等を活用し、事業者へ登録制度の概要等について普及啓発を行うとともに、入居希望者がその選択に当たり参考となるよう、登録情報の提供を行います。

- 高齢者が安心して入居できる環境を確保するため、立入検査や報告徴収を通じて、住宅の管理運営等の状況について監督し、必要に応じ指導を行います。

【表3-I-2-5】山口県内のサービス付き高齢者向け住宅の登録件数

区分	平成30年1月1日現在 (2018)	令和3年1月1日現在 (2021)
件 数	138件	142件
戸 数	3,311戸	3,424戸

#### ＜公営住宅＞

- 建替に当たっては、高齢者世帯や子育て世帯が混在できるよう多様な規模のバリアフリー化された住宅を供給するとともに、既存の住宅についても改善によるバリアフリー化を進めます。
- 高齢者世帯が公営住宅へ入居する際の入居要件や優先入居制度について、周知を行います。

#### ＜民間賃貸住宅＞

- 民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するために、県、市町、不動産関係団体、居住支援団体から構成される「山口県居住支援協議会」等により、高齢者が入居可能な住宅の登録や情報提供等の支援、関係機関との連携による高齢者の居住の安定に資する方策の検討等を進めます。

#### イ 住宅施策と連携した取組の推進

- 高齢者がニーズに合った住宅に安心して住むことができるよう、住宅部局と連携して、住宅情報の提供に努めます。
- 大規模な公営住宅団地の建替の際には、地域の実情を踏まえ、社会福祉施設等の併設を進めます。
- 地域支援事業を活用して、高齢者向けの住宅への改修を希望する者に対する相談援助が充実するよう、市町の取組を支援します。
- 県や市町の住宅相談窓口において、バリアフリーや省エネ改修などのリフォームに係る住宅の相談体制等の充実を図ります。

#### (3) 家族介護者への支援

介護離職の防止に向けて、ニーズに応じた家族介護支援サービスを提供するなど、家族介護者へのレスパイトケアを充実するため、家族介護者的心身の負担軽減を図る取組を支援します。

## ア 相談体制の充実

- 家族介護者が心配ごとや悩みを一人で抱え込まず、気軽に相談できるように、地域包括支援センターを中心とした多職種連携による相談対応や介護サービス相談員の配置など、相談体制の充実等を図ります。
- 認知症の人やその家族が身近で気軽に相談できるオレンジドクターや地域包括支援センター、認知症に関する専門的医療機関である認知症疾患医療センターによる相談対応に加え、かかりつけ医等の認知症対応力の向上などを通じて、認知症に関する様々な相談体制の充実を図り、家族介護者の支援に取り組みます。

## イ 家族介護支援事業に対する支援

- 家族介護教室の開催など地域支援事業等を活用して、地域の実情に応じたきめ細かな家族介護者支援を行う市町の取組を支援します。

## ウ 適切な介護サービス等の提供

- 家族介護者が一時的に介護の負担から離れ休息するために、通所介護や短期入所生活介護等の介護サービスを利用できる環境整備を促進します。
- 住み慣れた地域における生活を支えるため、認知症対応型通所介護や小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの提供体制の充実を図ります。
- 家族介護者の負担の軽減を図るため、介護支援専門員等に対する専門的な福祉用具・住宅改修に関する研修を実施し、高齢者の心身の状態に合った適切な福祉用具の活用や居宅生活の継続を促進します。

### 〔数値目標4〕要支援・要介護認定者千人当たり居宅・地域密着型サービス事業所

指 標	令和元年度 (2019)	令和5年度(目標値) (2023)
要支援・要介護認定者千人当たり 居宅・地域密着型サービス事業所数	19.7箇所	20.2箇所

## 2 健康づくりと介護予防・重度化防止の推進

高齢期になっても元気で生きがいのある生活が送れるよう、生涯を通じた健康寿命延伸に向けた取組を推進します。

また、関係機関等との連携を強化し、高齢者一人ひとりの状態に応じた介護予防・重度化防止に係る市町の取組を支援します。

### (1) 生涯を通じた健康寿命延伸に向けた取組の推進

健康づくりの指針となる「健康やまぐち21計画（第2次）」に基づき、高齢者等が健康で自立した生活を送ることができるよう健康づくりと介護予防に取り組みます。

#### ア 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底

- 死亡原因の第1位であるがんや要介護となる主要な原因の脳血管疾患、重大な合併症を引き起こす恐れのある糖尿病等の生活習慣病対策を推進するため、食生活の改善や運動習慣の定着による一次予防（発症予防）、定期的な健診の受診等による二次予防（早期発見、早期治療）、合併症や症状の進展等を抑制する三次予防（重症化予防）の観点から健康づくりに取り組みます。
- 「第3期山口県がん対策推進計画」に基づき、市町や医療機関等と連携し、がん検診の有効性や精密検査の意義等に関する普及啓発を強化するほか、特定健診との同時実施や、休日・平日夜間における実施など受診しやすい環境づくりに取り組み、受診率の向上を図ります。
- 県生活習慣病検診等管理指導協議会の各がん部会において、検診のあり方や検査の精度管理について検討し、市町や検診実施機関へ情報提供することにより、がん検診の実施方法を改善し精度管理の向上を図ります。

#### イ 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上

- 骨、関節、筋肉等の運動機能の低下により、介護が必要となる可能性が高い運動器症候群（ロコモティブシンドローム）に対しては、自ら予防のための運動を実践できるよう、「やまぐち健幸アプリ」の活用など、壮年期からの予防対策を行います。
- 高齢者の自主的な健康づくり活動を促進するため、老人クラブが行う健康づくりや介護予防活動などの取組を支援します。
- 「ふれあい・いきいきサロン」等において、レクリエーション活動などによる住民が主体となった高齢者の日常的な健康づくり・介護予防活動を促進します。
- 介護予防活動の普及啓発やボランティアの育成、地域における自助グルー

プの組織化などを促進する市町の取組を支援します。

#### ウ 生活習慣の改善及び取り巻く環境の整備

- 「第3次やまぐち食育推進計画」に基づき、要支援・要介護状態になる恐れの高い高齢者を対象に、栄養改善や口腔機能の向上プログラムにより、栄養状態の改善や嚥下機能向上が適切に実施されるよう市町等の取組を支援するとともに、配食サービスにより、栄養バランスのとれた食事の提供を行います。
- 食を通じた健康づくりに取り組む食生活改善推進協議会組織の育成支援を行い、健全な食生活を実践することのできる食育活動など、地域に密着した活動等を支援します。
- 生涯を通じた歯・口腔の健康づくりを促進するため、「やまぐち歯・口腔の健康づくり推進計画」に基づき、市町や歯科保健関係者等と連携を図り、80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目標とした「8020運動」を推進します。
- 歯周病は、糖尿病や認知症をはじめとする全身の疾患や健康づくりと関連が深いことから、生涯を通じた歯・口腔の健康づくり対策を推進します。

#### エ 健康を支え、守るための社会環境の整備

- 県民一人ひとりによる主体的な健康づくりの実践を社会全体で支援するため、健康づくりについてのホームページ「健康やまぐちサポートステーション」や各種イベント等を通じた普及啓発を行うとともに、多様な活動主体による自発的な取組を進めるため、県民の健康づくりを支援する事業所・店舗等を登録する「やまぐち健康応援団」や、県民による主体的な健康の保持増進を積極的に支援する機能を備えた薬局「健康サポート薬局」の充実を図ります。
- 県健康づくりセンターについては、人材の育成・研修や、健康情報の提供、調査研究の実施など、県民の健康づくりの中核的施設としての機能を充実します。

## 〔数値目標5〕健康寿命の延伸

指標	現状値	令和5年度(目標値) (2023)
健康寿命① (日常生活に制限のない期間の平均)	男性：72.18年 (平成28年) 女性：75.18年 (2016)	延伸させる
健康寿命② (日常生活動作が自立している期間の平均)	男性：79.86年 (平成30年度) 女性：84.16年 (2018)	延伸させる

### (2) 介護予防・重度化防止に係る市町支援の充実等

高齢者ができる限り要介護状態にならずに自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防ケアマネジメントの適切な実施とともに、高齢者一人ひとりの状態やニーズに応じた多様な介護予防や重度化防止に係るサービスの提供体制の構築を支援します。

#### ア 介護予防ケアマネジメントの促進

高齢者一人ひとりの状態に応じた介護予防サービスが提供されるよう、地域包括支援センターの保健師や介護支援専門員等による適切な介護予防ケアマネジメントの実施を支援します。

##### (ア) 介護予防が必要な高齢者の早期把握

- 地域包括支援センターの総合相談支援業務や保健師による訪問指導との連携、基本チェックリストや介護保険の要介護認定結果の活用を通じて、介護予防が必要な高齢者を把握する取組を支援します。
- 医療機関や民生委員、健康づくりボランティア等とのネットワークを拡大・強化し、介護予防に関するきめ細かな情報提供を進める取組を支援します。

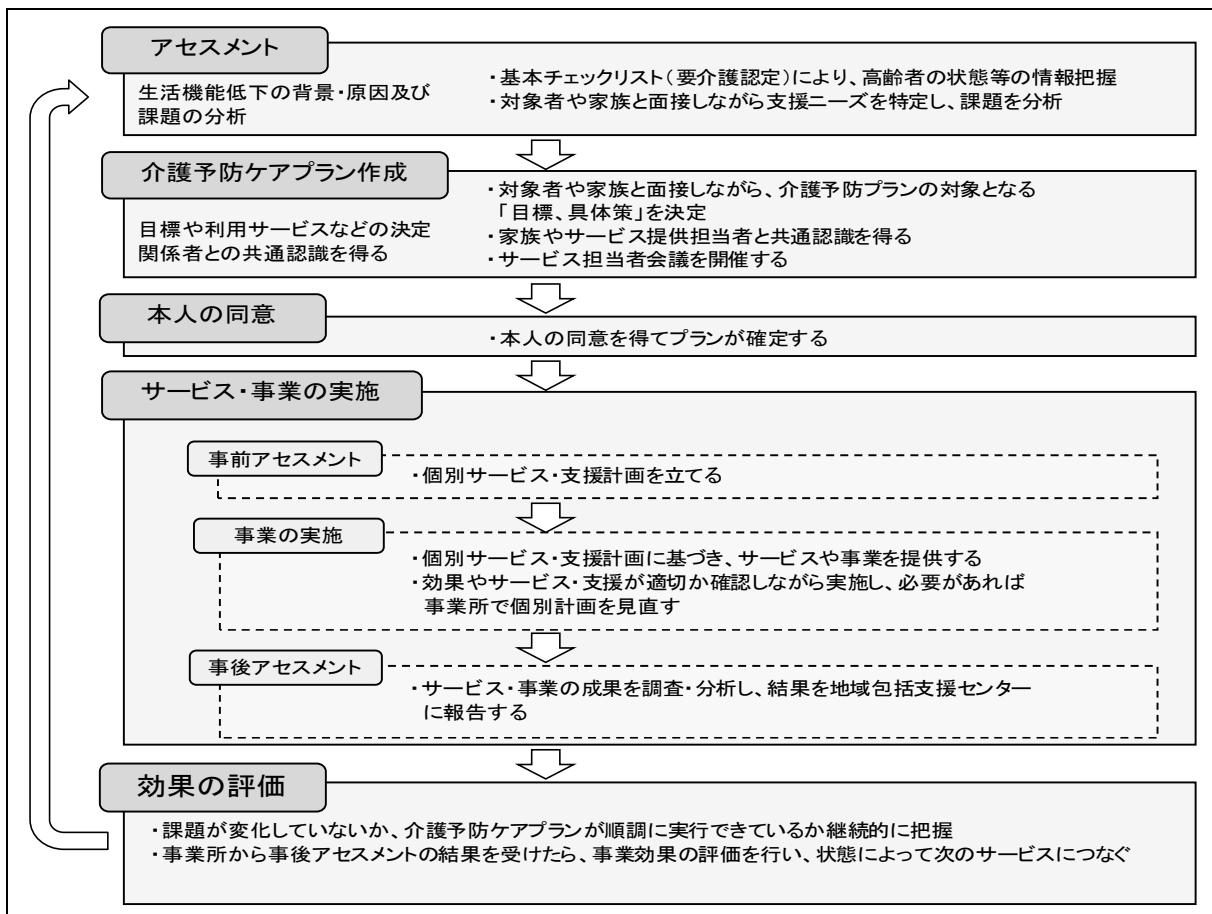
##### (イ) 介護予防ケアマネジメントの確立

- ケアプラン作成に関わる人材の養成・確保のため、地域包括支援センター職員等に対する研修を実施します。

また、介護予防ケアマネジメントを円滑に実施するため、担当者のスキルアップに向けた取組を支援します。

- 要支援・要介護状態になる恐れの高い高齢者を早期に把握し、課題の分析からサービス提供後のフォローアップまで、高齢者一人ひとりの状態に応じて一貫・連続して支援する地域包括支援センターの活動を支援します。
- 介護予防事業への参加により状態が改善した後も、高齢者が自立した生活を継続していくよう、高齢者の主体的な取組を促進する地域支援事業等の市町の総合的な施策展開を支援します。

【図3-I-2-3】介護予防ケアマネジメントの概要



※状況に応じて簡略化した介護予防ケアマネジメントや初回のみの介護予防ケアマネジメントを実施

## イ ニーズに応じた介護予防・重度化防止に係るサービスの提供

高齢者の生活機能の改善に向けたサービスを充実し、多様な介護予防のニーズに適切に対応できるよう、市町が実施する地域支援事業等の取組を支援するとともに、重度化防止に係るサービスの利用を促進します。

### (ア) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

介護予防・日常生活支援総合事業は、住民等の多様な主体の参画や、多様なサービスを充実させることにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的なサービスを提供する取組です。

#### a 一般介護予防事業

- 一般介護予防事業は、65歳以上の高齢者を対象に、市町が実施する生活機能の維持や向上を図るための取組や、高齢者の介護予防に資する地域づくりを推進する取組です。
- 高齢者自らが社会参加を通じて介護予防につなげる、介護支援ボランティア活動などの主体的な取組を促進するため、市町が実施する地域活動組織や人材の育成などの取組を支援します。

- 介護予防に関する活動の普及・啓発を促進するため、関係団体と連携した、市町による健康相談会や介護予防教室等の取組を支援します。
  - 介護予防に効果のある体操など、住民主体で行う場を更に充実するために、市町による「通いの場」の立ち上げ・育成・拡大の取組を促進します。
- また、高齢者がそれぞれの年齢や性別、健康状態、関心などに応じて参加できるよう、市町における多様で魅力的な「通いの場」等の介護予防の取組を支援します。
- 後期高齢者医療広域連合と市町が、高齢者の保健事業と介護予防の一體的実施に取り組めるよう、県内の健康課題の俯瞰的把握、事業の評価、事例の横展開などの支援を行います。

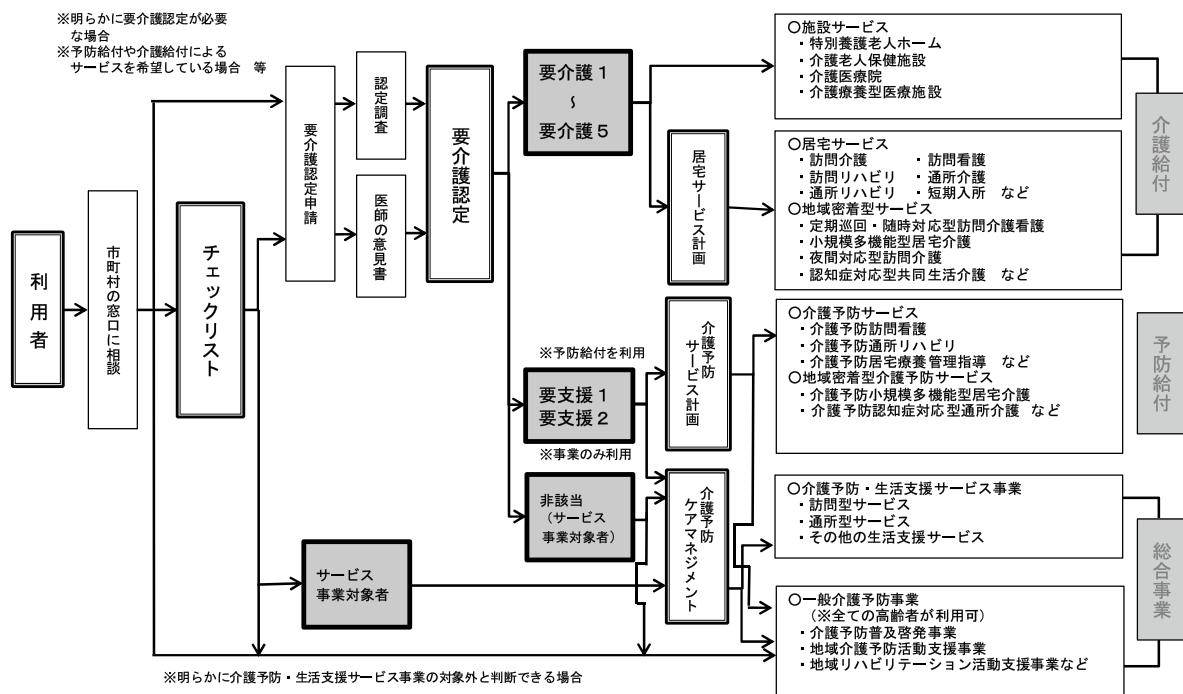
#### [数値目標6] 住民主体の通いの場

指標	令和元年度 (2019)	令和5年度(目標値) (2023)
通いの場への参加率	5.8%	7.2%

#### b 介護予防・生活支援サービス事業

- 介護予防・生活支援サービス事業は、要支援者や基本チェックリストにより該当した高齢者（住民主体のサービスについては、継続してサービスの利用を希望する要介護者で市町が必要と認める高齢者を含む。）を対象として、市町が実施する介護予防訪問介護等に相当するサービスや住民主体の取組等によるサービスを通して、多様な生活支援のニーズに対応する取組です。
- 身体介護・生活援助や、調理・掃除等の一部介助など、地域の実情に応じた多様なサービスからなる訪問型サービスの提供を支援します。
- 生活機能の向上のための機能訓練や、閉じこもり予防を目的とした「通いの場」の提供など、地域の実情に応じた多様なサービスからなる通所型サービスの提供を支援します。
- 高齢者の地域における自立した日常生活の支援を目的とした、配食や定期的な安否確認、緊急時の対応等の生活支援サービスの提供を支援します。
- 住民主体の多様なサービスの充実や、要支援者等が選択できるサービス・支援を充実させるための体制整備、生活支援の取組を支える人材の養成等、市町の取組を支援します。

### 【図3-I-2-4】介護予防・日常生活支援総合事業のサービスの利用手続き



#### (イ) 重度化防止に係るサービスの推進

- 要介護（要支援）認定者の増加が見込まれる中、重度化の防止を図るために、適切かつ効果的なリハビリテーションの利用を促進するとともに、サービス見込み量に対応できるようサービスの提供を進めます。

#### 〔数値目標7〕リハビリテーション提供体制

指標	令和元年度 (2019)	令和5年度(目標値) (2023)
通所リハビリテーションの定員総数	4,475人	4,685人

#### ウ 関係機関等との連携強化による介護予防の推進

##### (ア) 地域包括支援センターと事業者との連携強化

- 介護予防のニーズにきめ細かく対応できるよう、市町が実施する事業の評価・検証や介護予防ケアマネジメント等を通じて介護予防サービスの改善等につなげていくことができるよう、関係機関の連携を強化する取組を支援します。
- 市町が実施する地域支援事業による介護予防事業や、介護予防・日常生活支援総合事業、要支援の高齢者を対象とした予防給付において、介護予防効果の適切な評価を行い、一人ひとりに応じたきめ細かなフォローアップの取組を支援します。

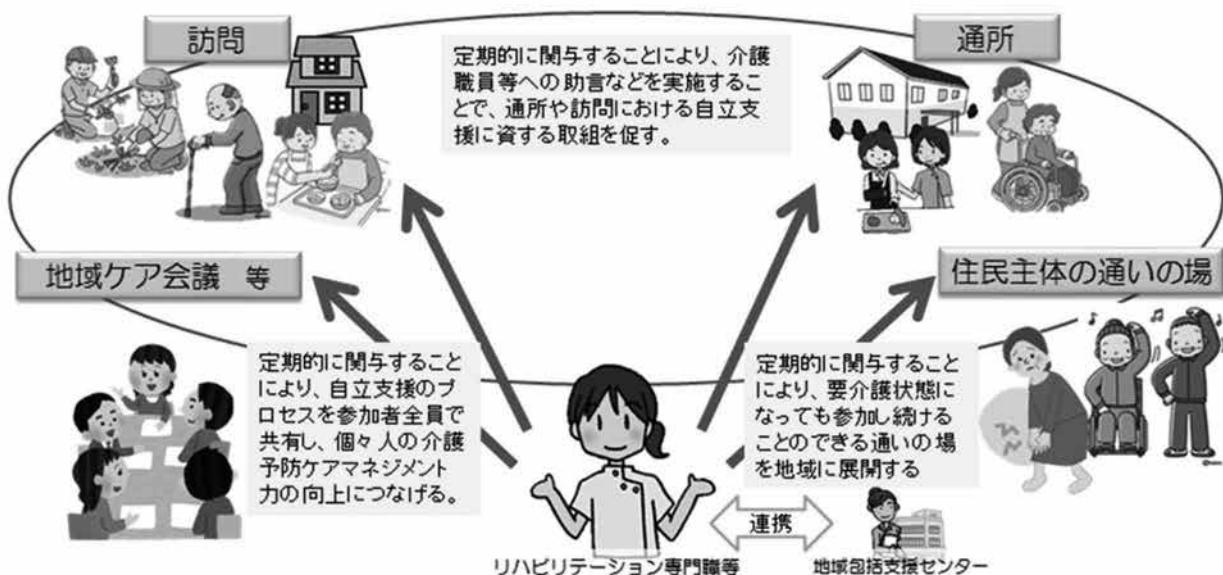
また、地域支援事業と予防給付の緊密な連携による取組を支援します。

#### (イ) リハビリテーション専門職等との連携強化

- 高齢者的心身機能、活動、参加の各要素にバランスよく働きかける介護予防事業を強化するため、リハビリテーション関係団体等と連携し、地域ケア会議や介護予防事業等へのリハビリテーション専門職等の参画による効果的な介護予防の取組を推進します。

【図3-I-2-5】リハビリテーション専門職等の関与のイメージ

- 地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。



リハビリテーション専門職等は、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場等の介護予防の取組を地域包括支援センターと連携しながら総合的に支援する。

### 3 地域における支援の充実

高齢者が尊厳を保ち安心・安全に暮らせるよう、高齢者の生活を地域で支える仕組みや基盤の整備を促進します。

#### (1) 市町における包括的な支援体制整備への支援

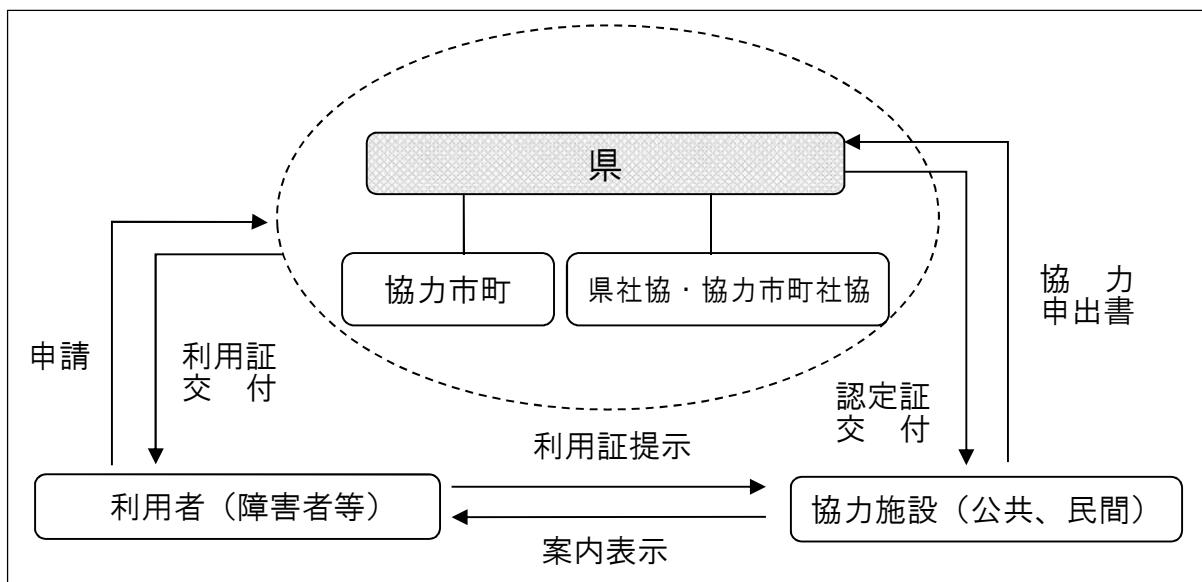
地域共生社会の実現に向けて、地域住民と行政などが協働し、公的な体制による支援とあいまって、地域や個人が抱える生活課題を解決していくことができるよう、市町における包括的な支援体制整備への支援に努めます。

#### (2) 地域での生活を支える基盤づくり

##### ア 福祉のまちづくりの推進

- 高齢者、障害者等が自らの意思で自由に行動し、平等に社会参加できる「福祉のまちづくり」を一層促進するため、ユニバーサルデザインについて普及啓発や県民意識の高揚に努めるとともに、すべての人々の利用に配慮した建築物や歩行空間、交通システム、公園、住宅等の整備を促進します。
- 「山口県福祉のまちづくり条例」等に基づき、高齢者、障害者等に配慮した公共的施設の整備を促進します。  
また、「やまぐち安心おでかけ福祉マップ」等により、高齢者、障害者等が利用しやすい公共的施設の情報を提供します。
- 公共施設や店舗などの身障者用駐車場の適正利用を図るため、市町や関係団体、民間企業等の協力を得ながら、「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度」の一層の普及・定着を推進します。

【図3-I-2-6】やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度の概要



## 〔数値目標8〕 福祉のまちづくり推進

指標	令和元年度 (2019)	令和5年度(目標値) (2023)
公共的施設の適合証交付件数（累計）	616件	668件

(注) 「山口県福祉のまちづくり条例」に基づく適合証は、病院、ホテル等の公共的施設のうち、高齢者や障害者等の利用に配慮した構造等基準に適合したものとして県が交付。

- 高齢者の移動手段を確保するため、買い物や通院など、日常生活に必要なバス路線の確保・充実を図るとともに、福祉バスの運行やバス・タクシー等への乗車に対する助成など、市町による移動手段の確保を促進します。
- また、高齢者の移動の利便性の向上を図るため、ノンステップバスの導入や、地域の実情に応じたデマンド型乗合タクシー等の導入を促進します。

## 〔数値目標3（再掲）〕 デマンド型乗合タクシー等運行

指標	令和2年度 (2020)	令和5年度(目標値) (2023)
デマンド型乗合タクシー等導入数（累計）	49箇所	51箇所

## イ 高齢者の安心・安全対策の推進

- 住宅火災による死亡者数のうち高齢者が占める割合が高く、高齢者に対する火災予防の周知が重要であるため、県住宅防火対策推進協議会を中心として、引き続き高齢者を重点として注意喚起を行います。  
特に、逃げ遅れによる被害を防止するため、重点的に、住宅用火災警報器の設置や適切な維持管理の啓発等を促進します。
- 交通事故死者に占める高齢者の割合が5割以上と高水準で推移している現状を踏まえ、高齢者自身の交通安全意識の高揚や、運転者等の高齢者に対する保護意識の醸成を図るなど、関係機関・団体等と連携した各種の交通安全対策を推進します。
- 運転免許人口に占める高齢者の割合が増加していることから、高齢者の事故防止につながるよう、高齢ドライバーが運転免許を自主的に返納しやすい環境づくりを推進します。
- 高齢者をうそ電話詐欺等の犯罪から守り、地域で安心・安全に暮らしていくことができるよう、各種ネットワークを通じて情報提供を行うとともに、高齢者宅を個別に訪問して防犯・交通安全に係る指導や高齢者に必要な情報提供等を行います。
- 高齢者等が安全かつ安心して外出できる交通社会の形成を図る観点から、歩道のバリアフリー化など安全・安心な歩行空間を整備するとともに、視認性の向上など高齢者が安心して運転しやすい道路の整備を推進します。

### (3) 高齢者虐待の防止及び権利擁護の推進

高齢者が尊厳を保ち安心して暮らすことができるよう、虐待防止ネットワークの強化や成年後見制度の普及など、高齢者虐待の防止や権利擁護に向けた取組を総合的に推進します。

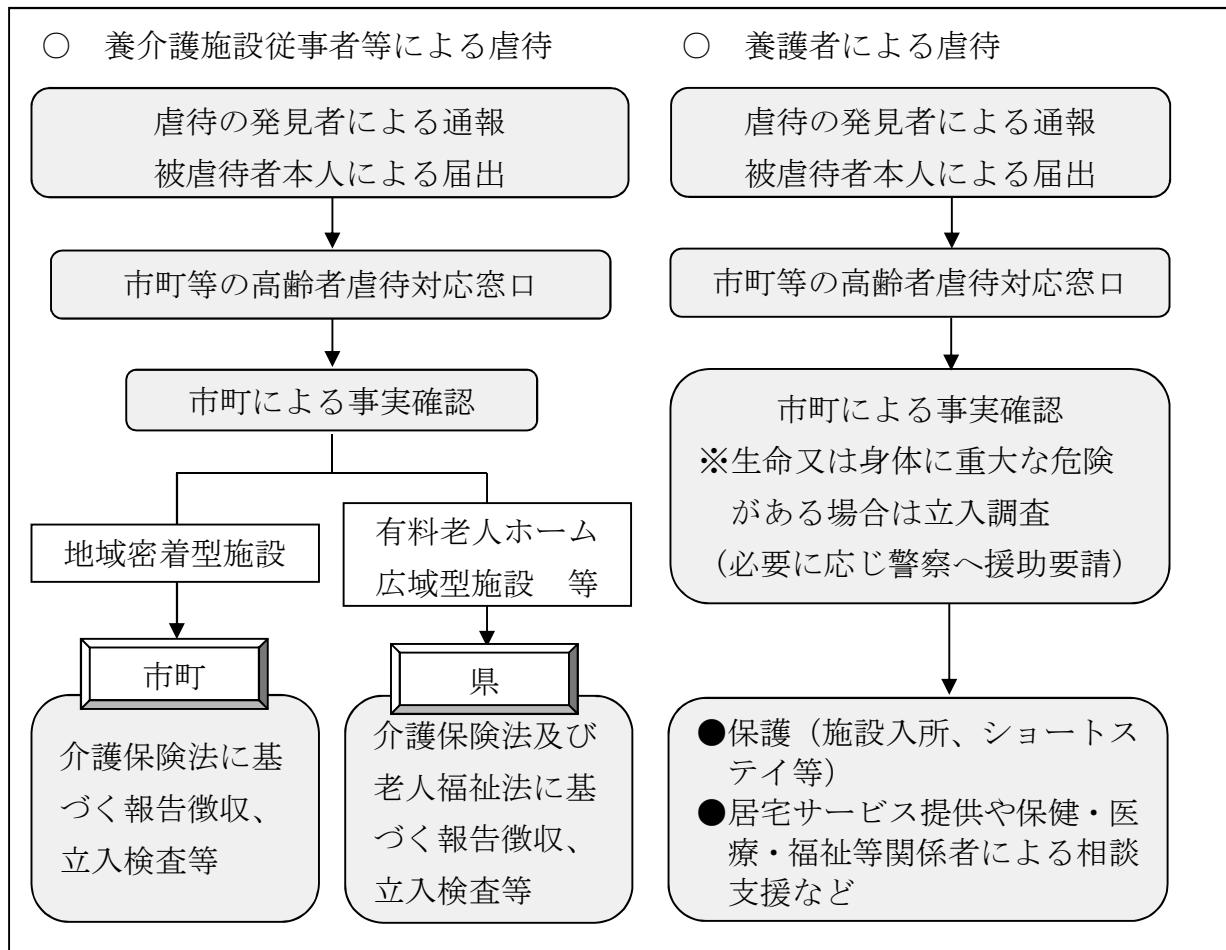
#### ア 高齢者虐待の防止対策の推進

- 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の普及啓発や虐待通報・相談窓口の周知を行い、県民の理解と協力による高齢者虐待防止を推進します。
- 地域包括支援センターを中心とした、保健・医療・福祉をはじめ、消費生活、権利擁護、警察等関係機関との連携による虐待防止ネットワークの強化に向けた市町の取組を支援します。
- 高齢者虐待をより早く的確に発見し、関係者の知識や援助技術、多職種連携による適切な対応や支援が展開できるよう、地域包括支援センター等に対する専門的な業務相談体制の確保に係る助言や研修等を実施します。
- 高齢者虐待の防止と家族介護者への支援の観点に立って、「福祉の輪づくり運動」等と連携した家族介護者を見守り支える地域づくりを支援します。
- 介護保険施設等に対しては、高齢者虐待の防止、身体的拘束の原則禁止等の観点から、虐待や身体的拘束についての理解促進や、虐待防止の取組についての指導等を行い、施設における高齢者の尊厳の保持に努めます。

【表3- I -2-6】高齢者に係る虐待件数

区分	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
養護者による虐待	96件	96件	110件	129件	100件
養介護施設従事者による虐待	4 件	3 件	7 件	8 件	0 件

【図3-I-2-7】虐待に気づいた場合の対応



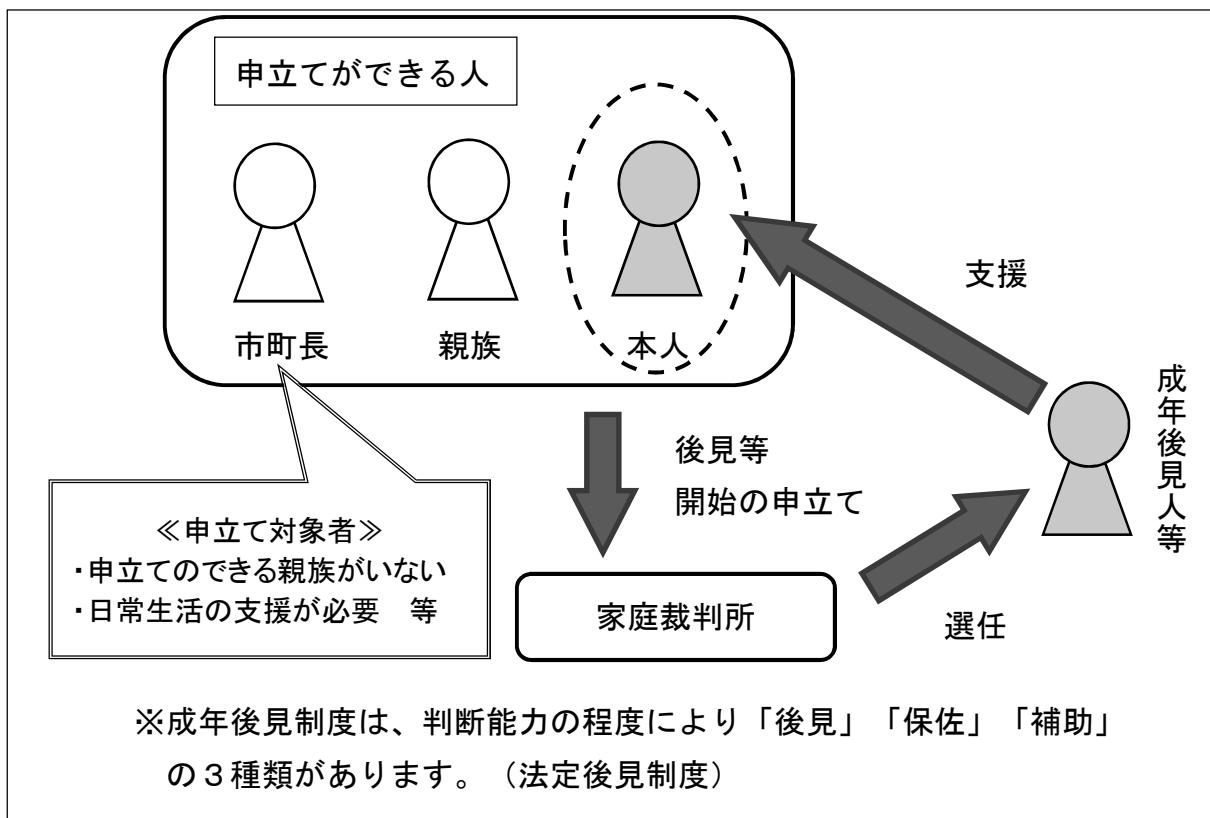
#### イ 高齢者の権利擁護の推進

- 判断能力が十分でない高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、社会福祉協議会における地域福祉権利擁護事業の一層の推進に向けた取組を支援します。
- 成年後見制度利用促進法に基づき、成年後見制度の利用を促進するため、制度の周知啓発に努めるとともに、地域の特性に応じた自主的・主体的な市町の取組を支援します。
- 支援を必要とする方の意思を尊重し、心身や生活状況等に応じた適切な援助が実施できるよう、市町における関係機関と連携した地域連携ネットワーク体制の構築及びその中核となる機関の整備を促進するとともに、成年後見制度利用促進法に基づく市町計画の策定を促進します。
- 親族や専門家による成年後見を受けることができない人も必要な後見が受けられるよう、社会福祉法人等による法人後見の取組や市町による市民後見人の育成等の取組を支援します。

【表3-I-2-7】地域福祉権利擁護事業の実施状況

区分	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
契約件数	1,092件	1,107件	1,114件

【図3-I-2-8】成年後見制度の概要



〔数値目標9〕権利擁護の推進

指標	令和元年度 (2019)	令和5年度(目標値) (2023)
成年後見制度利用促進法に基づく市町計画を策定している市町数	2市町	19市町

#### (4) 災害時における要配慮者への支援

- 平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災において、多くの高齢者が犠牲となったことを踏まえ、「避難行動要支援者名簿」を活用した実効性の高い避難支援が円滑に行われるよう、県の「要配慮者マニュアル策定ガイドライン」に基づき、市町の「要配慮者マニュアル」及び「避難行動要支援者名簿」、「個別計画」の作成等に、必要な助言指導を行い、災害時に特に配慮が必要となる高齢者等への支援に努めます。
- 災害時に避難支援等に携わる地域の自主防災組織の育成に取り組むとともに

に、マニュアルや在宅の高齢者等の個別計画等の実効性を高めるため、避難訓練等を実施する市町等を支援し、災害リスクの高い地域における避難体制づくりを促進します。

#### (5) 感染症発生時の要援護者への支援

- 新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止について、各発生段階における対策を実施するとともに、感染症発生時には、在宅の高齢者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療等）等に取り組む市町の支援に努めます。

### 第3 介護サービスの充実

【表3-I-3】介護保険制度におけるサービスの種類

介護給付	予防給付
○居宅介護支援サービス	○介護予防支援サービス
○居宅サービス ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 ・通所介護 ・通所リハビリテーション ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 ・特定施設入居者生活介護 ※ ・福祉用具貸与 ・特定福祉用具販売 ・住宅改修(居宅サービス)	○介護予防サービス ・介護予防訪問入浴介護 ・介護予防訪問看護 ・介護予防訪問リハビリテーション ・介護予防居宅療養管理指導 ・介護予防通所リハビリテーション ・介護予防短期入所生活介護 ・介護予防短期入所療養介護 ・介護予防特定施設入居者生活介護 ※ ・介護予防福祉用具貸与 ・特定介護予防福祉用具販売 ・住宅改修(介護予防サービス)
○地域密着型サービス ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護 ※ ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ※ ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ※ ・看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス) ・地域密着型通所介護	○地域密着型介護予防サービス ・介護予防認知症対応型通所介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護 ・介護予防認知症対応型共同生活介護 ※
○施設サービス ・介護老人福祉施設 ※ ・介護老人保健施設 ※ ・介護医療院 ※ ・介護療養型医療施設 ※	

※のサービスは、「施設・居住系サービス」に掲載

○地域支援事業 ・介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業） ・包括的支援事業（地域包括支援センターの運営等） ・任意事業（家族介護支援事業等）
---

### <現状と課題>

- 高齢化の進行に伴い、介護サービスを必要とする方の増加が見込まれるため、必要なサービスが円滑に提供される体制を確保するとともに、サービスの質の向上に向けた関係団体及び事業者の取組への支援が必要です。
- サービス見込量に対応できるよう、小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護サービスの充実が必要です。
- 高齢者が身近な地域で必要なリハビリテーションを受けられるよう、訪問・通所リハビリテーションサービスの充実が必要です。
- 介護療養型医療施設が、療養病床の再編成に伴い令和6(2024)年3月をもって廃止される予定であることから、入院患者や家族の方々が不安を抱くことがないよう、関係機関と連携しつつ、他の施設・居住系サービス等への円滑な転換を計画的に進めていくことが必要です。

### <六次プランにおける介護サービス見込量等の計画と実績>

#### 居宅サービス等のサービス見込量と実績（介護予防サービスを除く）

##### 【居宅介護支援】

(単位：人／年)

区分	平成28年度	計画値(R2年度)	実績見込(R2年度)	計画比
居宅介護支援（人）	402,984	448,356	416,040	92.8%

(注) 実績見込(R2年度)：各市町の推計数値（「見える化」システムの「将来推計機能」による）の集計（以下、同じ。）。

▼ 概ね順調に推移しています。

##### 【居宅サービス】

(単位：回・日／年)

区分	平成28年度	計画値(R2年度)	実績見込(R2年度)	計画比
訪問介護（回）	2,830,089	3,041,069	2,669,581	87.8%
訪問看護（回）	313,784	403,292	399,077	99.0%
訪問リハビリテーション（回）	178,980	204,272	188,440	92.2%
通所介護（回）	2,198,921	2,743,448	2,531,555	92.3%
通所リハビリテーション（回）	608,836	660,407	583,974	88.4%
短期入所生活介護（日）	538,856	615,241	531,737	86.4%

▼ 概ね順調に推移しています。

**【地域密着型サービス】**

(単位：回・人／年)

区分	平成28年度	計画値(R2年度)	実績見込(R2年度)	計画比
認知症対応型通所介護（回）	176,572	207,041	151,771	73.3%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（人）	4,416	13,164	14,448	109.8%
小規模多機能型居宅介護（人）	16,680	21,180	16,584	78.3%
看護小規模多機能型居宅介護（人）	600	4,548	2,040	44.9%

▼ 看護小規模多機能型居宅介護の利用が進んでいません。

**介護予防サービスの利用見込量と実績****【居宅サービス】**

(単位：人・回・日／年)

区分	平成28年度	計画値(R2年度)	実績見込(R2年度)	計画比
介護予防訪問看護（回）	38,027	59,944	59,668	99.5%
介護予防訪問リハビリテーション（回）	28,077	37,020	30,986	83.7%
介護予防通所リハビリテーション（人）	29,400	37,452	33,996	90.8%
介護予防短期入所生活介護（日）	11,358	16,207	9,770	60.3%

▼ 概ね順調に推移しています。

**施設・居住系サービスの入所定員総数の計画と実績（療養病床からの転換分を除く）****【施設サービス】**

(単位：人)

区分	平成29年度	計画値(R2年度)	実績見込(R2年度)	計画比
介護老人福祉施設	6,547	6,579	6,618	100.6%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1,452	1,635	1,509	92.3%
介護老人保健施設	5,013	5,013	4,887	97.5%
介護医療院	-	(1,236)	(1,685)	(136.3%)
介護療養型医療施設	1,625	600	180	30.0%

※介護療養型医療施設については、療養病床の再編成に伴い廃止されることから、他の施設・居住系サービス等への転換を進めています。なお、廃止期限は、平成30(2018)年3月末から令和6(2024)年3月末まで延長されています。

▼ 概ね順調に推移しています。

## 【居住系サービス】

(単位：人)

区分	平成29年度	計画値(R2年度)	実績見込(R2年度)	計画比
認知症対応型共同生活介護	2,706	2,839	2,682	94.5%
介護専用型特定施設入居者生活介護	60	140	60	42.9%
混合型特定施設入居者生活介護	1,311	1,311	2,046	156.1%
地域密着型特定施設入居者生活介護	116	116	114	98.3%

(注) 混合型特定施設入居者生活介護は、母体となる施設（外部サービス利用型特定施設を含まない）の定員数の70%として算定しています。

▼ 介護専用型特定施設入居者生活介護の利用が進んでいません。

## 費用額の推移

(単位：百万円)

年度	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
費用額	117,523	121,979	126,938	127,706	129,448	131,209	132,432	134,772
在宅サービス	56,408	59,711	63,467	65,601	67,644	68,604	68,402	69,506
居住系サービス	12,249	12,805	13,271	13,311	13,416	13,803	14,068	14,167
施設サービス	48,865	49,462	50,200	48,794	48,388	48,802	49,962	51,098

(単位：円)

年度	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
第1号被保険者1人1月当たり費用額	22,709.3	22,984.2	23,350.0	23,067.5	23,621.8	23,732.4	23,815.4	24,182.5
第1号被保険者1人1月当たり費用額(全国)	22,224.7	22,531.8	22,878.0	22,926.6	23,588.6	23,802.8	24,021.2	—

[資料]「介護保険事業状況報告（年報・月報）」（厚生労働省）

## &lt;取組方針&gt;

高齢者の増加等に伴う要支援・要介護認定者数の増加等に対応し、高齢者一人ひとりの介護ニーズに応じた介護サービスが提供されるよう、サービス提供体制を整備するとともに、利用者主体の体制づくりや介護サービスの質の向上に向けた取組を推進します。

## 1 介護サービスの見込量と提供体制の整備

市町との連携の下、介護サービスの見込量を設定し、居宅サービスと施設・居住系サービスとのバランスに配慮したサービス提供体制を整備します。

また、介護保険施設の居住環境の改善や療養病床の再編成を円滑に推進します。

### (1) 居宅介護支援サービス、介護予防支援サービス

- 居宅介護支援は、居宅介護支援事業所において介護支援専門員が居宅の要介護者の居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス利用に係る事業者等との連絡調整や施設入所が必要な場合の紹介等を行うものです。
- 介護予防支援は、地域包括支援センターにおいて、要支援者の介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス利用に係る事業者等との連絡調整等を行うものです。
- 居宅サービス計画の作成など介護保険サービス利用の要となる介護支援専門員の養成・確保を図るとともに、適切な居宅介護支援サービスの提供ができるよう、主任介護支援専門員の養成やケアマネジメントのレベルアップに向けた取組を進めます。

【表3-I-3-1】居宅介護支援（年間利用見込者数）

(単位:人)

区分	計画前 令和元年度 (2019)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
岩国圏域	40,555	40,332	41,112	41,712	41,436	39,888
柳井圏域	25,248	25,080	25,116	24,876	24,564	22,032
周南圏域	64,062	68,340	70,068	71,868	72,912	81,756
山口・防府圏域	86,502	88,308	90,960	93,624	97,032	120,312
宇部・小野田圏域	83,277	85,536	87,072	88,548	91,632	107,076
下関圏域	85,509	88,956	91,524	92,736	94,716	92,916
長門圏域	13,139	13,608	13,668	13,728	13,764	13,548
萩圏域	17,336	16,248	16,188	16,356	16,308	15,504
県計	415,628	426,408	435,708	443,448	452,364	493,032

【表3-I-3-2】介護予防支援（年間利用見込者数）

(単位:人)

区分	計画前 令和元年度 (2019)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
岩国圏域	9,868	10,392	10,524	10,572	10,632	9,708
柳井圏域	5,575	5,640	5,652	5,616	5,604	4,848
周南圏域	18,279	19,332	19,776	20,076	20,808	20,928
山口・防府圏域	29,193	31,296	32,232	32,952	34,188	39,804
宇部・小野田圏域	21,652	23,196	23,328	23,460	24,504	25,200
下関圏域	25,124	25,464	25,908	26,148	26,352	24,252
長門圏域	2,647	2,796	2,772	2,784	2,772	2,568
萩圏域	4,523	5,136	5,112	5,112	5,076	4,524
県計	116,861	123,252	125,304	126,720	129,936	131,832

## (2) 居宅サービス、介護予防サービス

- 居宅サービスは、高齢者が介護を要する状態となっても、可能な限り住み慣れた居宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者の選択とニーズに応じて提供されるサービスです。
- 居宅サービスの見込量については、これまでの利用実績や地域のニーズ等を踏まえるとともに、介護予防サービスの効果などを考慮して市町が設定したものを集計し、適切なサービス量の提供と質の向上に向け、サービス提供体制の充実を図ります。

### ア 訪問介護

- 訪問介護は、訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や、調理、洗たく、掃除等の家事の援助を行うもので、利用者が居宅で自立した日常生活を営むための基本となるサービスです。
- サービス見込量に対応できるよう、多様な事業主体の参入の促進や訪問介護員の養成研修の拡充を図り、サービスの提供を進めます。

【表3- I -3-3】訪問介護（年間利用見込回数）

(単位:回)

区分	計画前 令和元年度 (2019)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
岩国圏域	213,922	214,606	217,904	222,188	217,702	210,209
柳井圏域	140,681	152,741	154,757	153,856	148,356	132,358
周南圏域	681,907	730,913	737,435	760,814	772,567	889,433
山口・防府圏域	629,363	636,568	649,873	672,565	684,722	861,385
宇部・小野田圏域	325,020	327,452	335,898	342,746	357,222	432,091
下関圏域	451,017	511,354	528,314	537,176	550,739	546,467
長門圏域	81,617	84,869	84,869	85,145	85,087	82,685
萩圏域	110,026	95,878	95,322	96,430	96,018	92,023
県計	2,633,553	2,754,379	2,804,372	2,870,921	2,912,413	3,246,650

## イ 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

- 訪問入浴介護は、身体の清潔の保持や心身機能の維持等を図るため、浴槽を積んだ入浴車等で居宅を訪問し、入浴の介護を行うもので、特に、重度要介護者の居宅での生活を支えるために必要なサービスです。
- サービス見込量に対応できるよう、多様な事業主体の参入の促進などを図り、サービスの提供を進めます。

【表3-I-3-4】訪問入浴介護（年間利用見込回数）

(単位:回)

区分	計画前 令和元年度 (2019)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
岩国圏域	3,478	3,374	3,428	3,428	3,240	3,059
柳井圏域	1,394	1,003	1,003	1,003	841	722
周南圏域	3,277	4,054	4,069	4,238	4,123	4,457
山口・防府圏域	5,683	6,562	6,784	7,054	7,212	9,355
宇部・小野田圏域	3,626	3,486	3,533	3,590	3,780	4,865
下関圏域	5,739	7,050	7,403	7,576	7,832	8,054
長門圏域	635	682	738	738	738	824
萩圏域	707	716	716	716	716	716
県計	24,539	26,927	27,674	28,344	28,483	32,053

【表3-I-3-5】介護予防訪問入浴介護（年間利用見込回数）

(単位:回)

区分	計画前 令和元年度 (2019)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
岩国圏域	52	-	-	-	-	-
柳井圏域	-	6	6	6	6	-
周南圏域	-	-	-	-	-	-
山口・防府圏域	-	-	-	-	-	-
宇部・小野田圏域	-	-	-	-	-	-
下関圏域	-	-	-	-	-	-
長門圏域	-	-	-	-	-	-
萩圏域	-	-	-	-	-	-
県計	52	6	6	6	6	-

## ウ 訪問看護、介護予防訪問看護

- 訪問看護は、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るため、主治医の指示に基づき、看護師等が居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行うもので、特に医療ニーズの高い利用者の在宅療養生活を支えるサービスです。
- サービス見込量に対応できるよう、地域の実情を踏まえながら、訪問看護ステーション（サテライト型を含む）や病院、診療所によるサービスの提供を進めるとともに、主治医と訪問看護事業所との密接な連携等を図り、サービスの充実に努めます。

【表3-I-3-6】訪問看護（年間利用見込回数）

(単位:回)

区分	計画前 令和元年度 (2019)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
岩国圏域	35,130	43,896	47,845	51,502	50,437	48,935
柳井圏域	29,739	33,600	32,940	32,584	32,178	30,698
周南圏域	40,851	46,918	49,150	50,580	50,924	56,636
山口・防府圏域	105,701	107,376	107,491	110,558	115,354	145,052
宇部・小野田圏域	70,892	83,470	85,835	87,854	93,601	114,601
下関圏域	58,083	71,899	74,170	75,337	77,323	76,402
長門圏域	8,171	8,078	8,078	8,488	8,406	8,261
萩圏域	16,307	19,248	19,192	19,477	19,339	18,520
県計	364,874	414,485	424,700	436,380	447,563	499,105

【表3-I-3-7】介護予防訪問看護（年間利用見込回数）

(単位:回)

区分	計画前 令和元年度 (2019)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
岩国圏域	4,108	5,470	5,470	5,470	5,575	5,068
柳井圏域	3,555	4,103	4,277	4,277	4,085	3,076
周南圏域	4,583	5,441	5,540	5,696	5,920	5,959
山口・防府圏域	15,781	18,238	18,707	19,158	19,796	23,352
宇部・小野田圏域	13,348	15,245	15,317	15,510	16,147	17,136
下関圏域	8,841	9,072	9,277	9,407	9,482	8,759
長門圏域	1,119	1,310	1,310	1,310	1,310	1,193
萩圏域	1,699	2,752	2,752	2,690	2,690	2,406
県計	53,034	61,630	62,650	63,518	65,006	66,948

## エ 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

- 訪問リハビリテーションは、主治医の指示に基づき、理学療法士、作業療法士等が居宅を訪問し、必要なリハビリテーションを行うもので、利用者的心身の機能の維持回復を図るサービスです。
- サービス見込量に対応できるよう、介護老人保健施設や介護医療院、病院、診療所等によるサービスの提供を進めます。

【表3- I -3-8】訪問リハビリテーション（年間利用見込回数）

(単位:回)

区分	計画前 令和元年度 (2019)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
岩国圏域	20,588	23,570	23,990	24,466	23,754	22,714
柳井圏域	4,208	5,527	5,527	5,749	4,649	4,082
周南圏域	35,976	40,817	42,170	43,367	43,889	48,736
山口・防府圏域	15,109	18,822	19,543	20,263	20,306	25,543
宇部・小野田圏域	25,196	25,357	26,368	26,802	28,614	33,853
下関圏域	70,980	69,863	72,311	73,403	75,224	74,560
長門圏域	12,443	11,494	11,494	11,728	11,728	11,521
萩圏域	6,369	8,195	8,195	8,126	8,126	7,608
県計	190,869	203,645	209,598	213,904	216,290	228,617

【表3- I -3-9】介護予防訪問リハビリテーション（年間利用見込回数）

(単位:回)

区分	計画前 令和元年度 (2019)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
岩国圏域	1,913	3,102	3,379	3,379	3,379	2,946
柳井圏域	1,388	2,080	2,080	2,200	2,056	2,125
周南圏域	6,030	7,542	8,094	8,440	8,711	8,838
山口・防府圏域	2,534	2,909	2,909	3,139	3,274	3,725
宇部・小野田圏域	2,708	2,717	2,736	2,750	2,844	3,070
下関圏域	11,628	11,537	11,795	11,948	11,948	11,174
長門圏域	1,421	2,026	2,026	2,089	2,026	1,765
萩圏域	1,452	1,147	1,147	1,147	1,147	1,010
県計	29,074	33,059	34,165	35,093	35,384	34,654

## 才 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導

- 居宅療養管理指導は、医師、歯科医師、薬剤師等が通院の困難な利用者の居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うもので、利用者の在宅療養生活を支えるサービスです。
- サービス見込量に対応できるよう、居宅療養管理指導事業所によるサービスの提供を進めます。

【表3- I -3-10】居宅療養管理指導（年間利用見込者数）

(単位:人)

区分	計画前 令和元年度 (2019)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
岩国圏域	10,656	11,496	11,724	11,928	11,712	11,256
柳井圏域	3,296	3,408	3,372	3,396	3,372	3,408
周南圏域	11,483	13,020	13,596	14,124	14,280	15,432
山口・防府圏域	14,699	17,436	17,928	18,444	19,092	24,324
宇部・小野田圏域	15,519	18,288	18,756	19,248	20,460	24,948
下関圏域	15,291	16,272	16,824	17,088	17,508	17,364
長門圏域	640	744	756	768	768	768
萩圏域	1,909	1,956	1,956	1,980	1,980	1,872
県計	73,493	82,620	84,912	86,976	89,172	99,372

【表3- I -3-11】介護予防居宅療養管理指導（年間利用見込者数）

(単位:人)

区分	計画前 令和元年度 (2019)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
岩国圏域	454	564	576	576	576	516
柳井圏域	203	312	312	312	300	252
周南圏域	461	516	528	576	588	588
山口・防府圏域	882	1,200	1,260	1,272	1,332	1,548
宇部・小野田圏域	1,126	1,236	1,248	1,260	1,320	1,368
下関圏域	1,101	1,116	1,140	1,152	1,152	1,068
長門圏域	27	48	48	48	48	48
萩圏域	78	144	144	144	144	132
県計	4,332	5,136	5,256	5,340	5,460	5,520

## 力 通所介護

- 通所介護は、通所介護事業所に通い、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話と機能訓練を行うもので、利用者の社会的孤立感の解消、心身の機能の維持及び家族の身体的・精神的負担の軽減を図るサービスです。
- サービス見込量に対応できるよう、多様な事業主体の参入の促進などを図り、サービスの提供を進めます。

【表3-I-3-12】通所介護（年間利用見込回数）

(単位:回)

区分	計画前 令和元年度 (2019)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
岩国圏域	168,979	188,005	191,819	194,518	193,912	186,540
柳井圏域	112,079	101,731	101,593	101,218	102,307	106,024
周南圏域	420,223	450,113	461,698	474,061	484,415	557,464
山口・防府圏域	529,902	553,398	562,162	578,081	602,096	745,657
宇部・小野田圏域	601,175	627,829	641,461	654,107	684,695	811,226
下関圏域	484,812	512,744	528,265	535,744	547,910	539,707
長門圏域	49,353	57,829	58,003	58,226	58,495	57,599
萩圏域	111,292	107,389	107,243	108,068	108,024	103,222
県計	2,477,815	2,599,039	2,652,244	2,704,022	2,781,854	3,107,438

《参考》 【表3-I-3-13】通所介護（地域密着型通所介護を含む）（年間利用見込回数）

(単位:回)

区分	計画前 令和元年度 (2019)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
岩国圏域	231,320	252,846	258,176	261,788	260,858	251,336
柳井圏域	174,902	166,549	165,469	164,473	162,882	160,447
周南圏域	498,427	535,496	549,108	563,561	575,357	658,175
山口・防府圏域	709,309	718,753	734,346	752,610	785,653	979,052
宇部・小野田圏域	789,364	819,288	836,603	852,286	891,878	1,049,671
下関圏域	691,817	729,479	751,403	761,686	778,417	766,231
長門圏域	68,197	72,890	73,510	74,167	74,531	72,101
萩圏域	136,477	129,691	129,434	130,421	130,352	124,010
県計	3,299,813	3,424,993	3,498,049	3,560,992	3,659,929	4,061,024

(注) 地域密着型通所介護（年間利用見込回数）はP71に掲載

## キ 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション

- 通所リハビリテーションは、介護老人保健施設や介護医療院、病院、診療所に通い、理学療法、作業療法等の必要なリハビリテーションを行うもので、利用者的心身の機能の維持回復を図るサービスです。
- サービス見込量に対応できるよう、介護老人保健施設や介護医療院、病院、診療所によるサービスの提供を進めます。

【表3-I-3-14】通所リハビリテーション（年間利用見込回数）

(単位:回)

区分	計画前 令和元年度 (2019)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
岩国圏域	85,564	88,423	90,059	91,622	91,436	87,978
柳井圏域	29,782	25,523	25,597	25,742	24,536	22,709
周南圏域	91,972	92,220	94,157	96,692	98,201	106,385
山口・防府圏域	153,853	158,137	162,966	167,852	173,978	217,463
宇部・小野田圏域	108,458	102,971	105,592	107,683	111,918	129,960
下関圏域	128,190	124,487	127,958	129,593	132,468	129,814
長門圏域	11,934	13,290	13,290	13,385	13,465	13,393
萩圏域	17,262	17,266	17,351	17,351	17,351	16,452
県計	627,015	622,316	636,970	649,921	663,354	724,153

【表3-I-3-15】介護予防通所リハビリテーション（年間利用見込者数）

(単位:人)

区分	計画前 令和元年度 (2019)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
岩国圏域	4,285	4,404	4,476	4,488	4,536	4,128
柳井圏域	1,563	1,632	1,620	1,620	1,524	1,392
周南圏域	5,949	6,252	6,324	6,372	6,588	6,468
山口・防府圏域	8,762	9,216	9,528	9,744	10,116	12,036
宇部・小野田圏域	5,394	5,232	5,280	5,316	5,580	5,760
下関圏域	7,753	7,764	7,896	7,968	8,028	7,380
長門圏域	297	252	252	252	240	228
萩圏域	1,193	1,488	1,488	1,476	1,476	1,308
県計	35,196	36,240	36,864	37,236	38,088	38,700

## ク 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護

- 短期入所生活介護は、介護老人福祉施設等に短期間入所して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行うもので、利用者の心身の機能の維持及び家族の身体的・精神的負担の軽減を図るサービスです。
- サービス見込量に対応できるよう、介護老人福祉施設に併設されたショートステイ専用ベッド等の確保を図り、サービスの提供を進めます。

【表3- I -3-16】短期入所生活介護（年間利用見込日数）

(単位:日)

区分	計画前 令和元年度 (2019)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
岩国圏域	54,132	57,006	57,931	59,021	58,138	55,589
柳井圏域	34,044	36,991	36,690	35,683	32,332	27,730
周南圏域	83,666	73,823	76,596	78,890	79,591	86,993
山口・防府圏域	106,991	107,856	111,012	114,617	117,938	149,207
宇部・小野田圏域	130,173	129,112	131,716	134,618	141,095	169,942
下関圏域	112,965	115,813	120,193	122,867	126,372	127,586
長門圏域	18,961	20,202	20,202	20,678	20,869	20,827
萩圏域	27,547	25,268	25,019	25,392	25,268	24,208
県計	568,479	566,071	579,359	591,767	601,603	662,081

【表3- I -3-17】介護予防短期入所生活介護（年間利用見込日数）

(単位:日)

区分	計画前 令和元年度 (2019)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
岩国圏域	486	596	596	596	596	533
柳井圏域	883	1,022	1,022	1,022	1,132	1,013
周南圏域	2,069	1,264	1,264	1,264	1,343	1,264
山口・防府圏域	3,754	3,468	3,635	3,635	3,922	4,526
宇部・小野田圏域	2,044	2,017	2,021	2,027	2,126	2,284
下関圏域	1,435	1,147	1,147	1,147	1,147	1,147
長門圏域	439	180	180	180	180	180
萩圏域	881	788	788	788	788	726
県計	11,991	10,483	10,654	10,660	11,234	11,672

## ケ 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護

- 短期入所療養介護は、介護老人保健施設や介護医療院、介護療養型医療施設等に短期間入所して、看護、医学的管理の下における介護や機能訓練等を行うもので、利用者の療養生活を支え、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るサービスです。
- サービス見込量に対応できるよう、介護老人保健施設等でのサービスの提供を進めます。

【表3-I-3-18】短期入所療養介護（年間利用見込日数）

(単位:日)

区分	計画前 令和元年度 (2019)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
岩国圏域	8,266	8,377	8,630	8,707	8,510	8,287
柳井圏域	2,435	2,147	2,131	2,136	2,000	1,949
周南圏域	6,088	6,104	6,196	6,658	6,558	7,228
山口・防府圏域	5,667	6,292	6,292	6,630	7,021	8,711
宇部・小野田圏域	6,786	5,713	5,984	6,288	6,479	7,732
下関圏域	7,459	6,320	6,548	6,785	6,785	6,714
長門圏域	2,406	3,035	3,035	3,176	3,074	3,318
萩圏域	130	-	-	-	-	-
県計	39,237	37,988	38,816	40,380	40,428	43,938

【表3-I-3-19】介護予防短期入所療養介護（年間利用見込日数）

(単位:日)

区分	計画前 令和元年度 (2019)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
岩国圏域	72	43	43	43	43	43
柳井圏域	74	24	24	24	6	-
周南圏域	176	139	139	139	139	139
山口・防府圏域	486	557	557	626	626	626
宇部・小野田圏域	60	36	36	36	36	36
下関圏域	273	248	248	248	248	248
長門圏域	4	-	-	-	-	-
萩圏域	-	-	-	-	-	-
県計	1,145	1,048	1,048	1,117	1,099	1,093

## コ 福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与

- 福祉用具貸与は、福祉用具専門相談員の助言を受けて、車いすや特殊寝台等の福祉用具の貸与を行うもので、利用者の日常生活上の便宜を図り、機能訓練に資するとともに、介護者の負担軽減を図るサービスです。
- サービス見込量に対応できるよう、多様な事業主体の参入の促進などサービスの提供を進めます。

【表3-I-3-20】福祉用具貸与（年間利用見込者数）

(単位:人)

区分	計画前 令和元年度 (2019)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
岩国圏域	24,696	25,416	25,896	26,340	26,016	25,116
柳井圏域	14,874	15,588	15,552	15,468	15,324	14,688
周南圏域	39,364	44,004	45,540	46,872	47,484	53,184
山口・防府圏域	56,766	59,364	61,128	63,000	65,088	81,372
宇部・小野田圏域	50,776	53,976	55,068	56,172	58,524	69,504
下関圏域	51,707	55,716	57,432	58,212	59,520	58,716
長門圏域	8,235	8,724	8,736	8,772	8,844	8,748
萩圏域	10,874	10,488	10,440	10,548	10,536	10,020
県計	257,292	273,276	279,792	285,384	291,336	321,348

【表3-I-3-21】介護予防福祉用具貸与（年間利用見込者数）

(単位:人)

区分	計画前 令和元年度 (2019)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
岩国圏域	6,688	7,212	7,308	7,356	7,392	6,756
柳井圏域	4,149	4,020	4,032	4,008	3,984	3,900
周南圏域	13,736	15,048	15,684	16,212	16,716	16,896
山口・防府圏域	22,098	24,432	25,140	25,704	26,676	30,936
宇部・小野田圏域	17,817	19,428	19,548	19,704	20,724	21,432
下関圏域	18,823	19,992	20,340	20,532	20,700	19,068
長門圏域	2,226	2,400	2,400	2,412	2,412	2,232
萩圏域	3,525	4,044	4,020	4,020	3,984	3,552
県計	89,062	96,576	98,472	99,948	102,588	104,772

## サ 特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売

- 特定福祉用具販売は、貸与になじまない入浴や排せつに使用する特定福祉用具（入浴補助用具、簡易浴槽、腰掛便座等）を、福祉用具専門相談員が選定の援助、取付け、調整等を行った上で販売するもので、利用者の日常生活上の便宜を図り、機能訓練に資するとともに、介護者の負担軽減を図るサービスです。
- サービス見込量に対応できるよう、多様な事業主体の参入の促進などサービスの提供を進めます。

【表3-I-3-22】特定福祉用具販売（年間利用見込者数）

(単位:人)

区分	計画前 令和元年度 (2019)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
岩国圏域	445	408	408	408	420	408
柳井圏域	231	264	264	264	228	216
周南圏域	663	768	780	792	828	888
山口・防府圏域	764	888	888	900	960	1,212
宇部・小野田圏域	711	864	888	912	984	1,200
下関圏域	822	768	792	804	816	804
長門圏域	135	120	120	120	120	108
萩圏域	162	204	204	204	204	204
県計	3,933	4,284	4,344	4,404	4,560	5,040

【表3-I-3-23】特定介護予防福祉用具販売（年間利用見込者数）

(単位:人)

区分	計画前 令和元年度 (2019)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
岩国圏域	154	180	180	180	180	156
柳井圏域	112	156	156	156	156	108
周南圏域	280	420	420	420	444	456
山口・防府圏域	313	264	300	300	312	336
宇部・小野田圏域	349	396	420	444	456	528
下関圏域	448	564	576	576	576	528
長門圏域	32	36	36	36	36	36
萩圏域	75	108	108	108	108	108
県計	1,763	2,124	2,196	2,220	2,268	2,256

### シ 住宅改修（居宅サービス、介護予防サービス）

- 住宅改修は、手すりの取付けや段差の解消等の住宅改修を行ったときに、一定額を限度として改修経費を支給するもので、利用者が住み慣れた居宅において、安全に安心して生活できるようにするサービスです。

【表3-I-3-24】住宅改修（居宅）（年間利用見込者数）

(単位:人)

区分	計画前 令和元年度 (2019)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
岩国圏域	466	480	480	480	504	480
柳井圏域	179	276	276	276	216	180
周南圏域	488	456	468	468	480	528
山口・防府圏域	659	576	588	588	588	648
宇部・小野田圏域	687	828	864	876	912	1,092
下関圏域	772	804	816	852	876	852
長門圏域	116	168	168	168	180	180
萩圏域	103	108	108	108	108	96
県計	3,470	3,696	3,768	3,816	3,864	4,056

【表3-I-3-25】住宅改修（介護予防）（年間利用見込者数）

(単位:人)

区分	計画前 令和元年度 (2019)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
岩国圏域	241	312	312	312	312	288
柳井圏域	162	180	180	180	180	144
周南圏域	350	396	420	432	468	456
山口・防府圏域	478	444	444	444	444	468
宇部・小野田圏域	525	576	588	600	624	660
下関圏域	743	756	768	768	780	708
長門圏域	49	84	84	84	84	84
萩圏域	90	180	180	180	180	168
県計	2,638	2,928	2,976	3,000	3,072	2,976

### (3) 地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス

- 地域密着型サービスは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活が継続できるよう、地域の実情に応じて、身近な市町で柔軟に提供されるサービスです。
- 原則として事業所の所在する市町の住民のみが利用できるサービスで、地域密着型サービスの見込量は、事業者の参入動向や地域のニーズ等を踏まえながら、各市町が設定したものを集計します。
- 高齢者が住み慣れた身近な地域でサービスを利用できるよう、各市町で定める「日常生活圏域」ごとのバランスにも配慮しながら、サービスの提供を促進します。また、施設整備に当たっては、空き家等の地域資源の有効活用を支援します。

#### ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、日中、夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又は密接に連携しながら、24時間365日、短時間の定期の訪問と随時の対応を行うもので、重度者をはじめとした利用者の在宅生活を支えるサービスです。
- サービス見込量に対応できるよう、多様な事業主体の参入の促進や訪問介護看護職員の確保を図り、地域の実情に即したサービスの充実に努めます。

【表3-I-3-26】定期巡回・随時対応型訪問介護看護（年間利用見込者数）

(単位:人)

区分	計画前 令和元年度 (2019)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
岩国圏域	17	12	12	12	12	12
柳井圏域	242	264	288	312	348	348
周南圏域	429	828	888	936	960	996
山口・防府圏域	1,671	4,104	4,380	5,028	5,196	6,612
宇部・小野田圏域	4,689	5,052	5,160	5,268	5,544	6,600
下関圏域	5,749	5,580	5,736	5,832	5,976	5,916
長門圏域	16	24	24	24	-	-
萩圏域	49	84	96	96	96	96
県計	12,862	15,948	16,584	17,508	18,132	20,580

## イ 夜間対応型訪問介護

- 夜間対応型訪問介護は、夜間、定期的に利用者宅を巡回して行う定期の訪問と、利用者からの通報による随時の対応を組み合わせた夜間専用の訪問介護サービスで、利用者が夜間、居宅において安心して生活を送ることができるようするサービスです。
- サービス見込量に対応できるよう、多様な事業主体の参入の促進や訪問介護員の養成研修の拡充を図り、地域の実情に即したサービスの充実に努めます。

【表3-I-3-27】夜間対応型訪問介護（年間利用見込者数）

(単位:人)

区分	計画前 令和元年度 (2019)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
岩国圏域	-	-	-	-	-	-
柳井圏域	-	-	-	-	-	-
周南圏域	12	12	12	12	12	12
山口・防府圏域	885	-	-	-	-	-
宇部・小野田圏域	3	-	-	-	-	-
下関圏域	13	48	48	48	60	48
長門圏域	-	-	-	-	-	-
萩圏域	11	-	-	-	-	-
県計	924	60	60	60	72	60

## ウ 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護

- 認知症対応型通所介護は、認知症の利用者が通所介護事業所に通い、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行うもので、利用者の社会的孤立感の解消、心身の機能の維持及び家族の身体的・精神的負担の軽減を図るサービスです。
- サービス見込量に対応できるよう、多様な事業主体の参入の促進など、地域の実情に即したサービスの充実に努めます。

【表3-I-3-28】認知症対応型通所介護（年間利用見込回数）

(単位:回)

区分	計画前 令和元年度 (2019)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
岩国圏域	16,456	16,698	16,973	17,102	16,986	16,678
柳井圏域	2,627	2,316	2,316	2,316	2,478	2,693
周南圏域	14,431	13,775	14,069	14,615	14,821	15,952
山口・防府圏域	58,388	55,828	57,523	58,987	62,165	79,350
宇部・小野田圏域	37,680	35,747	36,380	37,326	38,484	44,162
下関圏域	22,690	21,268	22,049	22,579	23,038	23,117
長門圏域	3,505	4,744	4,744	4,922	4,922	4,922
萩圏域	3,094	2,765	2,765	2,765	2,765	2,674
県計	158,871	153,139	156,818	160,613	165,659	189,547

【表3-I-3-29】介護予防認知症対応型通所介護（年間利用見込回数）

(単位:回)

区分	計画前 令和元年度 (2019)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
岩国圏域	114	119	119	119	119	119
柳井圏域	7	-	-	-	-	-
周南圏域	48	48	48	48	48	48
山口・防府圏域	357	407	407	407	407	542
宇部・小野田圏域	131	281	281	288	292	299
下関圏域	44	158	158	158	158	158
長門圏域	-	-	-	-	-	-
萩圏域	4	-	-	-	-	-
県計	705	1,013	1,013	1,020	1,024	1,166

## 工 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

- 小規模多機能型居宅介護は、「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、隨時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供するもので、中・重度の介護を要する状態となった利用者の在宅生活の継続を支えるサービスです。
- サービス見込量に対応できるよう、多様な事業主体の参入の促進など、地域の実情に即したサービスの充実に努めます。

【表3-I-3-30】小規模多機能型居宅介護（年間利用見込者数）

(単位:人)

区分	計画前 令和元年度 (2019)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
岩国圏域	3,305	3,360	3,408	3,480	3,408	3,300
柳井圏域	688	1,092	1,092	1,116	1,092	1,056
周南圏域	3,259	3,972	4,140	4,200	4,308	4,752
山口・防府圏域	2,736	2,940	3,048	3,192	3,300	4,104
宇部・小野田圏域	2,601	2,676	2,772	2,832	2,964	3,348
下関圏域	3,314	3,216	3,312	3,360	3,444	3,384
長門圏域	170	156	156	156	156	120
萩圏域	988	888	888	888	888	816
県計	17,061	18,300	18,816	19,224	19,560	20,880

【表3-I-3-31】介護予防小規模多機能型居宅介護（年間利用見込者数）

(単位:人)

区分	計画前 令和元年度 (2019)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
岩国圏域	246	312	336	336	336	300
柳井圏域	115	180	192	180	180	144
周南圏域	382	420	432	444	456	468
山口・防府圏域	284	288	300	300	324	348
宇部・小野田圏域	380	336	336	336	360	372
下関圏域	366	408	420	432	432	396
長門圏域	28	36	36	36	36	36
萩圏域	291	468	468	456	456	384
県計	2,092	2,448	2,520	2,520	2,580	2,448

## 才 看護小規模多機能型居宅介護

- 看護小規模多機能型居宅介護は、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、看護と介護サービスを一体的に提供するもので、医療ニーズの高い利用者の在宅生活を支えるサービスです。
- サービス見込量に対応できるよう、介護看護職員の確保を図るとともに、利用者や事業者へサービス導入促進のための普及啓発を行い、地域の実情に即したサービスの充実に努めます。

【表3-I-3-32】看護小規模多機能型居宅介護（年間利用見込者数）

(単位:人)

区分	計画前 令和元年度 (2019)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
岩国圏域	-	-	-	-	-	-
柳井圏域	182	-	456	456	444	432
周南圏域	28	264	420	420	420	432
山口・防府圏域	867	1,404	1,596	1,848	1,956	2,496
宇部・小野田圏域	576	624	636	660	696	756
下関圏域	21	300	300	564	564	576
長門圏域	-	-	-	-	-	-
萩圏域	-	-	-	-	-	-
県計	1,674	2,592	3,408	3,948	4,080	4,692

## 力 地域密着型通所介護

- 地域密着型通所介護は、小規模の通所介護事業所（定員18人以下）に通い、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行うもので、利用者の社会的孤立感の解消、心身の機能の維持及び家族の身体的・精神的負担の軽減を図るサービスです。
- サービス見込量に対応できるよう、多様な事業主体の参入の促進など、地域の実情に即したサービスの充実に努めます。

【表3-I-3-33】地域密着型通所介護（年間利用見込回数）

(単位:回)

区分	計画前 令和元年度 (2019)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
岩国圏域	62,341	64,841	66,358	67,271	66,947	64,796
柳井圏域	62,823	64,818	63,876	63,256	60,575	54,424
周南圏域	78,204	85,384	87,410	89,500	90,942	100,711
山口・防府圏域	179,407	165,355	172,184	174,529	183,557	233,395
宇部・小野田圏域	188,189	191,459	195,142	198,179	207,184	238,445
下関圏域	207,005	216,734	223,138	225,942	230,507	226,524
長門圏域	18,844	15,061	15,506	15,941	16,036	14,502
萩圏域	25,185	22,302	22,192	22,352	22,328	20,789
県計	821,998	825,954	845,806	856,969	878,075	953,586

#### (4) 施設・居住系サービス

- 施設・居住系サービスは、施設等において、在宅での生活が困難な要介護者等に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練等のサービスを行うもので、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようとするサービスです。
- 施設・居住系サービスの見込量については、これまでの利用実績や施設等の整備（指定）状況を考慮するとともに、療養病床の再編成の動向などを踏まえ、令和5（2023）年度までの見通しのもとに、市町と連携し設定しています。

#### ア 施設サービス

- 施設サービスについては、在宅での生活が困難な中・重度の要介護者に適切に対応するとともに、施設サービスの必要性も視野に入れながら、各市町の利用見込者数等を基に必要入所定員総数等を定め、計画的な整備を進めます。

【表3-I-3-34】施設サービス全体（利用見込者数及び必要入所定員総数等）

(単位:人)

区分		計画前 令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
岩国圏域	利用見込者数	(1,503) 1,401	(1,534) 1,386	(1,567) 1,384	(1,567) 1,384	(1,684) 1,446	(1,635) 1,402
	必要入所定員総数等	(1,380) 1,320	(1,380) 1,320	(1,410) 1,320	(1,410) 1,320		
柳井圏域	利用見込者数	(1,368) 1,203	(1,453) 1,195	(1,506) 1,202	(1,532) 1,203	(1,569) 1,241	(1,474) 1,162
	必要入所定員総数等	(1,614) 1,170	(1,614) 1,170	(1,710) 1,170	(1,778) 1,170		
周南圏域	利用見込者数	(2,159) 2,051	(2,251) 2,119	(2,312) 2,178	(2,344) 2,210	(2,444) 2,275	(2,521) 2,346
	必要入所定員総数等	(2,206) 2,131	(2,280) 2,205	(2,315) 2,240	(2,315) 2,228		
山口・防府圏域	利用見込者数	(2,757) 2,496	(2,831) 2,579	(2,832) 2,580	(2,837) 2,585	(3,022) 2,718	(3,793) 3,388
	必要入所定員総数等	(2,977) 2,725	(2,977) 2,725	(2,977) 2,725	(2,941) 2,689		
宇部・小野田圏域	利用見込者数	(2,546) 2,158	(2,592) 2,210	(2,607) 2,191	(2,647) 2,219	(2,667) 2,235	(2,717) 2,281
	必要入所定員総数等	(2,542) 2,157	(2,530) 2,145	(2,550) 2,165	(2,544) 2,159		
下関圏域	利用見込者数	(2,818) 2,489	(2,818) 2,489	(2,818) 2,489	(2,818) 2,457	(2,818) 2,425	(2,818) 2,425
	必要入所定員総数等	(2,811) 2,482	(2,811) 2,482	(2,811) 2,482	(2,811) 2,450		
長門圏域	利用見込者数	(551) 505	(565) 519	(565) 519	(567) 521	(585) 536	(583) 534
	必要入所定員総数等	(585) 539	(585) 539	(585) 539	(585) 539		
萩圏域	利用見込者数	(773) 703	(783) 700	(774) 691	(774) 691	(790) 704	(752) 671
	必要入所定員総数等	(764) 670	(764) 670	(744) 650	(744) 650		
県計	利用見込者数	(14,475) 13,006	(14,827) 13,197	(14,981) 13,234	(15,086) 13,270	(15,579) 13,580	(16,293) 14,209
	必要入所定員総数等	(14,879) 13,194	(14,941) 13,256	(15,102) 13,291	(15,128) 13,205		

(注) 1) 利用見込者数：年度中の月平均利用見込者数。（以下同じ。）

2) 必要入所定員総数等：年度末の必要入所定員総数及び必要利用定員総数。（以下同じ。）

3) ( ) 内の数値は、療養病床等からの転換分を利用見込者数及び必要入所定員総数等に加えたもの。

(ア) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）及び地域密着型介護老人福祉施設  
入所者生活介護

- 県全体の令和5(2023)年度末の必要入所定員総数等を8,214人(計画期間中の定員増:87人)とします。
- 介護老人福祉施設は、圏域ごとの必要入所定員総数の増加の範囲内において、関係市町と合意形成を図りながら整備を進めます。
- 地域密着型介護老人福祉施設は、市町が「日常生活圏域」ごとに定める必要利用定員総数の範囲内で計画的な整備を進めます。

【表3-I-3-35】介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（利用見込者数及び必要入所定員総数等）  
(単位:人)

区分		計画前 令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
岩国圏域	利用見込者数	830	830	830	830	884	857
	必要入所定員総数等	860	860	860	860		
柳井圏域	利用見込者数	624	630	636	638	629	590
	必要入所定員総数等	600	600	600	600		
周南圏域	利用見込者数	1,207	1,259	1,314	1,336	1,392	1,435
	必要入所定員総数等	1,235	1,307	1,342	1,342		
山口・防府圏域	利用見込者数	1,435	1,490	1,495	1,506	1,595	2,018
	必要入所定員総数等	1,551	1,551	1,551	1,551		
宇部・小野田圏域	利用見込者数	1,302	1,330	1,335	1,343	1,351	1,369
	必要入所定員総数等	1,361	1,361	1,361	1,361		
下関圏域	利用見込者数	1,631	1,631	1,631	1,631	1,631	1,631
	必要入所定員総数等	1,581	1,581	1,581	1,581		
長門圏域	利用見込者数	348	356	356	358	370	369
	必要入所定員総数等	359	359	359	359		
萩圏域	利用見込者数	556	566	557	557	569	541
	必要入所定員総数等	580	580	560	560		
県計	利用見込者数	7,933	8,092	8,154	8,199	8,421	8,810
	必要入所定員総数等	8,127	8,199	8,214	8,214		

### a 介護老人福祉施設

- 介護老人福祉施設は、特別養護老人ホーム（定員30人以上）であって、入所者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話等を行う施設で、居宅生活への復帰を念頭に置きながら、入所者の日常生活を支えるサービスです。

【表3-I-3-36】介護老人福祉施設（利用見込者数及び必要入所定員総数）

(単位:人)

区分		計画前 令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
岩国圏域	利用見込者数	690	690	690	690	735	712
	必要入所定員総数	720	720	720	720		
柳井圏域	利用見込者数	602	609	615	617	605	542
	必要入所定員総数	579	579	579	579		
周南圏域	利用見込者数	1,054	1,072	1,083	1,091	1,145	1,185
	必要入所定員総数	1,079	1,093	1,099	1,099		
山口・防府圏域	利用見込者数	1,093	1,139	1,143	1,151	1,207	1,525
	必要入所定員総数	1,190	1,190	1,190	1,190		
宇部・小野田圏域	利用見込者数	1,049	1,073	1,078	1,086	1,099	1,117
	必要入所定員総数	1,113	1,113	1,113	1,113		
下関圏域	利用見込者数	1,105	1,105	1,105	1,105	1,105	1,105
	必要入所定員総数	1,057	1,057	1,057	1,057		
長門圏域	利用見込者数	330	337	337	339	351	350
	必要入所定員総数	340	340	340	340		
萩圏域	利用見込者数	524	530	530	530	542	519
	必要入所定員総数	540	540	540	540		
県計	利用見込者数	6,447	6,555	6,581	6,609	6,789	7,055
	必要入所定員総数	6,618	6,632	6,638	6,638		

(注) 必要入所定員総数：年度末定員数。（以下同じ。）

### b 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

- 地域密着型介護老人福祉施設は、小規模の特別養護老人ホーム（定員29人以下）において、入所者に対し入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話等を行う施設で、居宅生活への復帰を念頭に置きながら、入所者の日常生活を支えるサービスです。

【表3-I-3-37】地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（利用見込者数及び必要利用定員総数）

(単位:人)

区分		計画前 令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
岩国圏域	利用見込者数	140	140	140	140	149	145
	必要利用定員総数	140	140	140	140		
柳井圏域	利用見込者数	22	21	21	21	24	48
	必要利用定員総数	21	21	21	21		
周南圏域	利用見込者数	153	187	231	245	247	250
	必要利用定員総数	156	214	243	243		
山口・防府圏域	利用見込者数	342	351	352	355	388	493
	必要利用定員総数	361	361	361	361		
宇部・小野田圏域	利用見込者数	253	257	257	257	252	252
	必要利用定員総数	248	248	248	248		
下関圏域	利用見込者数	526	526	526	526	526	526
	必要利用定員総数	524	524	524	524		
長門圏域	利用見込者数	18	19	19	19	19	19
	必要利用定員総数	19	19	19	19		
萩圏域	利用見込者数	32	36	27	27	27	22
	必要利用定員総数	40	40	20	20		
県計	利用見込者数	1,486	1,537	1,573	1,590	1,632	1,755
	必要利用定員総数	1,509	1,567	1,576	1,576		

(注) 必要利用定員総数：年度末定員数。（以下同じ。）

#### (イ) 介護老人保健施設

- 介護老人保健施設は、病状安定期にある入所者に対し、看護、医学的管理の下における介護や機能訓練等を行う施設で、入所者の居宅生活への復帰を目指すサービスです。
- 県全体の令和5(2023)年度末の必要入所定員総数を4,799人とし、関係市町と合意形成を図りながら整備を進めます。

【表3-I-3-38】介護老人保健施設（利用見込者数及び必要入所定員総数）

(単位:人)

区分		計画前 令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
岩国圏域	利用見込者数	529	527	527	527	562	545
	必要入所定員総数	460	460	460	460		
柳井圏域	利用見込者数	552	513	514	514	562	522
	必要入所定員総数	570	520	520	520		
周南圏域	利用見込者数	806	825	829	839	883	911
	必要入所定員総数	872	874	874	874		
山口・防府 圏域	利用見込者数	983	1,018	1,018	1,018	1,123	1,370
	必要入所定員総数	1,088	1,088	1,088	1,088		
宇部・小野田 圏域	利用見込者数	847	827	803	823	836	864
	必要入所定員総数	790	730	750	750		
下関圏域	利用見込者数	794	794	794	794	794	794
	必要入所定員総数	837	837	837	837		
長門圏域	利用見込者数	155	160	160	160	166	165
	必要入所定員総数	180	180	180	180		
萩圏域	利用見込者数	129	132	132	132	135	130
	必要入所定員総数	90	90	90	90		
県 計	利用見込者数	4,795	4,796	4,777	4,807	5,061	5,301
	必要入所定員総数	4,887	4,779	4,799	4,799		

## (ウ) 介護医療院

- 介護医療院は、長期にわたり療養が必要な要介護者に対し、日常的な医学管理や看取り・ターミナルケア等の機能と、生活施設としての機能を一体的に提供する施設で、入所者の療養生活を支えるサービスです。
  - 県全体の令和5(2023)年度末の必要入所定員総数を2,021人とし、関係市町と合意形成を図りながら整備を進めます。

【表3- I -3-39】介護医療院（利用見込者数及び必要入所定員総数）

(单位:人)

区分		計画前 令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
岩国圏域	利用見込者数	(102) -	(148) -	(183) -	(183) -	(238) -	(233) -
	必要入所定員総数	(60) -	(60) -	(90) -	(90) -		
柳井圏域	利用見込者数	(165) -	(308) 50	(354) 50	(379) 50	(378) 50	(362) 50
	必要入所定員総数	(444) -	(494) 50	(590) 50	(658) 50		
周南圏域	利用見込者数	(108) -	(132) -	(134) -	(134) -	(169) -	(175) -
	必要入所定員総数	(75) -	(75) -	(75) -	(87) -		
山口・防府 圏域	利用見込者数	(261) -	(252) -	(252) -	(252) -	(304) -	(405) -
	必要入所定員総数	(252) -	(252) -	(252) -	(252) -		
宇部・小野田 圏域	利用見込者数	(388) -	(430) 48	(464) 48	(476) 48	(480) 48	(484) 48
	必要入所定員総数	(385) -	(433) 48	(433) 48	(433) 48		
下関圏域	利用見込者数	(329) -	(329) -	(329) -	(361) -	(393) -	(393) -
	必要入所定員総数	(329) -	(329) -	(329) -	(361) -		
長門圏域	利用見込者数	(46) -	(46) -	(46) -	(46) -	(49) -	(49) -
	必要入所定員総数	(46) -	(46) -	(46) -	(46) -		
萩圏域	利用見込者数	(70) -	(83) -	(83) -	(83) -	(86) -	(81) -
	必要入所定員総数	(94) -	(94) -	(94) -	(94) -		
県計	利用見込者数	(1,469) -	(1,728) 98	(1,845) 98	(1,914) 98	(2,097) 98	(2,182) 98
	必要入所定員総数	(1,685) -	(1,783) 98	(1,909) 98	(2,021) 98		

(注) ( ) 内の数値は、療養病床等からの転換分を利用見込者数及び必要入所定員総数に加えたもの。

## (I) 介護療養型医療施設

- 介護療養型医療施設は、病状安定期にある長期療養患者に対し、療養上の管理や看護、医学的管理の下における介護や機能訓練等を行う施設で、入所者の療養生活を支えるサービスです。
- 療養病床の再編成に伴い、令和6(2024)年3月末をもって廃止される予定であることから、入院患者の状態に応じ必要な医療・介護サービスを確保できるよう、医療機関の意向を尊重しながら、他の施設・居住系サービス等への円滑な転換を計画的に進めていきます。
- 転換に当たっては、入院患者や家族の方々が不安を抱くことがないよう、関係機関と連携し、引き続き相談体制を確保するとともに、必要な施設の確保に努めます。
- 設置期限である令和5年度末までに確実に転換がなされるよう郡市医師会等との会議を通じて、関係団体、関係機関に対し情報提供を行います。

【表3-I-3-40】介護療養型医療施設（利用見込者数及び必要入所定員総数）

(単位:人)

区分		計画前 令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
岩国圏域	利用見込者数	42	29	27	27
	必要入所定員総数	-	-	-	-
柳井圏域	利用見込者数	27	2	2	1
	必要入所定員総数	-	-	-	-
周南圏域	利用見込者数	38	35	35	35
	必要入所定員総数	24	24	24	12
山口・防府圏域	利用見込者数	78	71	67	61
	必要入所定員総数	86	86	86	50
宇部・小野田圏域	利用見込者数	9	5	5	5
	必要入所定員総数	6	6	6	-
下関圏域	利用見込者数	64	64	64	32
	必要入所定員総数	64	64	64	32
長門圏域	利用見込者数	2	3	3	3
	必要入所定員総数	-	-	-	-
萩圏域	利用見込者数	18	2	2	2
	必要入所定員総数	-	-	-	-
県計	利用見込者数	278	211	205	166
	必要入所定員総数	180	180	180	94

【表3-I-3-41】介護療養型医療施設から介護医療院への転換分（入所定員数）

(単位:人)

区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
岩国圏域	-	-	-
柳井圏域	-	-	-
周南圏域	-	-	12
山口・防府圏域	-	-	-
宇部・小野田圏域	-	-	-
下関圏域	-	-	32
長門圏域	-	-	-
萩圏域	-	-	-
県計	-	-	44

【表3-I-3-42】介護療養型医療施設から医療療養病床への転換分（入所定員数）

(単位:人)

区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
岩国圏域	-	-	-
柳井圏域	-	-	-
周南圏域	-	-	-
山口・防府圏域	-	-	36
宇部・小野田圏域	-	-	6
下関圏域	-	-	-
長門圏域	-	-	-
萩圏域	-	-	-
県計	-	-	42

## イ 居住系サービス

- 居住系サービスについては、中・軽度の要介護者の受け皿としての役割も踏まえ、各市町の利用見込者数を基に必要利用定員総数を定め、計画的な整備を進めます。

### (ア) 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

- 認知症高齢者グループホームは、共同生活を営む住居（グループホーム）において、認知症の高齢者に対し、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行うもので、利用者の地域での日常生活を支えるサービスです。
- 市町が「日常生活圏域」ごとに定める必要利用定員総数の範囲内で計画的な整備を進めます。
- サービスの質の確保・向上を図るため、従事者に対する研修の充実や事業者による自主的・主体的なサービス評価の取組を進めます。

【表3-I-3-43】認知症対応型共同生活介護（利用見込者数及び必要利用定員総数・介護予防含む）

（単位：人）

区分		計画前 令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
岩国圏域	利用見込者数	376	382	382	382	403	389
	必要利用定員総数	369	378	378	378		
柳井圏域	利用見込者数	244	268	268	268	272	289
	必要利用定員総数	252	261	261	261		
周南圏域	利用見込者数	469	502	520	524	531	548
	必要利用定員総数	477	495	495	495		
山口・防府圏域	利用見込者数	512	544	549	553	583	731
	必要利用定員総数	547	547	547	547		
宇部・小野田圏域	利用見込者数	522	532	540	540	556	584
	必要利用定員総数	522	522	522	522		
下関圏域	利用見込者数	389	402	402	438	438	438
	必要利用定員総数	432	432	468	468		
長門圏域	利用見込者数	80	80	81	81	81	80
	必要利用定員総数	81	81	81	81		
萩圏域	利用見込者数	97	98	116	113	111	107
	必要利用定員総数	97	97	115	115		
県計	利用見込者数	2,689	2,808	2,858	2,899	2,975	3,166
	必要利用定員総数	2,777	2,813	2,867	2,867		

#### (1) 介護専用型特定施設入居者生活介護

- 介護専用型特定施設入居者生活介護は、要介護者専用の有料老人ホーム等において、入居者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練等を行うもので、入居者の日常生活を支えるサービスです。
  - 県全体の令和5(2023)年度末の必要利用定員総数を140人（計画期間中の定員増：80人）とします。

【表3- I -3-44】介護専用型特定施設入居者生活介護（利用見込者数及び必要利用定員総数）

(单位:人)

区分		計画前 令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
岩国圏域	利用見込者数	-	-	-	-	-	-
	必要利用定員総数	-	-	-	-	-	-
柳井圏域	利用見込者数	-	-	-	-	-	-
	必要利用定員総数	-	-	-	-	-	-
周南圏域	利用見込者数	60	140	140	140	140	140
	必要利用定員総数	60	140	140	140	-	-
山口・防府 圏域	利用見込者数	-	-	-	-	-	-
	必要利用定員総数	-	-	-	-	-	-
宇部・小野田 圏域	利用見込者数	-	-	-	-	-	-
	必要利用定員総数	-	-	-	-	-	-
下関圏域	利用見込者数	-	-	-	-	-	-
	必要利用定員総数	-	-	-	-	-	-
長門圏域	利用見込者数	-	-	-	-	-	-
	必要利用定員総数	-	-	-	-	-	-
萩圏域	利用見込者数	-	-	-	-	-	-
	必要利用定員総数	-	-	-	-	-	-
県計	利用見込者数	60	140	140	140	140	140
	必要利用定員総数	60	140	140	140	-	-

(イ) 混合型特定施設入居者生活介護、介護予防混合型特定施設入居者生活介護(介護専用型以外の特定施設)

- 混合型特定施設入居者生活介護は、要介護者だけでなく要支援者や一般的な高齢者も入居できる有料老人ホーム等において、入居している要介護者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練等を行うもので、入居者の日常生活を支えるサービスです。
  - 県全体の令和5(2023)年度末の必要利用定員総数を2,606人とします。  
なお、養護老人ホームの特定施設としての指定については、この必要利用定員総数の対象に含めず、関係市町と合意形成を図りながら進めます。

【表3-I-3-45】混合型特定施設入居者生活介護（必要利用定員総数）

(単位:人)

区分	計画前 令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
岩国圏域	318	318	318	318
柳井圏域	56	56	56	56
周南圏域	147	147	147	147
山口・防府圏域	191	191	191	191
宇部・小野田圏域	365	365	365	365
下関圏域	164	164	164	164
長門圏域	35	35	35	35
萩圏域	35	35	35	35
県計	1,311	1,311	1,311	1,311

(注) 必要利用定員総数は、特定施設の母体となる施設（養護老人ホームを含まない）の定員数の70%として算定。

【表3-I-3-46】混合型特定施設入居者生活介護（利用見込者数及び利用定員数・介護予防含む）

(単位:人)

区分		計画前 令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
岩国圏域	利用見込者数	551	572	584	590	598	568
	利用定員数	595	595	595	595		
柳井圏域	利用見込者数	169	175	176	177	170	177
	利用定員数	170	170	170	170		
周南圏域	利用見込者数	232	199	244	248	262	284
	利用定員数	261	261	261	261		
山口・防府圏域	利用見込者数	282	296	302	307	316	391
	利用定員数	323	323	323	323		
宇部・小野田圏域	利用見込者数	539	553	553	556	589	648
	利用定員数	692	692	692	692		
下関圏域	利用見込者数	315	315	315	315	315	315
	利用定員数	365	365	365	365		
長門圏域	利用見込者数	52	53	53	53	53	52
	利用定員数	50	50	50	50		
萩圏域	利用見込者数	143	143	143	143	145	134
	利用定員数	150	150	150	150		
県計	利用見込者数	2,283	2,306	2,370	2,389	2,448	2,569
	利用定員数	2,606	2,606	2,606	2,606		

(注) 1) 利用定員数：年度末定員数

2) 利用見込者数及び利用定員数は、養護老人ホームを含む。

### (I) 地域密着型特定施設入居者生活介護

- 地域密着型特定施設入居者生活介護は、要介護者専用の小規模の有料老人ホーム等（定員29人以下）において、入居者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練等を行うもので、入居者の地域での日常生活を支えるサービスです。
- 市町が「日常生活圏域」ごとに定める必要利用定員総数を116人とします。

【表3- I -3-47】地域密着型特定施設入居者生活介護（利用見込者数及び必要利用定員総数）

(単位:人)

区分		計画前 令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
岩国圏域	利用見込者数	114	115	116	116	121	118
	必要利用定員総数	116	116	116	116		
柳井圏域	利用見込者数	-	-	-	-	-	-
	必要利用定員総数	-	-	-	-		
周南圏域	利用見込者数	-	-	-	-	-	-
	必要利用定員総数	-	-	-	-		
山口・防府圏域	利用見込者数	-	-	-	-	-	-
	必要利用定員総数	-	-	-	-		
宇部・小野田圏域	利用見込者数	-	-	-	-	-	-
	必要利用定員総数	-	-	-	-		
下関圏域	利用見込者数	-	-	-	-	-	-
	必要利用定員総数	-	-	-	-		
長門圏域	利用見込者数	-	-	-	-	-	-
	必要利用定員総数	-	-	-	-		
萩圏域	利用見込者数	-	-	-	-	-	-
	必要利用定員総数	-	-	-	-		
県 計	利用見込者数	114	115	116	116	121	118
	必要利用定員総数	116	116	116	116		

### (才) 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

- 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅は、多様な介護ニーズの受け皿として増加しています。
- 市町等と連携し、届出が必要となる施設の把握と設置者への指導を行います。

【表3-I-3-48】有料老人ホーム（届出施設数及び定員総数）

区分	平成30年1月1日現在 (2018)				令和3年1月1日現在 (2021)			
	施設数	うち特定施設入居者 生活介護の指定を受 けていないもの	定員(人)	うち特定施設入居者 生活介護の指定を受 けていないもの	施設数	うち特定施設入居者 生活介護の指定を受 けていないもの	定員(人)	うち特定施設入居者 生活介護の指定を受 けていないもの
岩国圏域	22	14	543	190	22	14	553	200
柳井圏域	14	13	279	249	14	13	279	249
周南圏域	42	41	1,143	1,092	44	43	1,184	1,133
山口・防府圏域	51	48	1,635	1,412	64	61	2,153	1,930
宇部・小野田圏域	48	44	1,340	1,038	58	54	1,668	1,366
下関圏域	60	57	1,916	1,681	65	62	2,099	1,864
長門圏域	4	4	152	152	4	4	152	152
萩圏域	4	4	160	160	6	6	439	439
県計	245	225	7,168	5,974	277	257	8,527	7,333

【表3-I-3-49】サービス付き高齢者向け住宅（登録件数及び戸数）

区分	平成30年1月1日現在 (2018)				令和3年1月1日現在 (2021)			
	件数(件)	うち特定施設入居者 生活介護の指定を受 けていないもの	戸数(戸)	うち特定施設入居者 生活介護の指定を受 けていないもの	件数(件)	うち特定施設入居者 生活介護の指定を受 けていないもの	戸数(戸)	うち特定施設入居者 生活介護の指定を受 けていないもの
岩国圏域	8	6	265	207	9	7	286	228
柳井圏域	5	5	118	118	5	5	118	118
周南圏域	30	29	407	357	33	32	479	429
山口・防府圏域	33	33	905	905	35	35	926	926
宇部・小野田圏域	39	38	910	870	37	36	904	864
下関圏域	20	20	648	648	19	19	608	608
長門圏域	2	1	59	15	2	1	59	15
萩圏域	2	2	44	44	2	2	44	44
県計	139	134	3,356	3,164	142	137	3,424	3,232

## (5) 個室ユニット型施設等の整備の促進

介護保険施設の整備については、居住環境を改善し、施設においても、個人の生活や暮らし方を尊重する個室ユニット型施設の整備促進を基本としながら、地域の実情を踏まえ、多様な介護ニーズに対応した整備を進めます。

- 令和2(2020)年度の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）及び地域密着型介護老人福祉施設の個室ユニット型施設の定員数の全定員数に占める割合は42.7%となる見込みとなっており、今後も、介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設の新規整備や増築に当たっては、個室ユニット型施設とすることを原則とし、他の介護保険施設についても、個室ユニット型施設の整備を促進します。
- 既存従来型施設については、老朽化に伴う全面改築や改修の際、地域における特別な事情を踏まえた上で多様な介護ニーズに対応した整備を進めます。

## (6) 円滑な療養病床再編成への対応

療養病床の再編成は、国の医療制度改革の一環として、入院患者の状態に応じて、医療と介護の機能分担を推進する観点から行われるものであります。

このため、療養病床の機械的な削減を行うのではなく、必要な医療や介護サービスが確保されるよう、入院患者の状態や地域の実情等を踏まえて、医療機関において判断された転換意向を基本的に尊重しながら進めることとしています。

### ア 相談体制の整備

療養病床の転換に当たっては、病院・病床機能の分化・強化、在宅医療の推進、医療と介護の連携の強化を図るため、情報提供や相談対応などの支援措置を講じます。

- 療養病床の転換に関する情報を医療機関等の関係機関に迅速に提供するとともに、医療機関に設置されている地域連携室、市町、地域包括支援センター、介護支援専門員等と連携し、入院患者、住民及び医療機関等からの相談に対応できる体制を確保します。
- 相談者の視点に立った、迅速な情報提供やきめ細かな調整が図られるよう、医療機関等に対し、適切に指導・助言していきます。

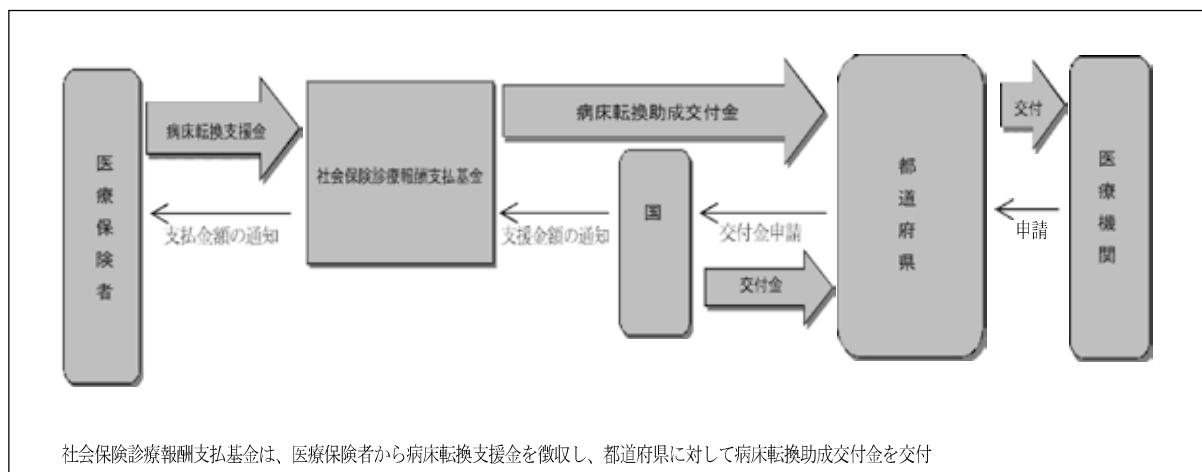
### イ 療養病床転換に対する支援措置の活用促進

療養病床の介護保険施設等への転換に当たっては、医療機関の自主的な判断を尊重し、その意向に沿って行いますが、転換を円滑に進めるため、地域医療介護総合確保基金等による支援措置の活用を促進します。

【表3-I-3-50】療養病床転換に係る支援制度の概要

区分	介護療養病床からの転換	医療療養病床からの転換												
制度名	地域医療介護総合確保基金	病床転換助成事業												
窓口	市町介護保険担当課	県医務保険課												
交付対象	[次に掲げる施設に転換を行うための整備に要する経費が対象] <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護医療院</li> <li>・ケアハウス</li> <li>・有料老人ホーム（居室は原則個室などの条件あり）</li> <li>・特別養護老人ホーム、併設ショートステイ用居室 (社会福祉法人を設立等の場合)</li> <li>・認知症高齢者グループホーム</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護支援事業所</li> <li>・生活支援ハウス</li> <li>・サービス付き高齢者向け住宅（地域医療介護総合確保基金のみ）</li> </ul>													
交付額の上限 〔令和2年度（2020）助成単価〕	[転換病床1床当たり] <table border="1"> <tr> <td>[創設]</td> <td>2,240千円</td> </tr> <tr> <td>[改築]</td> <td>2,770千円</td> </tr> <tr> <td>[改修]</td> <td>1,115千円</td> </tr> </table> [創設] 既存施設を取り壊さずに、新たに施設を整備 [改築] 既存施設を取り壊して、新たに施設を整備 [改修] 軸体工事に及ばない屋内改修	[創設]	2,240千円	[改築]	2,770千円	[改修]	1,115千円	[転換病床1床当たり] <table border="1"> <tr> <td>[創設]</td> <td>1,000千円</td> </tr> <tr> <td>[改築]</td> <td>1,200千円</td> </tr> <tr> <td>[改修]</td> <td>500千円</td> </tr> </table>	[創設]	1,000千円	[改築]	1,200千円	[改修]	500千円
[創設]	2,240千円													
[改築]	2,770千円													
[改修]	1,115千円													
[創設]	1,000千円													
[改築]	1,200千円													
[改修]	500千円													

【図3-I-3-1】病床転換助成事業のフロー



## 2 介護サービスの円滑な提供

高齢者が自分のニーズに合った質の高いサービスを適切に選択し、安心して利用できるよう、利用者主体の体制づくりや介護サービスの質の向上に向けた取組を推進します。

また、利用者への適切かつ安全・安心な介護サービスの提供が図られるよう、保険者や介護サービス事業者に対し、きめ細かな指導・支援等を行います。

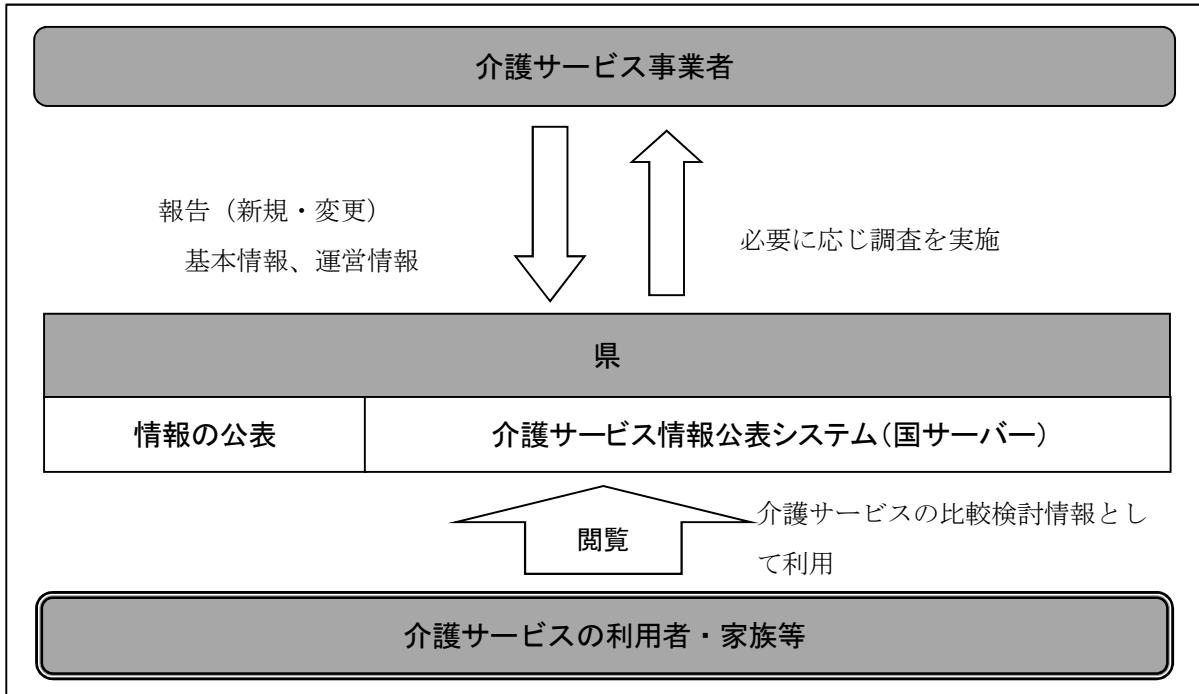
### (1) 利用者主体の体制づくり

利用者が、サービス提供者との対等な関係の下、ニーズに合ったより適切な介護サービスを選択できるよう、公正で的確な情報の提供、相談・援助や苦情解決を適切に行う体制の整備を図ります。

#### ア 介護サービス情報の公表

- 利用者のニーズに合った介護サービス事業者を適切に選択できるよう、制度のなお一層の普及啓発や公表情報の充実に努めるとともに、情報の正確性を担保するため、必要に応じ公表内容の調査を行うなど、制度の円滑な実施を図ります。

【図3-I-3-2】介護サービス情報の公表制度の概要

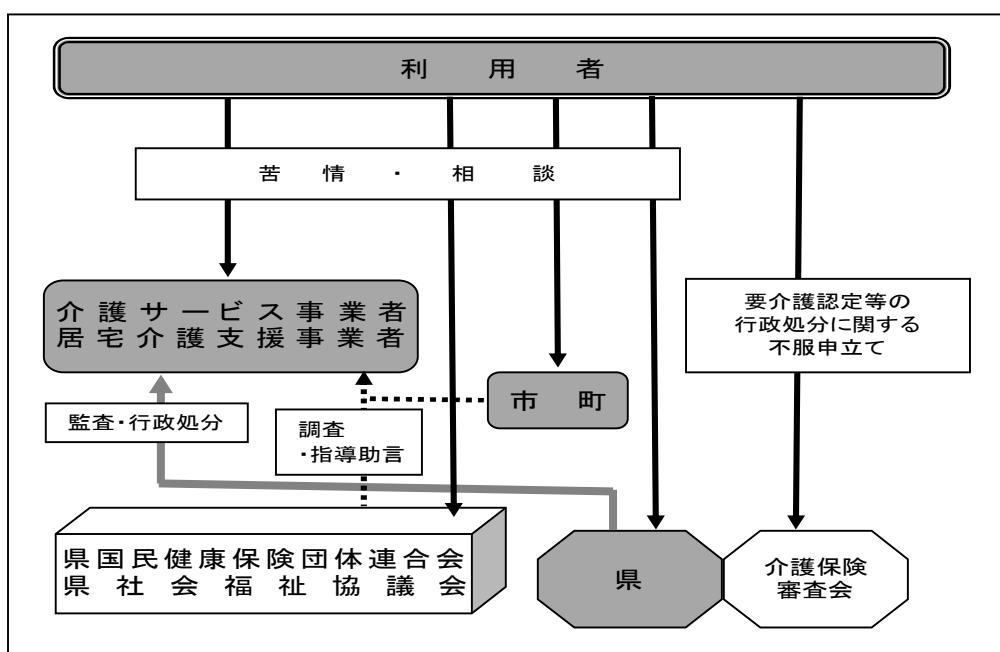


### イ 介護保険に関する情報提供及び苦情・相談処理体制の確保

- 市町と連携して介護保険制度について広く県民にPRし、サービスの適切な利用を促進するとともに、ホームページ「かいごへるふやまぐち」により介護に関する幅広い情報を迅速に提供します。

- 介護保険制度やその運営に関する県民からの様々な苦情・相談については、県（本庁及び7つの健康福祉センター）や各市町、県国民健康保険団体連合会に設置された苦情処理委員会、県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会等で対応します。
- 市町の行った要介護認定等の行政処分に対する不服申立てについては、介護保険審査会で迅速かつ適正な審理・裁決を行い、被保険者の権利保護と介護保険制度の適切な運営に努めます。
- 利用した介護サービスに対する苦情・相談については、介護サービス事業者のほか、介護サービス計画を作成した介護支援専門員、市町や地域包括支援センターで対応します。

【図3-I-3-3】苦情・相談処理体制の概要



#### ウ 特別養護老人ホームにおける優先入所

- 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）については、居宅での生活が困難な中・重度の要介護高齢者を支える施設としての機能に重点化を図ることとされました。このため、関係団体と共同で作成した「山口県特別養護老人ホームの入所に関する指針」に基づき、各施設において公平かつ透明な入所決定が行われるよう、当該指針の徹底を図り、施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者が優先的に入所できるよう努めます。

#### エ 共生型サービスへの対応

- 高齢者と障害者（児）が同一の事業所でサービスを受けやすくするため創設された「共生型サービス」について、事業所等への周知と情報提供を図ります。

## (2) 介護サービスの質の向上

介護サービス事業者のサービスの質の向上に向けて、事業者におけるサービス評価等の取組が自主的・主体的に実施されるよう支援します。

また、事業者による研究・研修事業や多職種連携の強化等の取組を促進します。

### ア サービス評価の推進

- サービスの質の向上に向けて、事業者自らが提供するサービスを点検・評価する「自己評価」と中立的な第三者機関が評価・公表する「第三者評価」の取組を促進します。
- 「自己評価」については、関係事業所・施設における自主的・主体的な取組を促進し、サービスの質の向上を支援します。
- 「第三者評価」については、「福祉サービス第三者評価事業」の普及啓発を図り、積極的な受審を促進するとともに、認知症高齢者グループホームに義務付けられている「外部評価」の適正かつ円滑な実施を図ります。

### イ 身体的拘束廃止に向けた取組の推進

- 介護保険施設等における身体的拘束のないケアの実現に向けて、施設における主体的な取組のリーダーとなる人材の養成研修などを推進します。
- 介護保険施設等への指導監督においては、高齢者虐待の防止、身体的拘束の原則禁止等の観点から、虐待や身体的拘束に係る行為及びそれらが与える影響についての理解や、防止のための取組について指導を行い、入所者の「尊厳の保持」や「サービスの質の確保と向上」に向けた施設の取組を支援します。

### ウ 事業者及び職種間の連携強化

- 県介護保険関係団体連絡協議会がサービス種別や職種の違いを超えて開催している「介護保険研究大会」等、サービスの質の向上に向けた関係団体の取組を支援します。
- ケアマネジメントの核となるサービス担当者会議（ケアカンファレンス）が充実したものとなるよう、関係団体と連携し、ケアマネタイムの設定等による、関係職種の連携強化を図ります。
- 的確なケアマネジメントが展開できるよう、介護支援専門員を中心としてかかりつけ医や訪問介護員などの医療・介護関係の多職種による地域のネットワークの形成に向けた取組を促進します。
- 介護保険施設等において、医療的なケア（たんの吸引や経管栄養など）が必要な者や認知症の人が増加するなど、入所者の重度化が進んできており、これに対応するため、看護・介護職員など施設内における職種間の一層の連携強化を支援します。

### (3) 地域の実情に応じた適切な介護サービスの確保

地域の実情に応じて適切に介護サービスが提供されるよう、指定権者（県又は市町）の条例において介護保険サービス事業者に係る人員、設備及び運営基準を設定し、介護サービス事業者の適正な事業運営の確保を図ります。

### (4) 災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害の発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、施設を含む「地域」とそれを支える市町、関係機関、県が連携を図り、災害や感染症への対策を一層推進します。

#### ア 災害対策に係る体制整備

##### (ア) 非常災害時相互応援協定の締結の促進

- 地域内、あるいは、同種の施設間での、非常災害時における協力関係をあらかじめ結んでおく「非常災害時相互応援協定」について、協定の締結が進むよう助言を行います。

##### (イ) 災害時における広域的な福祉支援体制の充実

- 県内で広域的な支援が必要となる大規模災害が発生した場合に、被災した要配慮者が、被災福祉施設や福祉避難所において十分な支援が受けられるよう、関係福祉団体と締結した「災害時における福祉支援に関する協定」に基づき、広域的な福祉支援体制の一層の充実・強化を図ります。

##### (ウ) 防災マニュアル等の策定に関する指導

- 「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」等を参考として、施設の立地条件や利用者の状況など地域の実情に応じ、施設内防災計画（防災マニュアル）の作成、見直しが図られるよう、また、施設の実態に即した実効性の高い訓練が行われるよう、指導・助言を行います。
- 特に、水防法等に基づき、市町地域防災計画へ位置付けられた浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対し、計画の作成、市町への報告及び避難訓練が実施されるよう、県及び市町の関係部局が連携し、積極的に支援します。
- 施設内防災計画（防災マニュアル）に基づく食料等の備蓄品リストの活用など、平常時から必要な物資の備蓄等の災害時の体制整備が図られるよう、指導・助言を行います。

##### (エ) 土砂災害防止のための立地に関する指導

- 「社会福祉施設等の立地に関する指導要綱」に基づき、土砂災害の恐れのある区域での施設の立地を抑制するよう、指導・助言等を行います。

## イ 感染症対策に係る体制整備

### (ア) 平時における感染症対策の推進

- 介護事業所等が感染症発生時においてもサービスが継続できるよう、訓練の実施や感染症発生時に備えた事前準備等について、指導・助言を行います。
- 施設を対象とした感染対策研修の実施や個別実地指導等を行うことにより、感染防止対策の充実・強化を図ります。

### (イ) 感染防護具、消毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄・調達・供給体制の整備

- 国や関係機関と連携の上、介護事業所における感染症対策に必要な物資の備蓄体制等の整備に取り組みます。
- 国と連携し、感染症対策に必要な物資の備蓄、調達及び供給を計画的に行います。

### (ウ) 感染症発生時の応援体制の構築

- 介護事業所・施設等で働く職員等が新型コロナウイルス感染症に感染すること等により、職員が不足する施設等に他の応援施設等から応援職員を派遣し、施設等のサービス提供を継続するため、県内の施設等による連携の下、介護事業所・施設間の職員の相互応援システムを構築します。

## 第4 介護保険制度運営の適正化

### <現状と課題>

- 「第4期山口県介護給付適正化計画」(平成30(2018)年度～令和2(2020)年度)に基づき、介護給付適正化の取組を進めており、主要5事業のうち「要介護認定の適正化」は、全市町（保険者）で実施されています。  
「ケアプラン点検」について実施市町数は増加しましたが、「住宅改修等の点検」は未実施の市町もあり、市町ごとの実施状況や体制には差があります。
- 認定調査員等への研修を実施するとともに、会議等を通じて市町が適切な制度運営を行えるよう支援していますが、引き続き、県内の要介護認定の平準化を図る等、制度の適切な運営に向けた市町への支援が必要です。

### <六次プランの数値目標の達成状況>

(単位：市町)

指標	平成28年度	目標値(R2年度)	見込値(R2年度)	達成率
ケアプラン点検実施市町数	11	19	19	100.0%

▼ ケアプラン点検実施市町数は、順調に増加しており、目標を達成する見込みです。

### <取組方針>

介護保険制度が円滑かつ安定的に運営されるためには、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化が必要であることから、介護給付適正化の取組を推進するとともに、市町や事業者等への支援を行い、持続可能な介護保険制度の構築に取り組みます。

## 1 安定的な制度運営のための体制づくり

別に定める「第5期山口県介護給付適正化計画」(令和3(2021)年度～令和5(2023)年度)に基づき、介護給付適正化の取組を推進するとともに、市町等に対しきめ細やかな支援を行います。また、事業者に対しては、適正な事業運営やサービスの質の確保・向上に向けた支援・助言を行います。

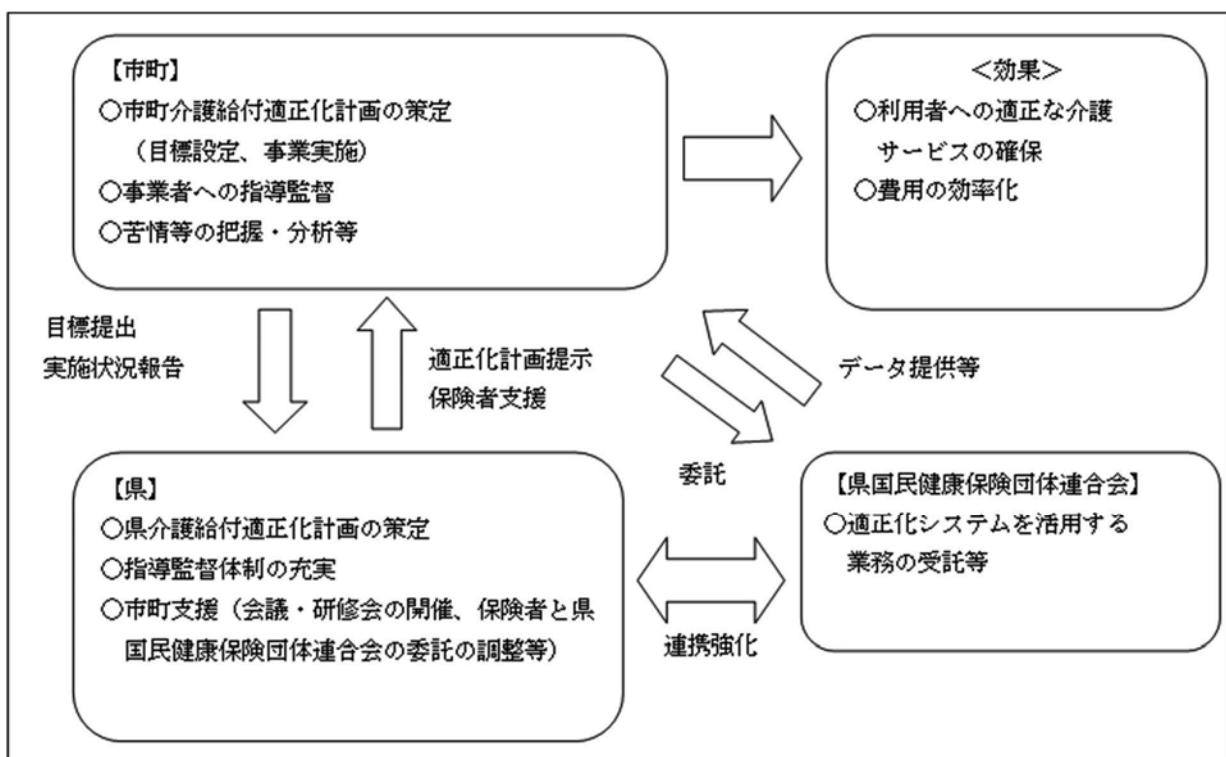
### (1) 介護給付の適正化の取組の推進

- 介護給付適正化の取組については、主要5事業を引き続き事業の柱とし、特に効果が期待される「ケアプランの点検」と「縦覧点検・医療情報との突合」について、県国民健康保険団体連合会と連携し、研修等を実施して、市町が効果的に事業を実施できるよう支援します。

### 【介護給付適正化の主要5事業】

- ① 要介護認定の適正化
- ② ケアプランの点検
- ③ 住宅改修等の点検
- ④ 縦覧点検・医療情報との突合
- ⑤ 介護給付費通知
- 各市町の介護給付適正化事業の取組状況や課題を把握し、市町の適正化事業の取組を推進するために情報提供を行うとともに、全国の先進事例等を紹介し、取組の促進を図ります。
- 介護給付適正化システムを活用し、不適切な給付の発見・是正改善につなげるとともに、実地指導等において適正な保険給付請求等を指導します。
- 利用者からの苦情や事業所職員等からの通報情報及び県国民健康保険団体連合会が対応している苦情処理の内容を的確に把握し、関係各所との情報共有を行い、必要と認めた場合には、市町と連携してこれらの情報に基づく指導・監査を実施します。

【図3-I-4-1】介護給付適正化事業のイメージ



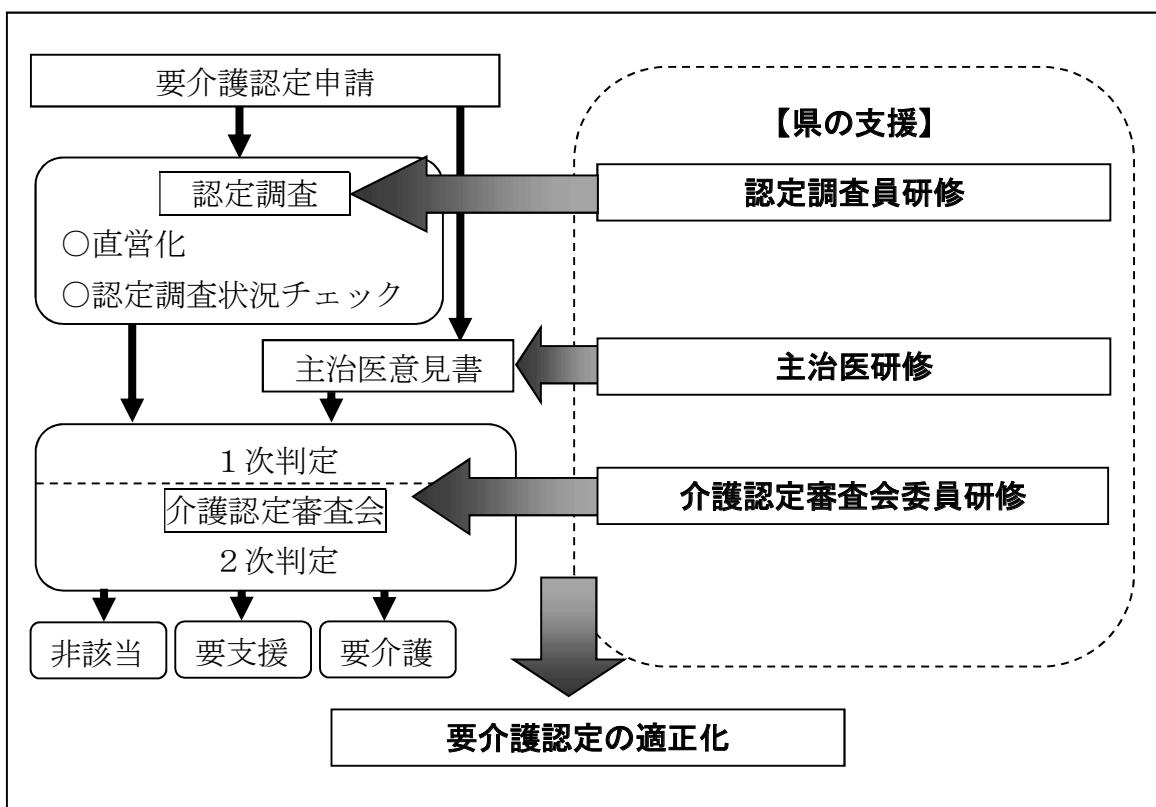
### 〔数値目標10〕介護給付適正化

指 標	令和元年度 (2019)	令和5年度(目標値) (2023)
住宅改修等の点検実施市町数	15市町	19市町

## (2) 市町等に対する支援

- 要介護認定の適正化を図るため、認定調査員や介護認定審査会委員等に対する研修を実施するとともに、担当者会議等を通じて要介護認定に係る情報提供を行い、県内の要介護認定の平準化に努めます。
- 県介護保険財政安定化基金を適切に管理・運営し、市町における介護保険財政の不測の資金不足等に対応します。

【図3-I-4-2】認定事務に係る県の支援イメージ



## (3) 事業者への指導・助言

- 法令遵守による適正な事業運営、サービスの質の確保・向上の観点から、市町や各種事業者団体等とも連携しながら、集団指導、実地指導などを通じて事業者を支援します。
- 指定基準違反や不正請求事案に対しては、指定取消し等の行政処分も視野に入れ厳正に対応します。

## 第5 在宅医療・介護連携の推進

### ＜現状と課題＞

- 医療と介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるためには、「地域包括支援センター」を中心とした関係機関や多職種が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供することが重要です。
- 高齢化の進行に伴う在宅医療需要の増大に対応するため、在宅で必要な医療が受けられる体制の充実や緊急時に入院受入可能な後方支援体制の構築が必要です。

### ＜六次プランの数値目標の達成状況＞

(単位：箇所)

指標	平成29年度	目標値(R2年度)	見込値(R2年度)	達成率
訪問診療を行う診療所・病院数	290	317	300	37.0%

- ▼ 新たに訪問診療を行う診療所・病院数は増加していますが、医療機関の廃止・訪問診療の中止もあり、目標を下回っています。

(単位：箇所)

指標	平成29年度	目標値(R2年度)	見込値(R2年度)	達成率
在宅療養支援診療所・病院数	157	増加させる	163	—

- ▼ 24時間対応や他の病院、診療所等との連携等により、地域の在宅医療を支える診療所・病院数が増加し、目標を達成しています。

(単位：箇所)

指標	平成29年度	目標値(R2年度)	見込値(R2年度)	達成率
在宅療養後方支援病院数	9	増加させる	10	—

- ▼ 在宅患者が緊急時に入院可能な病床を確保すること等により、地域の在宅医療の後方支援を行う病院数が増加し、目標を達成しています。

(単位：箇所)

指標	平成29年度	目標値(R2年度)	見込値(R2年度)	達成率
在宅療養支援歯科診療所数	160	増加させる	179(115)	—

- ▼ 在宅等の療養に関して歯科医療面から支援できる体制等を確保している在宅療養支援歯科診療所は、着実に増加し、目標を達成する見込みです。

(注) 括弧内は、在宅療養支援歯科診療所に関する制度変更に伴う経過措置（令和2年3月末まで）の終了後の在宅療養支援歯科診療所の数。

(単位：箇所)

指標	平成29年度	目標値(R2年度)	見込値(R2年度)	達成率
訪問看護ステーション数	125	138	149	184.6%

- ▼ 目標を達成し順調に推移していますが、引き続き体制整備を図ります。

(単位：箇所)

指標	平成29年度	目標値(R2年度)	見込値(R2年度)	達成率
定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の事業所数	16	20	20	100.0%

▼ 目標を達成し順調に推移していますが、引き続き整備を促進します。

### <取組方針>

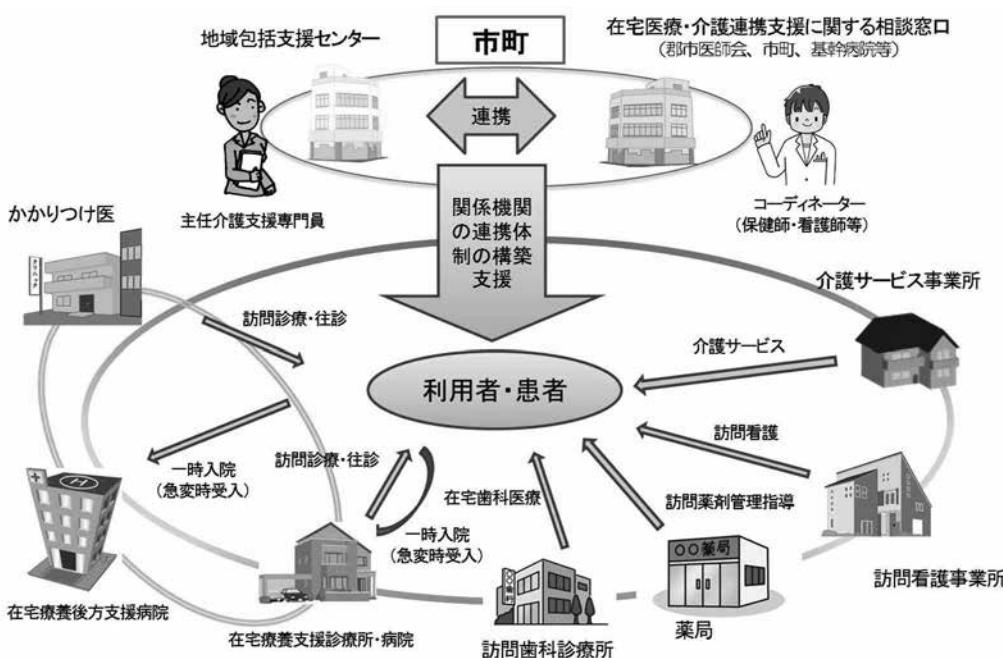
高齢者の希望やニーズに応じて、医療機関や施設から在宅生活への移行、在宅生活の継続ができるよう、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制整備を支援するため、在宅医療・介護に関する理解促進、提供体制の充実及び関係者が連携した総合的な在宅医療・介護サービスの提供体制づくりを促進します。

## 1 在宅医療・介護に関する理解促進

医療や介護を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、在宅医療・介護に関する普及啓発を図り、在宅での療養・介護についての県民の理解を促進します。

- 医療や介護が必要になった場合でも、適切にサービスを利用すれば、在宅生活への移行や継続が可能であるということについて、高齢者や家族、サービス従事者等の理解の促進を図ります。
- 在宅療養者や家族に対して、自宅や住み慣れた地域で受けられる医療、介護及び看取りに関する適切な情報提供を促進します。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域の関係機関等の協力を得て、在宅医療・介護及びその一体的な提供の必要性や意義について、県民への普及啓発を行います。

【図3-I-5-1】地域における医療と介護連携のイメージ



## 2 在宅医療・介護提供体制の充実

訪問診療・往診や訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護など、在宅療養を支えるための在宅医療や介護サービスの提供体制の充実を図ります。

- 「地域福祉支援計画」や「保健医療計画」等と連携し、高齢者の在宅生活を地域で支える取組の充実・強化を図ります。
- 在宅で必要な医療が受けられるよう、在宅医療に取り組むかかりつけ医等の拡大や、他の病院や診療所等との連携により、24時間対応体制の在宅医療を提供する在宅療養支援診療所等の増加、緊急時のための入院病床確保等を担う在宅療養後方支援病院の確保等により、地域における在宅医療提供体制の充実を図ります。

### 〔数値目標11〕訪問診療を行う診療所・病院

指標	令和2年度(見込値) (2020)	令和5年度(目標値) (2023)
訪問診療を行う診療所・病院数	300箇所	345箇所

## 〔数値目標12〕在宅療養支援診療所・病院

指標	令和2年度(見込値) (2020)	令和5年度(目標値) (2023)
在宅療養支援診療所・病院数	163箇所	165箇所

## 〔数値目標13〕在宅療養後方支援病院

指標	令和2年度(見込値) (2020)	令和5年度(目標値) (2023)
在宅療養後方支援病院数	10箇所	15箇所

- 各地区の「在宅歯科保健医療連携室」において、歯科医療・口腔ケアについての相談や、訪問歯科診療希望者と歯科診療所等の連絡調整等を行うことにより、高齢者のニーズに応じた歯科保健医療等の提供を進めます。

## 〔数値目標14〕在宅療養支援歯科診療所

指標	令和2年度(見込値) (2020)	令和5年度(目標値) (2023)
在宅療養支援歯科診療所数	115箇所	増加させる

## 〔数値目標15〕訪問口腔衛生指導を実施している診療所・病院

指標	令和2年度(見込値) (2020)	令和5年度(目標値) (2023)
訪問口腔衛生指導を実施している 診療所・病院数	81箇所	増加させる

- 主治医の指示に基づき、看護師等が居宅を訪問する訪問看護や薬剤師の在宅訪問による服薬指導など、医療機関と連携して在宅療養生活を支える居宅介護サービスの提供体制の整備を図ります。
- 医療機関と地域包括支援センター等との連携を進め、地域のリハビリニーズや福祉用具貸与、住宅改修等に適切に対応できる体制整備を支援します。
- 訪問看護ステーション及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所などの整備により、地域の実情に即した介護サービスを医療と一体的に提供する体制の充実を図ります。

### 〔数値目標16〕訪問看護ステーション

指標	令和2年度(見込値) (2020)	令和5年度(目標値) (2023)
訪問看護ステーション数	149箇所	163箇所

### 〔数値目標17〕定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所

指標	令和2年度(見込値) (2020)	令和5年度(目標値) (2023)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所数	20箇所	24箇所

### 3 関係者が連携した総合的な在宅医療・介護サービスの提供

地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う「地域包括支援センター」の調整機能の強化を図るとともに、地域包括支援センターを中心とした関係機関や多職種による連携を進めることで、在宅医療・介護サービスを一体的に提供できる体制づくりを促進します。

- 認知症専門医や理学療法士等の専門職の地域ケア会議への派遣による課題解決に向けた支援や、専門研修を通じた職員のスキルアップにより、地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う地域包括支援センターの相談・調整機能の強化を図ります。
- 介護を必要とする高齢者の状態やニーズの変化に対応して、的確なケアマネジメントが展開できるよう、介護支援専門員を中心として、かかりつけ医や訪問介護員などの医療・介護関係の多職種による地域のネットワークの形成に向けた取組を促進します。
- 日常の療養や入退院、急変時や看取り等の医療と介護の連携が求められる場面に応じて、入退院の支援や介護支援専門員と病院・施設等との情報共有等の医療・介護等関係者の連携・協働による取組が促進されるよう支援します。
- 在宅医療・介護連携に関する情報提供や専門研修等を通じた関係者のスキルアップを進めます。
- 在宅医療・介護連携の推進に関する優良事例の情報発信や普及、市町や医師会等の医療・介護関係団体の連携を促進するなど、市町が実施する地域支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）の取組を支援します。
- 多職種連携の基盤となる多職種間の情報共有を実現するため、各保健医療圏で整備された地域医療介護連携情報システムの活用を促進します。

## 第6 認知症施策の推進

### ＜現状と課題＞

- 本県における認知症の人は、令和7（2025）年には約9万人になり、65歳以上高齢者に対する割合では約5人に1人と推計されており、高齢者の増加に伴い、今後も一層の増加が見込まれています。
- 認知症は、誰もがなりうことから、認知症への社会の理解を深め、認知症があってもなくても、同じ社会の一員として地域をともに創っていくことが必要です。
- 地域や職域における認知症に対する理解をさらに進めるとともに、認知症の人やその家族を支援する人材の養成や市町の認知症施策の取組が円滑に実施されるよう早期発見・診断・対応、サービス提供体制の充実が必要です。
- 国の示した調査結果では、若年性認知症の有病者数は全国で3.57万人（18-64歳人口における人口10万人当たり50.9人）と推計されており、本県における有病者数は約400人と見込まれています。本人や配偶者が現役世代であり、本人だけでなく、家族の生活への影響が大きくなりやすいことから、若年性認知症の人やその家族を支援する人材の養成、支援体制の整備が必要です。
- 地域の多様な人的資源や社会資源並びにそのネットワークを活用し、認知症の人とその家族が暮らしやすい地域づくりを進めていくことが必要です。

### ＜六次プランの数値目標の達成状況＞

(単位：人)

指標	平成28年度	目標値(R2年度)	見込値(R2年度)	達成率
認知症サポーター養成数（累計）	103,342	154,000	140,403	73.2%

▼ 市町との連携した取組により、順調に推移しています。

(単位：人)

指標	平成28年度	目標値(R2年度)	見込値(R2年度)	達成率
認知症サポート医養成数（累計）	84	127	164	186.0%

▼ 関係団体と連携し、受講者は順調に増加し、目標を達成しています。

(単位：人)

指標	平成28年度	目標値(R2年度)	見込値(R2年度)	達成率
かかりつけ医認知症対応力向上研修修了者数（累計）	645	930	1,119	166.3%

▼ 関係団体と連携し、受講者は順調に増加し、目標を達成しています。

(単位：市町)

指標	平成28年度	目標値(R2年度)	見込値(R2年度)	達成率
認知症カフェ設置市町数	14	19	19	100.0%

▼ 認知症カフェを設置する市町は順調に増加し、目標を達成しています。

## ＜取組方針＞

高齢者の増加に伴い、認知症の人の一層の増加が見込まれることから、「認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会」を実現するため、認知症の人やその家族の視点に立った支援の充実や環境・体制づくりを推進します。

### 1 認知症に関する理解促進と本人発信支援

小・中学生を含む幅広い年代の住民をはじめ、認知症の人と地域で関わる機会が多い企業などの職域に対して、認知症に関する知識の普及啓発を図り、正しい理解を促進します。

また、認知症の人が希望や生きがいを持って暮らしている姿を通じて、認知症の診断を受けた後の生活への安心感や、早期診断・早期対応の重要性等に関する啓発が図られることから、本人が自らの言葉で語り、認知症になっても希望を持って前を向いて自分らしく暮らせるといった本人からの発信を支援します。

#### (1) 認知症に関する啓発活動の実施

- 認知症の早期発見・早期対応や認知症の人とその家族を支える地域づくりを推進するため、認知症の原因とその予防、認知症に対する画一的で否定的なイメージの払拭、認知症の人に対する適切な介護のあり方等、正しい理解や各種施策について、各年代に応じた適切な方法での普及啓発を推進します。
- 世界アルツハイマーデー（毎年9月21日）の機会を捉え、認知症に関する月間を設定し、全県的な街頭キャンペーンや講演会等の集中的な開催により、普及啓発の一層の促進を図ります。

#### (2) 認知症サポーター等の養成

- 認知症に関する正しい知識を持って、地域や職域で認知症の人や家族を手助ける認知症サポーターや認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバン・メイトの養成等により、認知症に関する正しい知識の普及を促進します。

【図3-I-6-1】認知症対策ちゅるる



【図3-I-6-2】認知症サポーターキャラバンマーク



〔数値目標18〕認知症サポーターの養成

指標	令和元年度 (2019)	令和5年度(目標値) (2023)
認知症サポーター養成数（累計）	139,415人	164,000人

- 特に、認知症の人と地域で関わることが多い職域の従業員等や人格形成の重要な時期である子どもや学生に対する認知症サポーター養成講座の開催等を通じて、認知症に関する正しい知識の普及や身近な地域での見守り支援体制づくりを促進します。

### (3) 認知症の人本人からの発信支援

- 認知症の人本人が仲間と出会い、自分の思いや希望、必要としていることを本人同士で語り合う「本人ミーティング」の開催や市町等への情報提供を通じて、認知症の人本人からの発信支援等に関する市町の取組を促進します。
- 先進地における認知症の人本人の声を活かした取組や認知症の人本人からのメッセージを学ぶ機会を通じて、認知症の人本人の視点を市町における認知症施策の企画・立案や評価に反映させることを推進します。

〔数値目標19〕認知症の人本人の発信支援や施策の企画等への参画

指標	令和元年度 (2019)	令和5年度(目標値) (2023)
認知症の人本人の発信支援や施策の企画等への参画に取り組む市町数	4市町	14市町

## 2 認知症の予防及び容態に応じた施策の推進

運動不足の改善、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等による認知症予防を推進するとともに、認知症の初期から後期段階までの容態ごとのニーズに適切に対応できるよう、早期発見・診断・対応やサービス提供体制の整備など各種施策を推進します。

### (1) 予防の推進

- 適切な運動や、社会交流、趣味活動など社会参加の取組が、社会的孤立を防ぎ、認知機能低下の予防につながる可能性が高いことから、市町における介護予防・日常生活支援総合事業や健康教育等の取組を促進します。
  - 身近な地域での生きがい・健康づくり活動の場である「ふれあい・いきいきサロン」や「通いの場」等を活用した認知症予防の取組を促進します。
  - 対象者が交流の場や健康教育等を積極的に利用するよう、認知症地域支援推進員等による働きかけや広報の活用など、利用勧奨や情報提供を促進します。
- ※ 「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。

### (2) 早期の発見・診断・対応

- 認知症は、早い段階での適切な対応により、進行の抑制や症状の改善が期待できることから、高齢者等の保健医療・介護等に関する地域の相談窓口である地域包括支援センターを中心とした早期発見・早期対応の取組を支援します。
- やまぐちオレンジドクター(山口県もの忘れ・認知症相談医。以下「オレンジドクター」という。)による相談支援、かかりつけ医による健康管理、かかりつけ歯科医による口腔機能の管理及びかかりつけ薬剤師・薬局による服薬指導等を通じた認知症の早期発見や専門医療機関への紹介等による早期診断を推進します。
- やまぐちPREMIUMオレンジドクター(オレンジドクターの診療の支援を行う相談医)や認知症サポート医を中心として、かかりつけ医、歯科医師及び薬剤師に対する相談助言を行うとともに、認知症対応力を向上させるための研修等を行います。

【図3-I-6-3】オレンジドクタープレートデザイン 【図3-I-6-4】PREMIUMオレンジドクタープレートデザイン



〔数値目標20〕認知症サポート医の養成

指 標	令和元年度 (2019)	令和5年度(目標値) (2023)
認知症サポート医養成数（累計）	164人	194人

〔数値目標21〕かかりつけ医認知症対応力向上研修修了者

指 標	令和元年度 (2019)	令和5年度(目標値) (2023)
かかりつけ医認知症対応力向上研修修了者数（累計）	1,039人	1,450人

- また、県民等に対し、認知症疾患医療センター等の認知症に関する専門医療機関の情報や身近で気軽に相談できるオレンジドクター、地域包括支援センターなどの相談窓口の情報等を周知するなど、早期診断につながる環境づくりを推進します。
- 複数の専門職が認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、観察・評価を行った上で、家族支援等の初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う認知症初期集中支援チームを設置する市町や関係機関に、その効果的な活動や運営に資する情報を提供すること等により、初期集中支援体制の取組を支援します。
- 認知症の早期発見・早期対応につなげるため、相談機関や医療、介護の連携強化など、医療機関や地域包括支援センター等によるネットワークの整備を促進します。

### (3) 容態に応じた適切なケア

- 個人の認知症の容態に応じて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けければよいか、具体的な医療やケア等の提供内容を示す認知症ケアパスを活用し、認知症の人や家族からの相談等への対応等を行う認知症地域支援推進員の取組を促進します。
- 認知症の初期の段階では、認知症の進行防止や家族との良好な人間関係の維持等が主な支援目標となることを踏まえ、保健師等による訪問指導や認知症カフェの活用支援等を実施するとともに、介護予防・日常生活支援総合事業による進行予防のためのサービスの提供を促進します。
- 認知症の中期の段階では、能力を活かし、自立した日常生活や尊厳ある暮らしの継続が主な支援目標となることを踏まえ、できる限り在宅生活を継続していくよう、家族への支援をはじめ、認知症対応型通所介護や小規模多機能型居宅介護等の身近な介護サービスや障害福祉サービスの利用など、認知症の人の容態に

応じた適切なサービスの提供を促進します。

- 認知症の後期の段階では、住み慣れた地域での安定した生活の維持等が主な支援目標となることを踏まえ、医療機関等と連携しながら、認知症対応型共同生活介護や施設ケア等の適切な介護サービスの提供を促進します。
- 認知症の人のそれぞれの容態に応じた本人主体の介護を担う人材を養成するため、介護経験年数等に応じた研修等を行います。
- 歯科医師及び薬剤師に対して、認知症の人本人を支えるために必要な基礎知識や、医療と介護の連携の重要性を習得するための研修を実施し、認知症の人の状況に応じた支援体制を推進します。
- 病院勤務の管理的立場にいる看護職員に対し、医療と介護の連携の重要性や認知症ケアの原則等の知識について習得するための研修を実施し、病院での認知症の人の手術や処置、身体合併症等への適切な対応を促進します。
- 著しい行動障害や精神症状を有する認知症の人については、重度認知症患者デイケアや認知症病棟を有する専門医療機関等との連携の下、適切なケアの提供を促進します。

#### (4) サービス提供体制の充実・強化

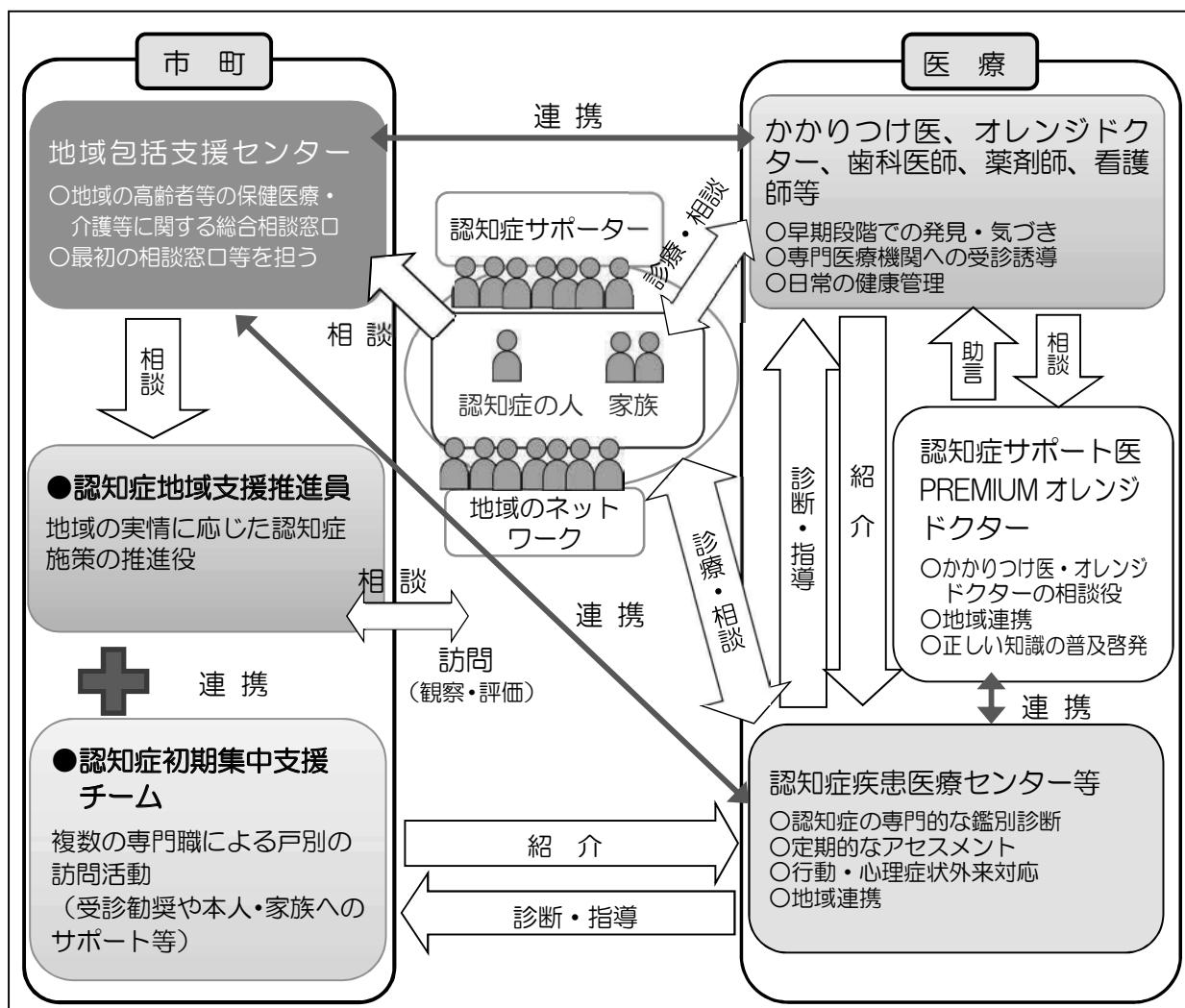
- 認知症疾患医療センターを中心とした専門医療機関における認知症の鑑別診断や専門医療相談、周辺症状の急性期・身体合併症への対応、医療情報の提供など、医療サービスの提供体制を強化します。
- 認知症の早期発見やケア、本人や家族の支援に関わる医療・介護等専門職に対し、経験に応じた専門的な知識・技術を修得させる研修を実施し、認知症医療・介護水準の向上を図ります。
- 認知症ケアの質的な向上を図るため、「アルツハイマー型」、「レビー小体型」、「脳血管性」、「前頭側頭型」等のタイプ別の認知症の特徴を踏まえた対応方法や、認知症の行動・心理症状（B P S D）に対する適切なケア方法の普及等をはじめ、「パーソン・センタード・ケア」などの認知症ケアの手法等の情報を医療・介護関係者等へ適切に提供します。

#### (5) 地域の実情に応じた医療・介護サービスの円滑な連携の推進

- かかりつけ医、専門医療機関及び地域包括支援センター等との連携推進役となる認知症サポート医、認知症介護関係研修の企画・講師役となる認知症介護指導者の養成・資質向上を図り、認知症の容態に応じて医療と介護が一体となった認知症の人への支援体制の構築を促進します。
- 市町や医療機関・介護施設等関係機関が集まり、認知症に関わる医療・介護連携に必要な情報連携の方法等を検討する会議を開催し、関係機関の連携強化を図ります。

- 認知症疾患医療センターに配置される介護サービス等との連携担当者の活用や、医療・介護サービス及び地域の支援機関をつなぐ役割を担う認知症地域支援推進員の地域包括支援センター等への配置促進等、医療と介護の切れ目のないサービスの提供体制の構築を促進します。
- 認知症疾患医療センターにおける地域の関係機関間の調整、助言、支援機能の強化に向けた取組を支援します。
- 認知症の人の在宅生活を支援するため、地域包括支援センターを中心に、インフォーマルな関係者をはじめ、オレンジドクターやかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師、訪問看護ステーション看護師、介護支援専門員、認知症地域支援推進員等の多職種の関係者が緊密に連携したきめ細かなサービスの提供を促進します。

【図3-I-6-5】認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供



### 3 若年性認知症の人に対する支援

若年性認知症の人が、発症初期の段階から、症状、社会的立場や生活環境等の特徴を踏まえ、認知機能が低下してもできることを可能な限り続けながら適切な支援を受けられるよう、若年性認知症に対する理解を深め、就労に関する支援や介護サービス・障害福祉サービス等を含めた支援体制の整備を促進します。

- 若年性認知症については、本人や周囲の人が何らかの異常には気付いても、疲れや更年期障害等と思い込み、受診が遅れることが多いことから、若年性認知症についての普及啓発を一層進め、若年性認知症の早期発見・早期診断体制の構築を促進します。
- 若年性認知症は、働き盛りの世代に発症するため、本人とその家族の経済的・社会的負担が増すなど、家庭環境に大きな影響が出ることも多く、早期発見・早期診断・診断後の生活支援の必要性等について、地域住民をはじめ、医療・介護・行政関係者等への正しい知識の普及を促進します。
- 若年性認知症に関する相談について、国の「若年性認知症コールセンター」等と連携し、若年性認知症支援コーディネーターが県の専用窓口で相談に応じるとともに、地域包括支援センター等と連携して対応するなど、相談体制の充実を図ります。また、本人とその家族への支援について、認知症地域支援推進員を中心に、適切な医療・介護・障害福祉サービスの提供を促進します。
- 若年性認知症支援コーディネーター等が中心となり、企業やハローワーク等と連携し、就労支援等の社会参加支援を行います。
- 企業や産業医等に対し、様々な機会を捉えて、若年性認知症に対する理解の促進や雇用の継続、就労の支援について普及啓発を図ります。
- 若年性認知症のステージに応じて、「本人ミーティング」、若年性認知症の人のための認知症カフェ、介護サービスや障害福祉サービス等を適切に利用できるよう、行政の関係部署及び関係機関の連携を密にするなど、支援体制の充実を促進します。
- 若年性認知症の人に適したサービスの提供体制が進むよう、関連事業者等に対し、必要な情報提供を行います。

## 4 認知症の人や家族が希望をもって暮らせる地域づくり

認知症の人とその家族の視点を重視し、地域の多様な人的資源・社会資源からなるネットワークづくりを進めることにより、認知症の人が希望を持って自分らしく暮らし続けることができる地域づくりを促進します。

### (1) 認知症の人とその家族の視点を重視した地域づくりの促進

- かかりつけ医や介護施設等と連携した相談活動や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員の効果的な活動推進等、市町や地域包括支援センター等における相談体制の充実に向けた取組を支援します。
- 身近な相談機関では対応が困難なものは、健康福祉センター、精神保健福祉センター、認知症疾患医療センター等の広域的な専門相談機関において、関係機関と連携し適切に対応します。
- 認知症になっても支えられる側だけでなく、支える側として役割と生きがいを持って生活ができる環境づくりを目指し、認知症地域支援推進員等を中心とした社会参加の促進に向けた市町の取組を支援します。
- 市町が実施する認知症カフェ等について、市町や関係機関に、先進的に取り組んでいる地域の情報の提供や情報交換の場を提供するなど、その取組が継続、促進するよう支援します。

### 〔数値目標22〕認知症カフェの設置

指標	令和元年度 (2019)	令和5年度(目標値) (2023)
認知症カフェの設置数	106箇所	150箇所

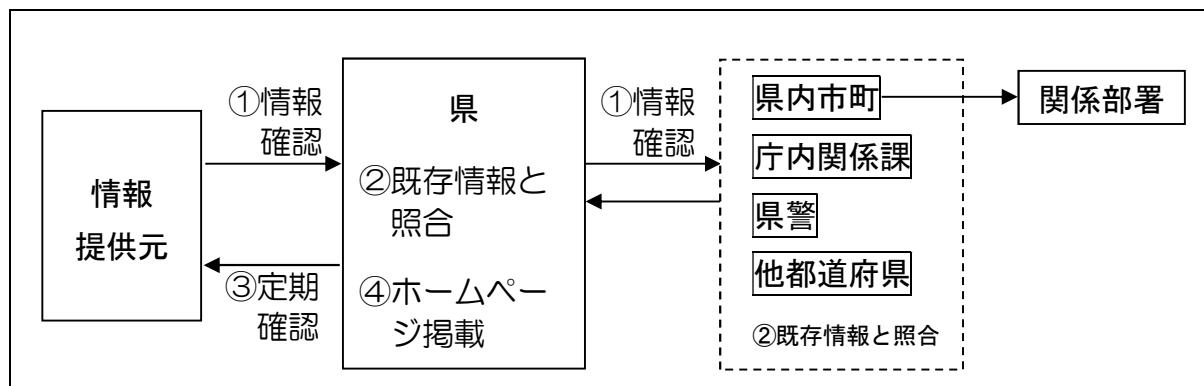
- 認知症サポーター等がチームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる「チームオレンジ」の市町における構築を促進し、地域の支援体制を強化します。
- 認知症の人やその家族が交流会や学習会を通じてお互いを支え合う「家族介護者の会」などの情報を、家族や関係機関等に適切に提供するなど、介護経験を活かした相談や支援活動などのピアサポートを促進します。

### (2) 地域の実情に応じた見守り支援体制づくりの促進

- 地域包括支援センターを中心として、保健・医療・福祉等関係機関や家族介護者の会、民生委員、地域住民との連携を図り、地域の実情に応じた認知症の人やその家族を見守り支援するネットワークの形成を促進します。

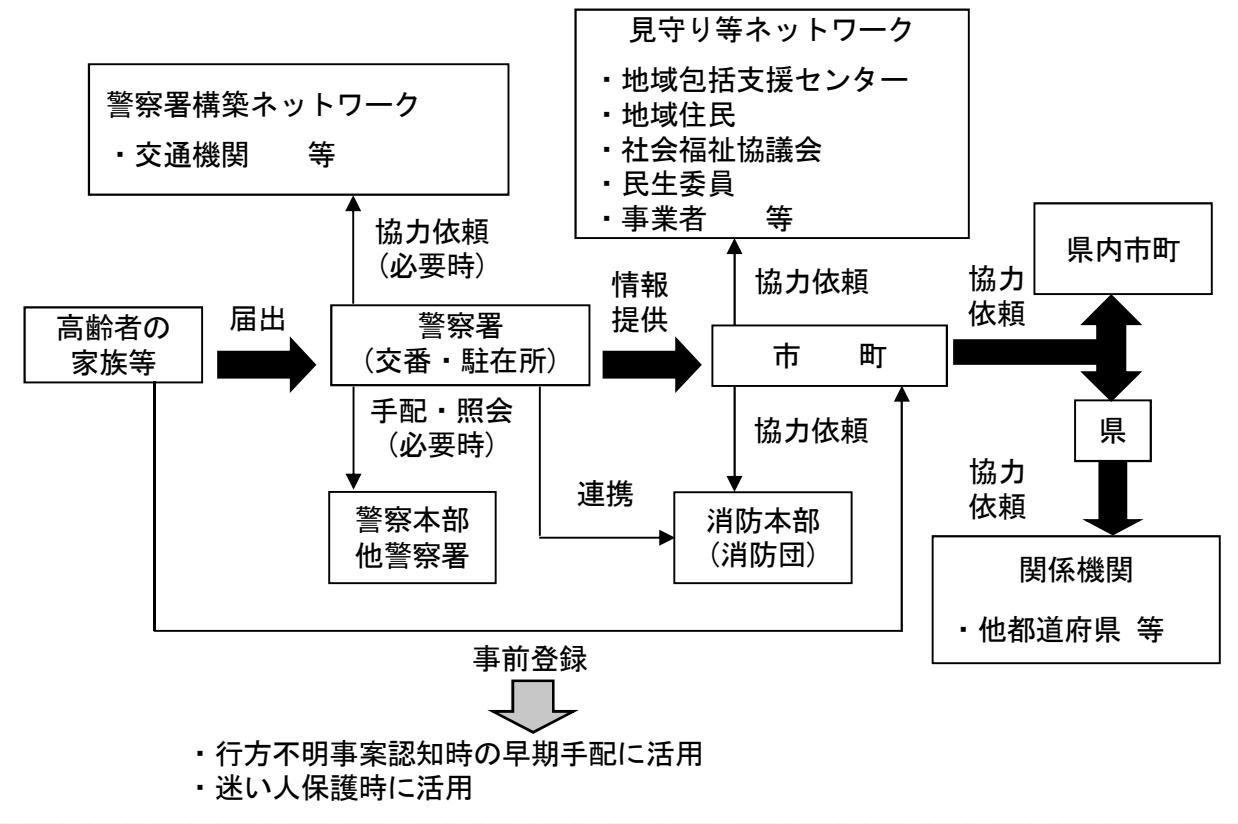
- 認知症サポーター、キャラバン・メイトの養成、チームオレンジの構築等により、地域包括支援センターを中心とした見守りネットワークの強化を促進します。
- 認知症の人の行方不明による事故防止を含めた支援を強化するため、行方不明事案認知時における見守りネットワーク等を活用しての早期発見・保護や関係機関が連携してのアフターケア等、官民一体となった「認知症高齢者等行方不明者の発見・保護のためのネットワーク」の整備・充実を促進します。
- 地域住民等が幅広く参加する捜索協力の模擬訓練の実施等を通じて、「認知症高齢者等行方不明者の発見・保護のためのネットワーク」の活性化を促進します。
- 認知症の人の行方・身元不明事案が発生した場合は、市町や他都道府県、警察等関係機関での情報の共有と確認を徹底し、行方・身元不明状態の長期化の防止を図ります。

【図3-I-6-6】行方・身元不明高齢者等に係る関係機関での情報の共有と確認

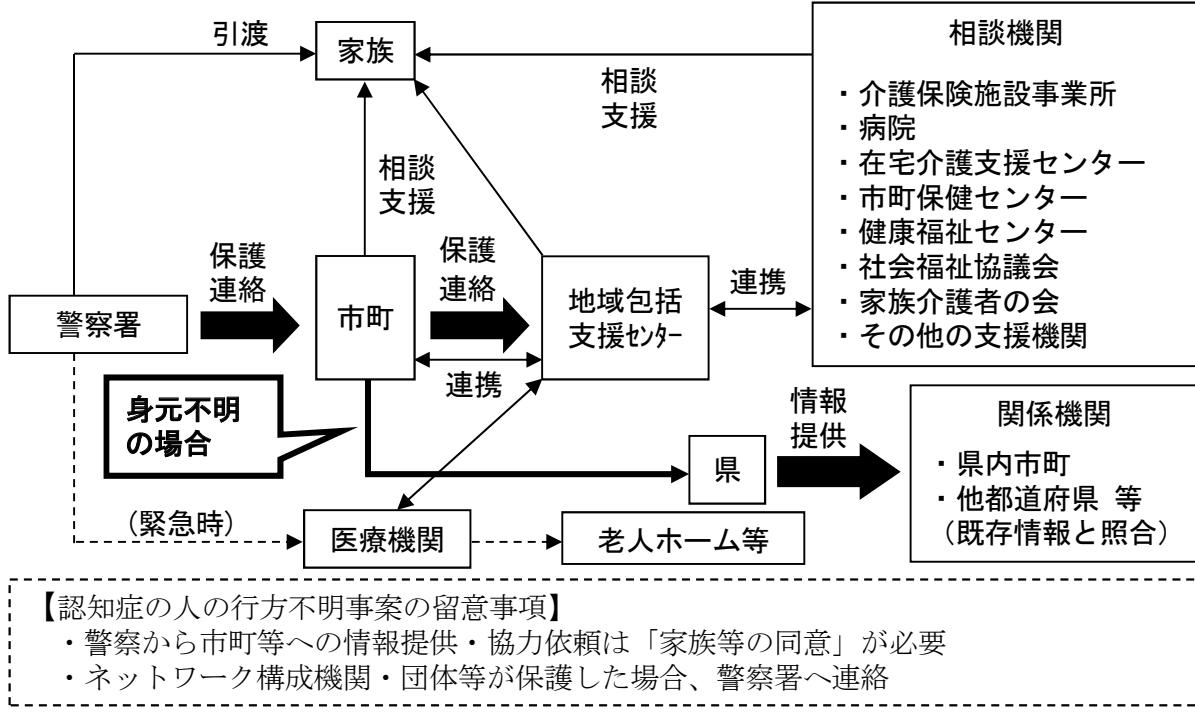


【図3-I-6-7】認知症高齢者等行方不明者の発見・保護のためのネットワーク

## ○認知症の人が行方不明となった場合



## ○認知症の人等を保護した場合（身元不明の場合）



## 第7 人材の確保と資質の向上及び業務の効率化と質の向上

### ＜現状と課題＞

- 福祉・介護現場では離職率が高く、労働移動が激しい状況にあり、有効求人倍率は全職種と比較して高い水準にあります。介護人材の需給推計によれば、令和7(2025)年には2,420人、令和22(2040)年には2,707人の介護職員が不足する見込みであり、介護人材の確保は喫緊の課題です。
- 少子高齢化の進行等により、生産年齢人口が減少する一方で、県民の福祉・介護ニーズはますます多様化・高度化することが見込まれるため、これに対応できる質の高い人材の計画的・安定的な養成と定着を図ることが必要です。
- 人材の確保と定着のためには、労働条件や職場環境の改善が重要です。本県における介護職員待遇改善加算の取得割合は、全国平均より低いため、加算の取得による待遇改善の一層の推進が必要です。
- また、生産年齢人口の減少により、介護分野の人的制約が強まる中、ケアの質を確保しながら必要なサービス提供が行えるようにするために、業務の効率化及び質の向上に取り組んでいく必要があります。

### ＜六次プランの数値目標の達成状況＞

(単位：人)

指標	平成28年度	目標値(R2年度)	見込値(R2年度)	達成率
県福祉人材センターの有効求職登録者数（月平均）	200	225	294	376.0%

▼ 県福祉人材センターの有効求職登録者数は、概ね順調に推移し、目標を達成する見込みです。

(単位：人)

指標	平成28年度	目標値(R2年度)	直近値(R1年度)	達成率
介護支援専門員登録者数（累計）	8,976	10,000	9,461	47.4%

▼ 介護支援専門員登録者数は減少傾向にあり、目標のペースを下回っていますが、引き続き、関係機関等と連携しながら、介護支援専門員の養成に取り組みます。

(単位：人)

指標	平成28年度	目標値(R2年度)	直近値(R1年度)	達成率
介護職員初任者研修修了者数（累計）	3,893	7,400	5,613	49.0%

▼ 介護職員初任者研修修了者数は目標のペースを下回っていますが、引き続き、訪問介護員の養成に取り組みます。

(単位：件)

指標	平成28年度	目標値(R2年度)	見込値(R2年度)	達成率
医療的ケアを実施できる介護職員等の認定件数	3,585	4,281	4,336	107.9%

▼ 認定件数は順調に推移し、目標を達成する見込みです。

## <取組方針>

少子高齢化の進行等により、生産年齢人口は減少する一方で、県民の福祉・介護ニーズはますます増加し、人材不足が見込まれることから、中長期的な視点に立って、質の高い人材を安定的に養成・確保、資質の向上や働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化及び質の向上を促進します。

## 1 福祉・介護人材の養成と確保

拡大、多様化する福祉・介護ニーズに的確に対応できるよう、学生等の新たな人材の参入促進や離職した介護人材の呼び戻し等、多様な人材の確保・育成に取り組むとともに、福祉・介護分野の魅力発信による職業イメージの向上や有資格者の着実な養成等に努めます。

### (1) 福祉・介護人材の安定的な確保

学校教育や労働分野における関係機関等との緊密な連携により、福祉・介護の仕事を目指す人材の安定的な確保を図ります。

#### ア 新たな人材の参入促進

- 介護福祉士養成施設の学生に対する修学資金の貸付、事業所におけるインターンシップの実施、複数の事業所が合同で行う就職フェア等への支援を行い、福祉・介護職場への就業を促進します。
- 介護未経験者の中高年齢者をはじめとした地域住民等の多様な人材の参入を促進するため、入門的な研修や職場体験の機会を提供するとともに、高齢者が介護助手として働く環境の整備を図ります。
- 介護福祉士資格の取得を目指す意欲ある外国人留学生に対して県内介護施設等が給付する奨学金等の一部を助成する取組等を進めることにより、外国人介護人材の確保を図ります。
- 県福祉人材センターにおいて、公共職業安定所等と緊密な連携を図りながら、就業に関する相談や情報提供、職業紹介等を実施します。

#### [数値目標23] 県福祉人材センターの有効求職登録者

指標	令和元年度 (2019)	令和5年度(目標値) (2023)
県福祉人材センターの有効求職登録者数（月平均）	294人	366人

#### イ 總職した介護人材の呼び戻し

- 總職した介護人材の届出システムを活用した事業所とのマッチング、知識や技術を再確認するための研修、再就職準備金の貸付などにより、福祉・介護職場への再就職を促進します。

#### ウ 学校教育等との連携による将来的な担い手の育成

- 教育委員会や事業者団体等と連携・協力し、学校でのキャリア教育・職業教育の場等における、職場見学・職場体験活動、福祉・介護に関する学習、福祉ボランティア活動などの取組を進めることにより、早い段階からの福祉・介護分野に対する理解を深め、将来的な福祉・介護分野の担い手の育成を図ります。

#### エ 福祉・介護の魅力発信による職業イメージの向上

- 福祉・介護の仕事の魅力を社会全体、特に将来の担い手となる学生や保護者・教員に向けて発信し、福祉・介護分野の理解促進やイメージアップに努めます。

#### オ 介護事業者による主体的な取組促進

- 個々の事業者の人材確保・育成の取組状況を求職者側から「見える化」することにより、事業者の意識改革と介護人材の確保を図る認証評価制度である「やまぐち働きやすい介護職場宣言制度」により、介護事業者の主体的な人材確保・育成の取組を促進します。

【図3-I-7-1】やまぐち働きやすい介護職場宣言ロゴマーク



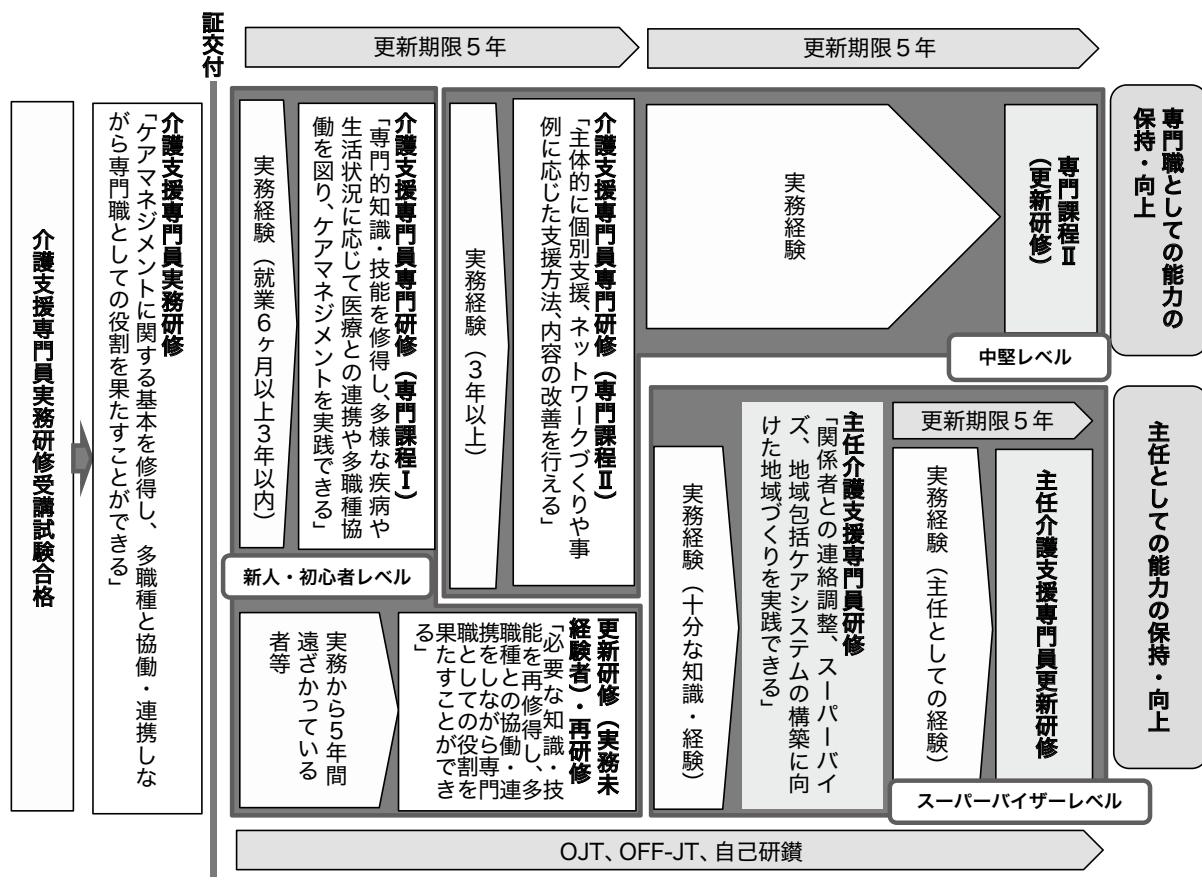
## (2) 福祉・介護人材の養成

要支援・要介護認定者の増加などに伴い、拡大、多様化する介護ニーズに対応できるよう、関係機関・団体等と連携しながら、介護支援専門員、社会福祉士等の着実な養成に取り組み、質の高い人材の安定的な確保を図ります。

### <介護支援専門員（ケアマネジャー）>

- 「実務研修受講試験」合格者に対する実務研修を行うとともに、潜在的有資格者等に対する再研修や実務者の資格更新に係る研修等を実施し、専門的人材の養成・確保を図ります。

【図3-I-7-2】介護支援専門員の資格・研修体系の概要



〔数値目標24〕介護支援専門員登録者

指標	令和元年度 (2019)	令和5年度(目標値) (2023)
介護支援専門員登録者数 (累計)	9,461人	10,000人

### <社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士>

- 保健福祉系大学等と連携を図りながら、社会福祉士、介護福祉士及び精

精神保健福祉士の養成・確保に努めます。

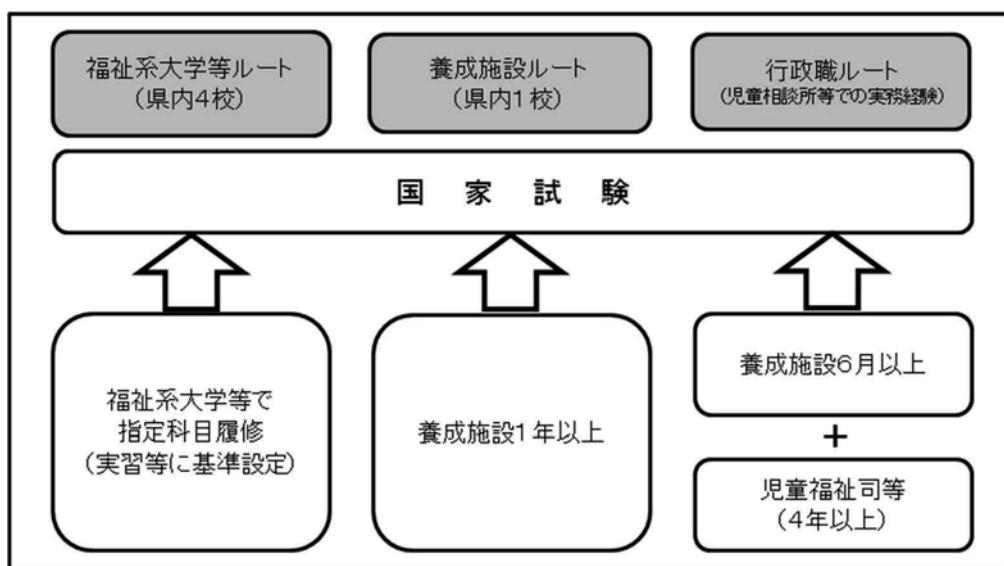
- 介護福祉士修学資金貸付制度等により、介護福祉士の安定的な養成・確保を図ります。

【表3-I-7-1】社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士養成施設等の状況  
(令和2(2020)年4月1日)

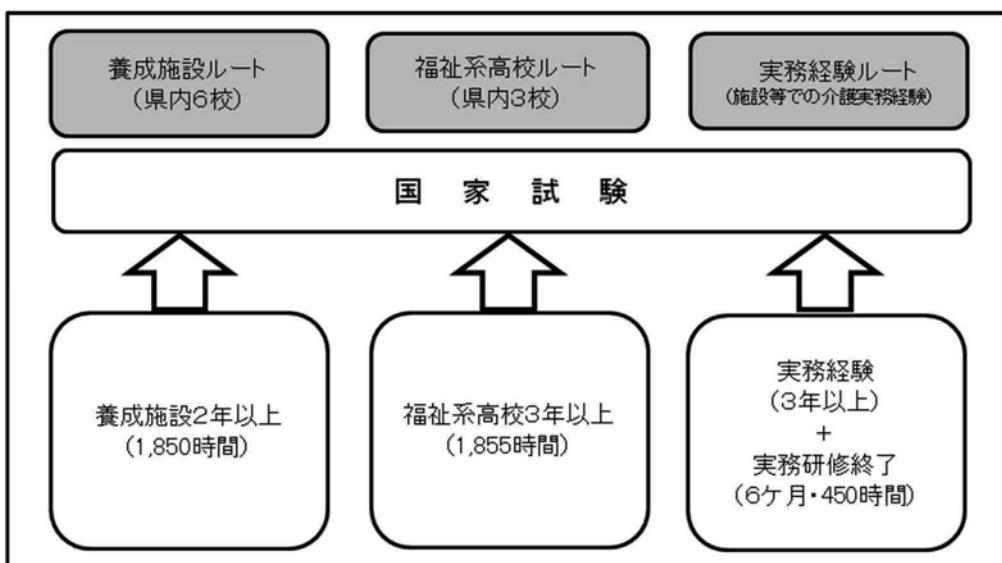
区分	施設数	総定員	入学定員
社会福祉士養成施設等	5	940人	285人
介護福祉士養成施設等	9	618人	256人
精神保健福祉士養成施設等	2	180人	30人

- (注) 1)「社会福祉士養成施設等」には、社会福祉士国家試験受験資格が取得可能な大学等を含む。  
2)「介護福祉士養成施設等」には、福祉系高校を含む。  
3)「精神保健福祉士養成施設等」には、精神保健福祉士国家試験受験資格が取得可能な大学等を含む。

【図3-I-7-3】社会福祉士の主な資格取得方法

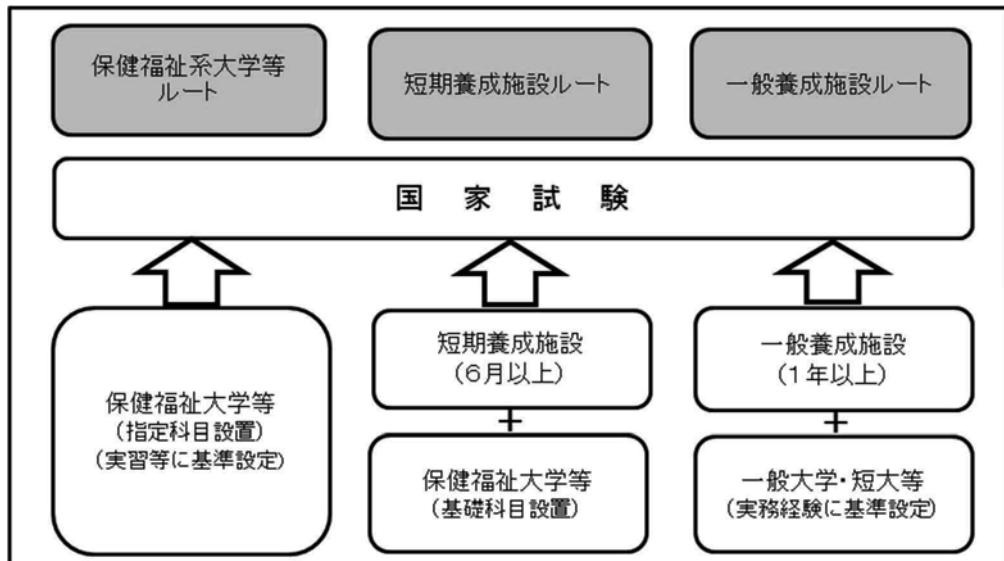


【図3-I-7-4】介護福祉士の主な資格取得方法



※平成29(2017)年度以降、養成施設ルートの卒業生は国家試験の受験が義務付けられましたが、経過措置として、養成施設を令和8(2026)年度までに卒業する方は、卒業後5年間続けて介護等の業務に従事すること、もしくは、この間に国家試験に合格することで、介護福祉士としての登録を継続することができます。

【図3-I-7-5】精神保健福祉士の主な資格取得方法



#### <訪問介護員（ホームヘルパー）>

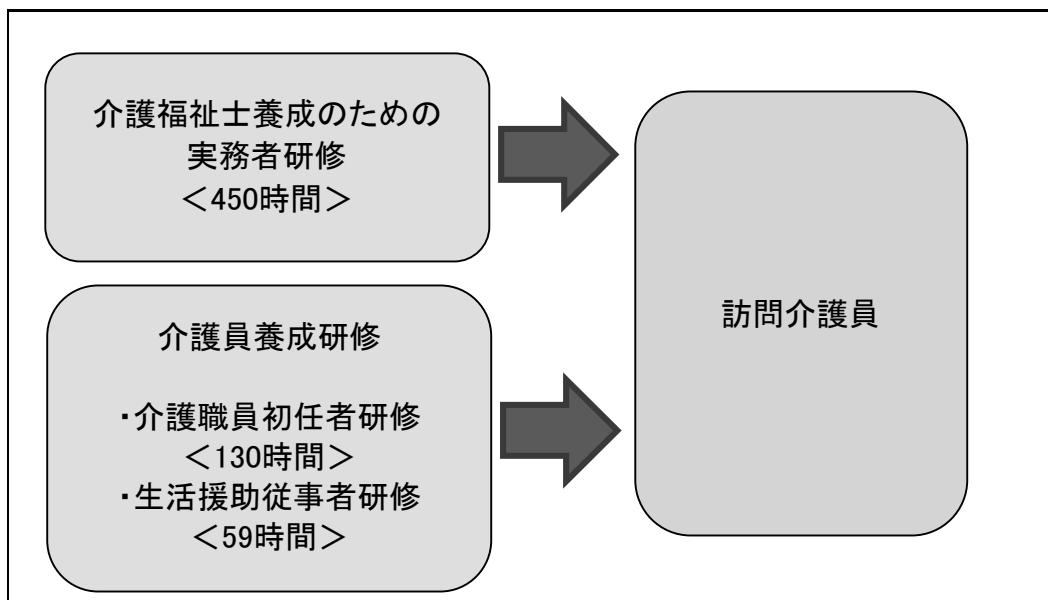
- 社会福祉法人、学校法人、株式会社等を介護員養成研修の事業者として指定することにより、多様なニーズに対応できる訪問介護員の養成機会の確保を図ります。

【表3-I-7-2】介護員養成研修の実施状況

(令和元(2019)年度)

区分	事業者指定数	年間修了者数
介護員養成研修	56	428人

【図3-I-7-6】訪問介護員の養成研修



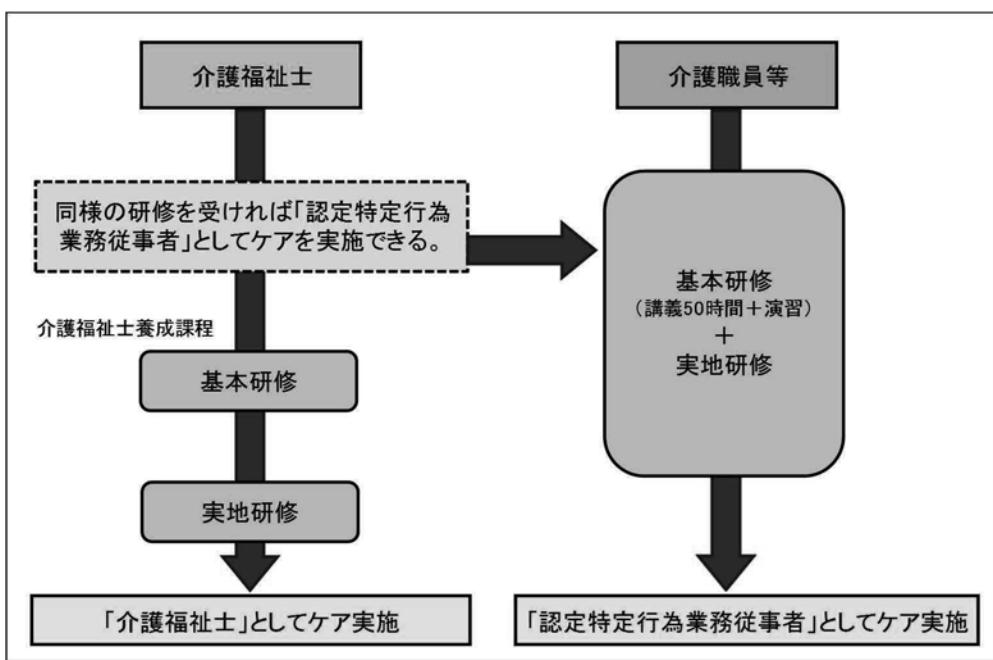
〔数値目標25〕介護員養成研修修了者

指標	令和元年度 (2019)	令和5年度(目標値) (2023)
介護員養成研修修了者数（累計）	5,613人	7,400人

#### ＜医療的ケアを実施できる介護職員等＞

- 特別養護老人ホーム等の施設や在宅等において、医療的ケア（喀痰吸引及び経管栄養など）を実施できる人材の確保及び資質の向上を図るとともに、より安全にケアの提供が行われるよう、研修体制の充実を図ります。

【図3-I-7-7】介護職員等による医療的ケアに係る研修制度概要



〔数値目標26〕医療的ケアを実施できる介護職員等の認定

指標	令和元年度 (2019)	令和5年度(目標値) (2023)
医療的ケアを実施できる介護職員等の認定件数	4,162件	4,930件

## &lt;保健師・助産師・看護師・准看護師&gt;

- 在宅医療ニーズ等の増加に伴う需要増や医療の高度化・専門化、チーム医療の推進等に対応するため、看護職員の養成確保、離職防止・再就業支援、資質向上を柱とした看護職員確保対策に取り組みます。

【表3-I-7-3】看護職員養成施設の状況

(令和2(2020)年4月1日)

区分	施設数	総定員	入学定員
保健師・助産師・看護師養成施設	1	320人	80人
保健師・看護師養成施設	3	710人	175人
助産師養成施設	1	12人	12人
看護師養成施設	17	2,770人	975人
准看護師養成施設	10	940人	410人
計	32	4,752人	1,652人

### ＜理学療法士・作業療法士・言語聴覚士＞

- 県内には、理学療法士養成施設が3箇所、作業療法士養成施設が2箇所、言語聴覚士養成施設が1箇所設置されており、質の高い理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の確保が図られています。

【表3-I-7-4】理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設の状況

(令和2(2020)年4月1日)

区分	施設数	総定員	入学定員
理学療法士養成施設	3	560人	160人
作業療法士養成施設	2	240人	60人
言語聴覚士養成施設	1	80人	20人

### ＜管理栄養士・栄養士＞

- 高齢者の健康的な生活習慣の確立や生活習慣病の予防・重症化予防に向けた支援、入所施設及び介護予防事業における栄養指導など、サービスの充実に向けて、養成・確保を図ります。

【表3-I-7-5】管理栄養士・栄養士養成施設の状況

(令和2(2020)年4月1日)

区分	施設数	総定員	入学定員
管理栄養士養成施設	2	300人	80人
栄養士養成施設	2	160人	80人

### ＜歯科衛生士・歯科技工士＞

- 高齢者に対する8020運動の普及啓発や介護予防のための歯・口腔の健康づくりへの支援など、サービスの充実に向けて、養成・確保を図ります。

【表3-I-7-6】歯科衛生士・歯科技工士養成施設の状況

(令和2(2020)年4月1日)

区分	施設数	総定員	入学定員
歯科衛生士養成施設	1	270人	90人
歯科技工士養成施設	1	66人	22人

## 2 福祉・介護人材の資質の向上

多様化・高度化する福祉・介護ニーズに的確に対応できる人材の養成及びその定着を図るため、キャリアアップや従事者の職種、経験に応じた専門性の向上のための研修を充実します。

### (1) キャリアパスに対応した研修等の計画的な実施

- キャリアパスに対応した生涯を通じた研修体系を構築し、施設職員研修を計画的に実施します。
- 認知症介護実践者及びその指導的立場にある者に対する実践的な研修や、認知症介護を提供する事業所を管理する立場にある者等に対する適切なサービスの提供に関する研修を、経験年数や役職等に応じて段階的・計画的に実施します。
- 質の高い訪問介護サービスの提供を図るため、サービス提供責任者やサービス提供責任者選任要件を満たす訪問介護員に対して、訪問介護計画の作成等に関する研修を計画的に実施します。
- 介護支援専門員の研修体系に基づき、キャリア段階ごとに適切な研修を実施し、介護支援専門員の資質及び専門性の向上を図ります。
- 地域包括支援センターや介護事業所におけるケアマネジメントの中核的役割を担う主任介護支援専門員の計画的な養成・確保を図ります。

### (2) 専門性の向上を図るための研修の充実

- 地域包括ケアシステムの構築を支援するため、地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う地域包括支援センター職員に対して、コーディネート力の養成をはじめとする研修を実施します。
- 認知症の人の早期発見やケア、家族の支援に関わる保健、医療、福祉専門職員に対する専門研修を実施し、認知症介護・医療の質的な向上を図ります。
- 看護職員に対する医療的観点からの実践的な知識・技術の習得を図る研修を実施し、介護施設における身体的拘束の廃止に努めます。
- 介護支援専門員等に対する専門的な福祉用具・住宅改修に関する研修を実施し、在宅で生活する要介護者の自立支援や生活の質の向上を図ります。
- 介護予防ケアマネジメントに従事する介護支援専門員や関係職員に対して、介護予防サービス計画の作成や介護予防に関する研修を実施し、質の高い介護予防サービスの提供を図ります。

### 3 労働環境・待遇の改善

福祉・介護の業務に安心して従事できるよう、労働条件・職場環境の改善や福利厚生の充実など、働きやすい環境づくりを支援します。

#### (1) 労働条件・職場環境の改善と福利厚生の充実

- 介護事業所の待遇改善を図るため、各種研修への職員参加の促進や適切な給与水準の確保が図られるよう努めます。
- 介護事業所に対して、エルダー・メンター制度に関する研修や導入支援を行い、新人介護職員の早期離職防止やキャリア形成を促進します。
- 事業者や従業者に対し、労働基準法をはじめ労働関係法規の内容の周知と理解を図ることにより、雇用環境の改善を進めます。
- 労働時間、年次有給休暇等の労働実態やワーク・ライフ・バランスの推進などの調査を実施し、働き方改革の施策検討の基礎資料として活用します。
- 育児・介護休業、短時間勤務、短時間正社員制度など多様で柔軟な働き方が可能となる制度の普及や、それらを利用しやすい職場環境づくりを進めます。
- 資格や経験を適正に評価する制度の導入やキャリアアップのための研修参加を促進するなど、介護職員が働きやすい職場環境づくりを支援します。
- 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職手当共済事業や社会福祉施設職員が出産又は傷病のために長期休暇を必要とする場合の代替職員の雇用に要する経費を助成します。
- 福祉施設職員の労働環境の改善を図るため、県健康福祉財団が実施する、福祉職員等退職手当共済事業及び福祉施設職員福利厚生事業の充実が図られるよう支援します。
- 各地域における社会福祉法人等の連携強化を図り、複数の小規模な社会福祉法人等が協働して行う地域公益活動や経営労務管理体制の底上げを図る取組を支援します。

## 4 業務の効率化と質の向上

介護現場における業務の効率化と質の向上を図るため、業務仕分けやロボット・ＩＣＴの活用等による介護現場の業務改善や職員の負担軽減に向けた取組を支援するとともに、介護分野の文書に係る負担軽減に取り組みます。

### (1) 介護現場における取組の促進

- 市町や関係団体と連携して、介護現場における業務仕分けの推進、普及に取り組みます。
- 介護職員の業務を細分化し、介護未経験者の高齢者にも対応可能な比較的簡単な業務を担う介護助手の雇用を促進することにより、介護職員が担う業務の効率化と質の向上を図ります。
- 介護ロボットの導入を支援し、介護職員の身体的負担の軽減や業務の効率化など、働きやすい職場環境の整備を促進します。
- 介護事業所に対して、ＩＣＴの導入支援や導入に向けた普及啓発を行い、ＩＣＴ機器・ソフトウェアの活用による間接的業務の効率化、紙やFAX等で送られていた情報のデータ連携などによる介護現場における業務効率化と質の向上を図ります。

### [数値目標27] 業務の効率化と質の向上

指標	令和2年度 (2020)	令和5年度(目標値) (2023)
ＩＣＴの普及に関するセミナーの参加者数（累計）	—	300人

### (2) 文書に係る負担軽減等

- 介護分野の文書に係る申請様式や添付書類、手続の簡素化など、文書に関する負担軽減に取り組みます。
- 介護分野の文書に係る負担軽減を図るため、介護事業所に対し、ＩＣＴ導入に向けた普及啓発や支援を図ります。

## II 高齢者が活躍する地域社会の実現

### 第1 社会参画の促進

#### <現状と課題>

○ 本県では、他県に先駆けて生涯現役社会づくりに取り組み、その集大成となった第28回全国健康福祉祭やまぐち大会において高まった、高齢者の生きがい・社会貢献等に対する機運や成果を継承・発展させ、高齢者の主体的な社会参画を推進してきたところです。

今後、さらに少子高齢化が進行する中、地域の活力を維持していくためには、高齢者がこれまで培ってきた知識や技能等を活かしながら、地域社会に参画し、活躍できるよう、引き続き支援していくことが重要です。

#### <六次プランの数値目標の達成状況>

(単位：%)

指標	平成29年度	目標値(R2年度)	見込値(R2年度)	達成率
シニアが活躍できる社会づくりが進んでいると感じる県民の割合	36.6	40.0	39.7	91.2%

▼ 高齢者のスポーツ・文化活動や地域貢献活動等の推進に取り組んだ結果、平成29年度から3.1ポイント増加し、概ね目標を達成しました。

(単位：%)

指標	平成27年度	目標値(R2年度)	直近値(H29年度)	達成率
60歳から64歳までの男女の就業率	62.0	65.0	65.9	130.0%

▼ 類似調査（就業構造基本調査）による参考数値ですが、順調に推移し、目標を達成しています。

#### <取組方針>

高齢化がさらに進行する中、高齢者がその豊かな知識や経験、技能等を活かし、地域を支える担い手として積極的に社会参画することが期待されています。

また、社会参画することが、社会貢献による生きがいづくりや介護予防にもつながることから、ボランティアや就労等で高齢者が活躍する生涯現役社会の実現に向けた取組を推進します。

### 1 高齢者の活力発揮による多様な社会参画の促進

高齢者が、住み慣れた地域において役割を持ち、自らの意欲や知識・経験に応じて活躍できるよう、ボランティア・NPO活動や趣味、スポーツなど、多様で主体的な社会参画を促進します。

## (1) 社会参画意識の醸成

高齢者の主体的な社会参画を促進するため、県民意識の醸成や社会参画への支援体制の強化などの取組を推進します。

- 10月の「生涯現役社会づくり推進月間」を中心に、県健康福祉祭など高齢者が多く参加するイベント等を通じた啓発活動や、ホームページ等での積極的な活動事例の紹介など、生涯現役社会づくりについて多様な普及啓発活動を展開します。
- 高齢者の社会参画を進めるに当たっては、男女が性別にかかわりなくその個性と能力を十分に發揮することを念頭におき、共に社会参画を進めていくことができるよう、意識啓発を行います。

## (2) 関係機関による推進

高齢者の社会参画への多様なニーズに対応するため、関係機関による取組を推進します。

- 社会参画の促進、生きがい・健康づくり等に向けた、地域の取組を推進する高齢者の自主的な活動を促進します。
- 生涯現役社会づくりに関する総合窓口である県生涯現役推進センター及び市町社会福祉協議会において相談支援、情報発信に取り組みます。
- 産学公の関係機関・団体等と連携・協働し、生涯現役社会づくりに向けた様々な取組を推進します。

## (3) 高齢者の主体的な社会参画の促進

### ア 老人クラブ活動の振興

- 地域を基盤とする高齢者の自主的な組織として、高齢者の社会活動の基礎的な役割を果たしている老人クラブが行う健康づくり・介護予防活動、文化活動、世代間交流など魅力ある活動を支援します。
- 老人クラブが行う子どもの見守り活動や環境美化活動、交通安全運動など、地域貢献活動を支援します。
- 老人クラブが地域のひとり暮らしや寝たきりの高齢者の家庭を訪問し、家事援助等を行う高齢者相互支援活動を支援します。
- 老人クラブへの加入促進に向けた取組や、リーダー養成、若手高齢者の組織化などの体制強化の取組を支援します。

### イ NPO活動、ボランティア活動等の促進

- やまぐち県民活動支援センターを中心として、山口きらめき財団と連携しながら、NPO活動、コミュニティ活動等の県民の自主的・主体的な活動を支援します。
- ボランティアに関する情報をインターネットにより提供する「あいかさ

ねっと（やまぐち社会貢献活動支援ネット）」の活用により、県民の社会貢献活動への参加を促進します。

- 県ボランティアセンターと市町ボランティアセンターの機能強化と相互の連携を促進するとともに、様々なメディアを活用した情報提供によりボランティア活動に対する県民の意識啓発に努め、ボランティア活動を促進します。
- 高齢者の介護予防と地域貢献活動を進めるため、市町の行う地域支援事業等を活用した「介護支援ボランティア活動」や「就労的活動」の取組を支援します。
- 老人クラブを中心とした高齢者が、地域支援事業の生活支援サービス等の担い手として活躍できるよう、活動の推進主体となる「活動推進リーダー」を養成するとともに、関係機関を集めた会議においてその活動と支援ニーズのマッチングを行います。

#### 〔数値目標28〕高齢者の社会参画の促進

指標	令和元年度 (2019)	令和5年度(目標値) (2023)
日常生活支援の担い手となる 「活動推進リーダー」養成数	198人	300人

- 介護職員の業務を細分化し、介護未経験の高齢者でも対応可能な比較的簡単な業務を担う介護助手として、介護分野における元気な高齢者の参画を促進します。
- J A女性部、漁協女性部、生活改善実行グループなど、地域を基盤にした多様な団体の活動を促進するとともに、地域の課題解決に資するグループの取組を支援します。
- 広域的な範囲で集落機能や日常生活を支え合う「やまぐち元気生活圏づくり」を促進するなど、住民主体の地域づくり活動を進める上で、高齢者等の持てる力を発揮できる場づくりを支援します。

#### ウ 仲間づくりへの支援

- 県生涯現役推進センター等による情報提供や相談活動などの取組を通じ、学習・趣味・ボランティアなど共通の目的を持つ仲間づくりを支援し、高齢者の社会参画を促進します。
- 「ふれあい・いきいきサロン」等において、レクリエーション活動などによる住民が主体となった高齢者の生きがいづくり、仲間づくりを促進します。

## エ 地域間交流活動の促進

- 県生涯現役推進センターが運営する「生涯現役社会づくりポータルサイト」やSNS等の活用により、県健康福祉祭や高齢者等の先進的な活動事例の情報を発信し、地域で活動する高齢者等の交流活動を促進します。
- 高齢者等が情報発信するための研修など、高齢者の活動グループや活動に関心のある高齢者がSNS上でつながることを支援することにより、コミュニケーションを深め、活動の幅を広げることや参加のきっかけづくりを行います。
- 朝市・直売活動や体験交流活動等、農山漁村の高齢者が生産やくらしの中で培った知恵や技を活かした地域活動を推進します。
- 農山漁村の高齢者が他者と連携・協力して取り組む生産やくらしを支えあう地域づくりを支援します。

## オ 世代間交流活動の促進

- コミュニティ・スクールや「地域協育ネット」の仕組みを生かし、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、保育施設等において、幼児・児童生徒と高齢者の交流活動や高齢者の授業への協力等を通じ、子どもが高齢者を身近に感じる環境づくりを進めるとともに、地域の文化や伝統行事などを次の世代に伝える活動を支援します。
- 地域における子育て環境を充実させるため、地域の高齢者や子育て経験者等が保育所や放課後児童クラブ等において、子育て支援活動に参加する「子育てサポーター」への登録を促進するとともに、その受け皿となる子育てサポート活用施設の充実を図ります。
- 知識や経験、技能等を有する高齢者と、それを必要としている人との効果的なマッチングを図り、高齢者に幅広く多様な活動機会を提供できるよう、社会福祉協議会やシルバー人材センター等の連携を促進します。

## (4) 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進

### ア ねんりんピック山口の開催

- 県内高齢者のスポーツ・文化の祭典である県健康福祉祭「ねんりんピック山口（愛称）」を拡充して開催し、高齢者の生きがいづくり、仲間づくりを一層促進します。
- 全国健康福祉祭に選手を派遣し、共通の趣味を持つ他県選手や地元ボランティア等との交流を深め、元気な高齢者の力を全国大会で発揮していただくとともに、地域を越えた仲間づくりを支援します。

【図3-II-1-1】全国健康福祉祭のシンボルマーク 【図3-II-1-2】県健康福祉祭のマスコット



※シンボルマークの意味…老いも若きも仲良く、共に生きていく社会を二人の人物で表しています。また、2つの円は、その組み合わせにより、お互いに助け合い、健康と福祉の輪が広がっていくことを意味しています。



#### イ 生涯学習・文化活動

- 高齢者等の多様な学習活動を支援し、促進するため、市町や大学等の高等教育機関、関係民間団体とのネットワーク化を進め、情報提供・学習相談・普及啓発・学習拠点等の機能の充実に努めます。
- 生涯学習情報の円滑な提供を行うため、生涯学習情報提供システム「かがやきネットやまぐち」の各種情報の一層の充実に努めます。
- 県民の学習活動・交流の拠点施設である県セミナーパークにおいて、地域づくりを担う人材育成事業等を積極的に展開します。
- 高齢者等の学習活動の一層の充実を図るため、学習情報や多様な学習機会の提供、各種プログラムの開発、生涯学習を支援するボランティア活動の推進、学習成果の発表・評価・活用を促進します。
- 高齢者等が文化芸術を楽しみ感動できる環境づくりや、文化芸術を担う人材の育成、特色ある文化芸術活動を活かした地域づくり等を推進します。

#### ウ スポーツ活動

- 高齢者等が生涯にわたってその関心や適性等に応じて身近にスポーツに親しむことができる社会の実現に向けた県民の自主的な活動の促進を図ります。
- 高齢者等のライフスタイルやニーズに応じた豊かなスポーツライフの実現につながるよう、県民総参加型のスポーツイベントの開催など、気軽にスポーツに楽しむ機会を提供するとともに、さらなる充実を図ります。
- スポーツを通じた人や地域の交流は、健康・体力づくりはもとより、地域の活性化につながることから、世代を超えた交流を促進する地域スポーツクラブを計画的に育成します。

- 高齢者等の自発的なスポーツ活動への参加意欲を高めるため、誰もがスポーツを「する、みる、ささえる」活動に気軽に参加できる環境を整備します。
- スポーツ指導者、各種大会を支えるスポーツボランティアなど、本県のスポーツを支える人材として、豊富な知識や経験を有する高齢者等の積極的な参加を促進します。

## エ 人材の養成

- 生涯現役社会づくりの取組の推進役を担う地域リーダーとして養成した「長寿社会推進員」や、山口大会後も県内各地で活躍しているねんりんピック地域推進員「おいでませシニア隊」を通じ、地域情報の収集と発信を行うなど、地域での高齢者の様々な活動を支援します。
- 高齢者等を対象として、N P O活動やボランティア活動、農山漁村における活動、生涯学習ボランティア活動、地域学校協働活動、家庭教育支援に係る活動、地域スポーツ活動など様々な分野における人材を育成します。

【図3-II-1-3】山口県生涯現役社会づくりのシンボルマーク



※「生涯現役社会づくり」の普及啓発のために平成13(2001)年に作成しました（公募により選定）。

※生涯現役いきいき社会の「い」の一文字で、「いきいき人生」を過ごしている活力ある人が両手を広げて躍動している姿をデザインしています。中央の赤の丸は自己実現への情熱を、両手のブルー・グリーンは自然豊かな山口県をそれぞれ表現しています。

## 第2 就労に向けた支援

### ＜現状と課題＞

- 高年齢者雇用安定法により、高年齢者雇用確保措置（①定年の定めの廃止、②65歳までの定年引き上げ、③65歳までの継続雇用制度の導入のいずれかの措置を講ずること。）の導入が義務付けられています。
- また、令和3年4月1日から、65歳から70歳までの高年齢者雇用確保措置（①定年の定めの廃止、②70歳までの定年引き上げ、③70歳までの継続雇用制度の導入、④労使同意の上での70歳まで継続的に業務委託契約する制度の導入、⑤労使同意の上での70歳まで社会貢献活動に継続的に従事できる制度の導入のいずれかの措置を講ずること。）の導入が努力義務とされます。
- 本県の年齢階級別の有業率を見ると、概ね55歳から徐々に低下していますが、高年齢者の就業意欲は高いため、就業の場を確保できれば、高年齢者の就労に結びつく可能性が高いと考えられます。
- このため、働く意欲のある高年齢者が、長年培ってきた知識や経験を活かし、年齢にかかわりなく働き続けることができる環境の整備が必要です。  
また、肉体的、時間的負担の少ないフルタイム以外のパートやアルバイト、地域での多様な就業など、働き方を選択できる環境の整備が必要です。
- なお、農林水産業・農山漁村は、過疎・高齢化の進行に伴う生産活動の縮小・集落機能や地域活力の低下が懸念されるため、高齢者が意欲や体力に応じて農林水産業へ参画し、農山漁村の生産や暮らしの中で培われてきた知恵・技・文化を次世代へ継承していくことが重要です。

### ＜取組方針＞

少子高齢化の進行により、労働力人口が減少する中、活力ある地域を維持するためには、豊富な技術・経験を有する高齢者の就労が必要不可欠であることから、多様なニーズに対応した働きやすい環境づくり、就業機会の確保及び就業支援に取り組みます。

### 1 働く環境づくりと就業機会の確保・就業支援

高齢者の多様な就業ニーズに対応し、働く意欲と能力のある高年齢者の就業を促進します。

#### （1）高年齢者雇用確保措置の導入促進

- 高年齢者雇用安定法に基づく高年齢者雇用確保措置の導入を促進するため、労

働局、ハローワーク等関係機関と連携しながら、中小企業労働相談員の活用等により、同制度の普及啓発に努めます。

- 高年齢者の雇用を促進するため、企業等の取組について国等の相談制度や助成制度の周知に努めます。

## (2) 働く環境づくり

- 高齢者の再就職を促進するため、企業内において、その知識や経験、能力が發揮できる環境づくりや多様な働き方を選択できる雇用環境づくりを進めます。
- 集落営農法人や生産組織等において、高齢者の意欲や体力に応じて働きやすい生産環境づくりを推進します。

また、高齢者の知恵や技、豊富な農林水産資源を活かした起業活動等、生涯現役で働く場づくりを推進します。

## (3) 就業機会の確保・就業支援

- 一人ひとりの適性・能力等に応じた高年齢者の就業支援を進めるため、働く意欲のある高年齢者に対し専門家によるキャリアカウンセリングを実施します。
- 高年齢者の就業支援を進めるため、訓練ニーズに対応した職業訓練の実施に努めるとともに、国を行う中高年齢者の在職中のキャリアアップや再就職に向けた支援の周知を行います。
- 健康や体力に自信のない高年齢者を対象に、就業意欲を喚起するとともに、高年齢者の潜在能力や個性に対応した新たな雇用を創出することにより、高年齢者の希望に応じた就業を促進します。
- 創業を目指す方を対象とした創業セミナー等の実施や制度融資等の支援策に関する情報を提供します。
- 就農を希望する高齢者に対して、就農相談や農業大学校での技術習得研修等を実施します。

### [数値目標29] 65歳から69歳までの働く男女の割合

指標	平成29年度 (2017)	令和5年度(目標値) (2023)
65歳から69歳までの働く男女の割合	45.4%	57.0%

## (4) シルバー人材センターへの支援

- 定年退職後などの働く意欲のある高年齢者に対し、地域社会に密着した臨時的・短期的な就業機会の確保や福祉の増進を図るため、山口県シルバー人材センター連合会への支援を通じて、地域のシルバー人材センターの活動の支援に努めます。

## 第4章 計画の推進・点検体制

基本目標の実現に向け、市町や関係団体等と連携しながら、「山口県高齢者保健福祉推進会議」等で計画の進捗状況を点検するなど、適切な進行管理を行い、高齢者施策を着実に推進していきます。

### 1 計画の推進体制

#### (1) 市町との連携

本計画は、各市町におけるバランスのとれたサービス提供体制の整備や介護保険制度の円滑な運営が図られるとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進や高齢者が活躍する地域社会の実現に向けた取組が進められるよう、市町計画を広域的な視点から支援し、一体的に推進するものであることから、市町と緊密に協調・連携しながら推進します。

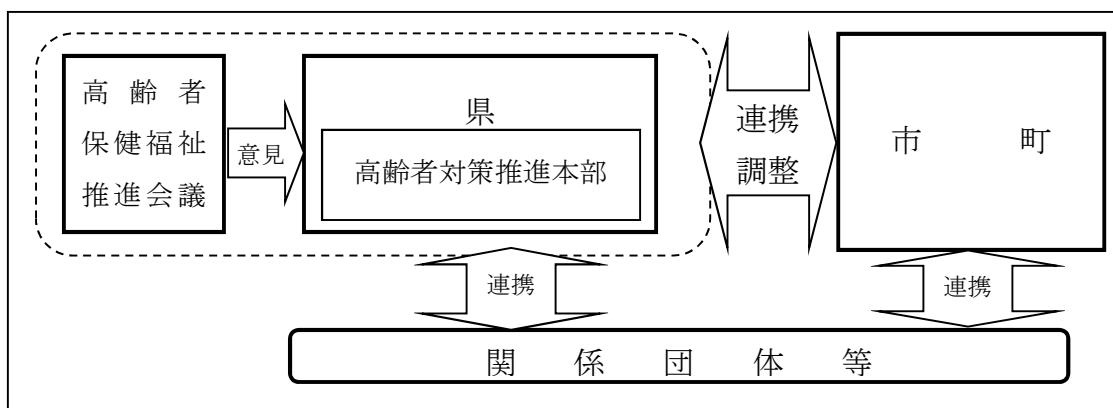
#### (2) 関係団体等との連携

計画を効率的かつ着実に推進するためには、県民、関係団体、事業者等の理解と協力が不可欠であることから、学識経験者や保健・医療・福祉関係者等からなる「山口県高齢者保健福祉推進会議」において、様々な視点からの意見を聞くとともに、関係団体等との一層の連携強化を図りながら計画を推進します。

#### (3) 行政各部門の連携

施策の推進に当たっては、関係部門の主体的な取組はもとより、関係部門間の緊密な連携が重要であることから、全庁的な組織である「山口県高齢者対策推進本部」を中心に、企画・総務、保健・医療・福祉、住宅、生活、教育、交通等関係部門間の連携を一層強化し、関係部門が一体となって計画を推進します。

【図4-1】計画の推進体制



## 2 計画の普及

県民参画により計画を推進していくためには、計画の内容が広く県民に理解されることが重要です。

このため、ホームページによる周知、事業者団体との研修、「県庁出前講座」等あらゆる機会を通じて、広く県民への計画内容の周知に努めるとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進と高齢者が活躍する地域社会の実現に向けた取組等について継続的に広報活動を行い、県民の関心が高まるよう努めます。

## 3 計画の調査、分析、評価及び公表

計画の実効性を確保するためには、計画策定時に的確な現状把握や課題の分析を実施し、計画期間中の各年度において計画の進捗状況を調査、分析及び評価し、その結果を踏まえ、計画達成に向けた対応を図るP D C Aサイクルの確立が重要です。

このため、毎年度、計画の進捗状況を調査、分析するとともに、この結果を踏まえ、計画の進捗状況の評価や計画を達成するまでの課題等に対しては、「山口県高齢者保健福祉推進会議」等において、関係者からの意見を聴きながら、適切に対応することとします。

なお、計画の進捗状況や「山口県高齢者保健福祉推進会議」等における評価、意見等については、ホームページ等において公表することとします。

## 巻末資料

### 資料1

#### 「第七次やまぐち高齢者プラン」（素案）に対する意見募集の結果概要

##### 1 意見募集の実施

###### (1) 募集期間

令和2(2020)年12月15日(火)～令和3(2021)年1月14日(木)

###### (2) プラン(素案)の閲覧方法

① 県ホームページ

② 文書閲覧

県庁情報公開センター、各地方県民相談室及び山口地方県民相談室防府市駐在、各健康福祉センター、山口県健康福祉部長寿社会課

###### (3) 意見の提出方法

郵送、FAX、電子メール

##### 2 提出いただいた御意見

18件の御意見があり、その内容は次のとおりでした。

内 容	件 数
パブリック・コメントの実施方法等に関するもの	17
その他	1
計	18

## 資料 2

### 山口県高齢者保健福祉推進会議設置要綱

#### (目的)

第1条 高齢者保健福祉施策の総合的かつ計画的な推進について、広く県民の意見を反映させるため、山口県高齢者保健福祉推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 介護保険事業支援計画及び老人福祉計画（以下「計画」という。）の策定に関すること
- (2) 計画に基づく高齢者保健福祉施策の総合的な推進に関すること
- (3) 介護保険施設等の指定及び許可並びにこれらの取消しに関すること
- (4) その他高齢者保健福祉施策の推進に関すること

#### (組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、保健医療福祉関係団体等関係者、サービス利用関係者、行政関係者等のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

#### (会長)

第4条 推進会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が会長の職務を代理する。

#### (運営)

第5条 推進会議は、会長が招集する。

2 推進会議の議長は、会長をもって充てる。

3 推進会議は、必要に応じて、参考人の出席を求めてその意見を求めることができる。

#### (任期)

第6条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

#### (部会)

第7条 時代の要請に応じた重点的な課題に対応するため、推進会議に委員をもって構成する部会を置くことができる。

2 部会の運営について必要な事項は、別に定める。

#### (庶務)

第8条 推進会議の庶務は、健康福祉部長寿社会課において処理する。

#### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営その他必要な事項は、会長が定める。

資料 3

山口県高齢者保健福祉推進会議委員

(任期：令和2(2020)年7月1日～令和5(2023)年6月30日)

区分	所 属 等	氏 名
学識経験者	山口県立大学副学長	○横山正博
	山口大学大学院医学系研究科教授	田邊剛
	山口大学大学院医学系研究科教授	堤雅恵
サービス利用関係者	山口市介護者の会会長	福島定子
	山口県認知症を支える会連合会副会長	山下悦子
	山口県女性団体連絡協議会副会長	西山香代子
	一般財団法人山口県老人クラブ連合会会长	平田武
保健・医療・福祉関係団体等関係者	一般社団法人山口県医師会会长	河村康明
	一般社団法人山口県病院協会常任理事	高橋幹治
	公益社団法人山口県歯科医師会理事	戸井正樹
	公益社団法人山口県看護協会専務理事	金子恵子
	社会福祉法人山口県社会福祉協議会専務理事	小野嘉孝
	山口県訪問介護事業所連絡協議会代表	永田英一
	一般社団法人山口県介護支援専門員協会会长	佐々木啓太
	山口県老人福祉施設協議会副会長	古殿雄二
	山口県老人保健施設協議会会长	穎原健
	山口県地域包括・在宅介護支援センター協議会副会長	國吉卓也
行政関係者	山口県リハビリテーション専門職団体協議会副会長	木下大介
	光市福祉保健部高齢者支援課長	福原豊
公募委員	公募委員	讚井康一

○：会長

## 資料 4

### 計画の策定経過

令和2年 (2020)	
5月20日	高齢者対策推進本部幹事会ワーキンググループ会議
8月5日	市町高齢者福祉担当係長会議 ◇第8期介護保険事業計画等
8月27日	第1回高齢者保健福祉推進会議 ◇計画骨子案等
10月6日 ～13日	第1回圏域別連絡会議 ◇サービス見込量、圏域毎の施設整備量の調整等
11月20日	第2回高齢者保健福祉推進会議 ◇計画素案
12月7日 ～11日	第2回圏域別連絡会議 ◇サービス見込量、圏域毎の施設整備量の調整等
12月15日 ～1月14日	計画素案に対するパブリック・コメント
令和3年 (2021)	
2月18日	第3回高齢者保健福祉推進会議 ◇計画案

資料 5

数 値 目 標 一 覧

施 策	番号	指 標	現状値	目標値 (R 5 )
地域包括ケアシステムの基盤強化	1	地域包括支援センター運営協議会におけるセンターの評価結果を基に改善に取り組む市町数	8 市町 (R1)	19市町
	2	地域ケア会議 (地域課題) にリハビリテーション専門職が関与している市町数	10市町 (R1)	19市町
自立支援、介護予防・重度化防止の推進	3	デマンド型乗合タクシー等導入数 (累計)	49箇所 (R2)	51箇所
	4	要支援・要介護認定者千人当たり居宅・地域密着型サービス事業所数	19.7箇所 (R1)	20.2箇所
	5	健康寿命① (日常生活に制限のない期間の平均)	男性 72.18年 女性 75.18年 (H28)	延伸させる
		健康寿命② (日常生活動作が自立している期間の平均)	男性 79.86年 女性 84.16年 (H30)	延伸させる
	6	通いの場への参加率	5.8% (R1)	7.2%
	7	通所リハビリテーションの定員総数	4,475人 (R1)	4,685人
	8	公共的施設の適合証交付件数 (累計)	616件 (R1)	668件
	9	成年後見制度利用促進法に基づく市町計画を策定している市町数	2 市町 (R1)	19市町
介護保険制度運営の適正化	10	住宅改修等の点検実施市町数	15市町 (R1)	19市町
在宅医療・介護連携の推進	11	訪問診療を行う診療所・病院数	300箇所 (R2)	345箇所
	12	在宅療養支援診療所・病院数	163箇所 (R2)	165箇所
	13	在宅療養後方支援病院数	10箇所 (R2)	15箇所
	14	在宅療養支援歯科診療所数	115箇所 (R2)	増加させる
	15	訪問口腔衛生指導を実施している診療所・病院数	81箇所 (R2)	増加させる
	16	訪問看護ステーション数	149箇所 (R2)	163箇所
	17	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所数	20箇所 (R2)	24箇所
認知症施策の推進	18	認知症サポーター養成数 (累計)	139,415人 (R1)	164,000人
	19	認知症の人本人の発信支援や施策の企画等への参画に取り組む市町数	4 市町 (R1)	14市町
	20	認知症サポート医養成数 (累計)	164人 (R1)	194人
	21	かかりつけ医認知症対応力向上研修修了者数 (累計)	1,039人 (R1)	1,450人
	22	認知症カフェの設置数	106箇所 (R1)	150箇所
人材の確保と資質の向上及び業務の効率化と質の向上	23	県福祉人材センターの有効求職登録者数 (月平均)	294人 (R1)	366人
	24	介護支援専門員登録者数 (累計)	9,461人 (R1)	10,000人
	25	介護員養成研修修了者数 (累計)	5,613人 (R1)	7,400人
	26	医療的ケアを実施できる介護職員等の認定件数	4,162件 (R1)	4,930件
	27	I C T の普及に関するセミナーの参加者数 (累計)	—	300人
社会参画の促進	28	日常生活支援の担い手となる「活動推進リーダー」養成数	198人 (R1)	300人
就労に向けた支援	29	65歳から69歳までの働く男女の割合	45.4% (H29)	57.0%

## 用語解説

### 【あ】○あいかさねっと（やまぐち社会貢献活動支援ネット）

ボランティアをしたい個人・団体・企業とボランティアをしてほしい団体をつなぐマッチングサイト。

### ○アウトリーチ

英語で手を伸ばす・手を差し伸べるということを意味し、社会福祉の実施機関が、潜在的なサービス利用希望者に手を差し伸べ、利用を実現させるよう働きかける取組。

### 【い】○医療情報との突合

医療と介護の重複請求の排除等を図るため、医療担当部署等と連携を図りつつ、受給者（利用者）の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付状況を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行うこと。

### ○医療制度改革

急速な高齢化等、医療制度を取り巻く環境の変化に対応し、制度を持続可能なものへと再構築していくために行われた構造的な改革。平成18(2006)年6月に関連法案が成立。

### 【え】○栄養改善

生活機能や免疫機能の維持・向上のためには適正なたんぱく質やエネルギーを摂取することが大切であり、介護予防の観点から低栄養状態の予防や栄養の改善を図るもの。

### ○エルダー・メンター制度

エルダー制度とは、先輩職員が教育係になり、新人職員と2人1組となって、実務的な指導や職場生活上の相談を担う制度。メンター制度とは、知識や経験の豊かな先輩職員が新人職員の相談役となり、新人職員の精神的なサポートをする制度。

### 【お】○おいでませシニア隊（ねんりんピック地域推進員）

地域活動、各種イベント等において自主的なPR活動や県民運動を実施するため、平成27(2015)年に開催された「ねんりんピックおいでませ！山口2015」に向けて養成された地域のリーダーとなる者。

### ○往診

患者の求めに応じて、患者に赴いて行う緊急性の高い診療のこと。

### 【か】○介護員養成研修

訪問介護員（ホームヘルパー）などの介護職員が、その業務に必要な知識・技術等を修得するための研修。介護職員初任者研修と生活援助従事者研修がある。

### ○介護給付費通知

受給者（利用者）や事業者に対して適切なサービス利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認し、適正な請求に向けた抑制効果を上げるため、保険者（市町）から受給者に対し、事業者からの介護報酬の請求内容及び費用の給付状況等について通知すること。

### ○介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護保険制度において、サービス計画（ケアプラン）の作成・管理をはじめ、サービス事業者や介護施設等との連絡調整などの介護支援サービスを行う専門職。

## ○介護職員処遇改善加算

キャリアパス（職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系、資質向上のための計画、経験・資格等に応じた昇給など）の整備や職場環境改善を行う事業所に対して、介護職員の賃金改善のために介護報酬を加算する制度。

## ○介護職員初任者研修

介護福祉士以外の者が、訪問介護・介護予防訪問介護・夜間対応型訪問介護の業務に従事するための研修。平成25(2013)年4月から訪問介護員養成研修2級課程が介護職員初任者研修へ移行。

## ○介護職員等による医療的ケア

喀痰吸引その他の日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われる医行為。喀痰吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）及び経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻）を指す。

## ○介護福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法に規定される国家資格。介護に関する専門的知識・技術をもって、施設の介護職員や訪問介護員（ホームヘルパー）として、介護業務及び介護に関する指導等を行う者。

## ○介護福祉士修学資金貸付制度

介護福祉士養成施設の入学者に対して、月々の修学資金をはじめ、入学時、就職時の準備金及び国家試験受験対策費用などの資金の貸付を行う制度。県内の社会福祉施設等に一定期間勤務した場合には、返還金が免除。

## ○介護保険財政安定化基金

介護保険法に基づき、介護保険財政の安定化に資するため、保険者（市町）の見込を上回る過大な給付費が発生する場合に備えて、国、県、市町で財源を負担し、不足する資金の交付・貸付を行うための準備基金。

## ○介護離職

高齢の親や家族等を介護する必要が生じたことにより、今の仕事を辞めざるを得なくなること。

## ○介護ロボット

情報をセンサーなどで感知し、知能・制御系の機能で判断し、駆動系の部品で動作するという、3つの要素技術を有する、知能化した機械システムで利用者の自立支援や、介護者の負担の軽減に役立つ介護機器（装着型パワーアシスト、見守りセンサー等）。

## ○かかりつけ医

主に地域の診療所において、比較的軽度な病気や慢性的な病気の治療、病院紹介などを行う医師。

## ○かかりつけ歯科医

継続的に歯・口腔に関する医療、歯科検診等の保健事業、口腔機能の向上等の福祉サービスを提供し、地域に密着した役割を果たす歯科医師。

## ○かかりつけ薬剤師・薬局

患者の服薬情報を一元的・継続的に把握し、医療機関等と連携することにより、重複投薬の防止、副作用の早期発見や残薬の解消等を行う薬剤師・薬局。

## ○活動推進リーダー

老人クラブ等において、日常生活支援の担い手の中心となる、リーダー養成研修を修了した者。

## 【き】 ○キャラバン・メイト

キャラバン・メイト養成研修を受講し、全国キャラバン・メイト協議会に登録された、認知症サポーター養成講座の講師。

## ○キャリア教育

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくことを促す教育。

## ○居宅サービス計画（ケアプラン）

居宅の要介護者が、個々のニーズに即した介護サービスを適切に受けられるよう、利用するサービスの種類や内容などを定めた計画。

## 【け】 ○ケアプランの点検

受給者（利用者）が真に必要とするサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善するため、介護支援専門員が作成したケアプランの内容について、事業者に資料提供を求め又は訪問調査を行い、市町職員等の第三者が点検及び支援を行うこと。

## ○ケアマネタイム

医師が介護支援専門員（ケアマネジャー）と相談を行う時間帯（ケアマネタイム）を設定し、医師と介護支援専門員等との連携強化を図るもの。

## ○軽費老人ホーム（ケアハウス、A型）

身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことが困難で家庭の援助を受けることが困難な60歳以上の者を対象に、食事の提供等、日常生活上必要なサービスを低額な料金で提供する老人福祉施設。平成20(2008)年6月に施設種別が統一化され、A型は経過的施設となった。

## ○県健康福祉祭（ねんりんピック山口）

高齢者の生きがいづくりや健康づくり、社会貢献活動への参加を促進し、高齢者が活躍できる地域社会の実現に資することを目的として、平成2(1990)年度から開催している高齢者のスポーツ・文化の祭典（県版ねんりんピック）。

## ○健康やまぐちサポートステーション

県が運営している健康づくりに関するホームページ。イベント、ウォーキングコース、ライフステージに応じた健康づくりの情報や取り組み、調査結果など多彩な情報を提供。

## ○言語聴覚士

言語聴覚士法に規定される国家資格。音声機能や言語機能、聴覚に障害がある者について、その機能の維持・向上を図るため、言語訓練や必要な検査、援助等を行う者。

## ○権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な人たちの権利を守るために、権利の行使や回復等を支援すること（支援する活動）。

## 【こ】○口腔機能の向上

口の機能には、「かみ砕く（咀嚼）<sup>そしゃく</sup>・飲み込む（嚥下）<sup>えんげ</sup>」「言葉を発する（発音）」など様々な役割があり、口腔機能の向上により、食べる楽しみ、誤嚥性肺炎の予防、QOL向上などを図るもの。

## ○合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

## ○行動・心理症状（BPSD）

認知症に伴う徘徊や妄想・攻撃的行動・不潔行為・異食など、記憶障害・見当識障害・判断力の障害・実行機能障害などの「中核症状」に伴って現れる精神・行動面の症状。Behavioral and Psychological Symptoms of Dementiaの略。

## ○個室ユニット型施設

入居者を10人程度の小集団に分け、各個室に隣接した共同生活室を中心とした場所（ユニット）ごとに日常生活が営まれ支援が行われる施設形態。居宅に近い居住環境のもとで、日常生活と介護の単位を一致させたケアが行われる。

## ○子育てサポーター

高齢者や子育て経験者等で、地域の子育て支援活動に興味・意欲があり、研修等で子育て支援活動に必要な基礎知識を習得し、「やまぐち子育てサポーターバンク」に登録した者。

## ○コミュニティ・スクール

学校運営協議会が設置されている学校のこと。学校の課題解決に向けて保護者や地域住民が学校運営に参画し、学校・家庭・地域が連携・協働しながら子どもたちの豊かな学びや成長を支えていく取組が行われている。

## 【さ】○在宅介護支援センター

高齢者や家族等からの相談に応じ、各種の保健福祉サービスが総合的に受けられるよう、市町、関係機関やサービス提供事業所等との連絡調整などを行う相談機関。

## ○在宅療養後方支援病院

在宅医療を提供する医療機関と連携し、あらかじめ緊急時の入院希望を届け出ている患者の急変時などに24時間体制で対応し、必要があれば入院を受け入れる病院。

## ○在宅療養支援歯科診療所

高齢者の在宅又は社会福祉施設等における療養を歯科医療面から支援する歯科診療所。

## ○在宅療養支援診療所・病院

地域において在宅医療を支える24時間の窓口として、他の病院、診療所等と連携を図りつつ、24時間体制で往診や訪問看護等を提供する診療所・病院。

## ○作業療法士

理学療法士及び作業療法士法に規定される国家資格。医師の指示のもとに、身体又は精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を指導する専門医療従事者。

## ○サービス付き高齢者向け住宅

バリアフリー構造等を有し、少なくとも安否確認サービスと生活相談サービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」として登録された住宅。

## 【し】○児童クラブ

保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象として、放課後に学校の余裕教室や公的施設等を活用して、遊びや生活の場を提供する児童福祉のサービス。

## ○市民後見人

弁護士や司法書士などの資格は持たないものの社会貢献への意欲が高く、成年後見制度に関する正しい知識を身につけた一般市民で、家庭裁判所に後見人等として選任された者。

## ○社会福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法に規定される国家資格。福祉に関する専門的知識・技術をもって、社会福祉施設や地域包括支援センター、福祉の相談機関等において、相談や助言・指導等を行う者。

## ○若年性認知症

65歳未満で発症した認知症。

## ○若年性認知症コールセンター

若年性認知症の総合相談窓口として、国が認知症介護研究・研修大府センターに設置。若年性認知症に関する疑問、悩み等について回答し、相談者の地域の支援機関につなぐ相談機関。

## ○若年性認知症支援コーディネーター

若年性認知症の人や家族等からの相談及び若年性認知症の人やその家族等の支援に携わる者のネットワークを調整する者。

## ○重層的な見守りネットワーク

一人暮らしの高齢者等に対し、行政や住民、民生委員・児童委員、事業者等の多様な主体が協働して、日常的な見守りや声かけ、生活援助などを行う仕組み。

## ○住宅改修等の点検

受給者（利用者）の状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修や福祉用具購入・貸与を排除するため、保険者（市町）が訪問調査等を行い住宅改修の施工状況の点検及び福祉用具の必要性や利用状況等の点検を行うこと。

## ○集落営農法人

1～数集落を単位に、関係農家の農地利用の合意形成のもと、集落内農地の相当面積を集積し、集落内の相当数の農家が参加して効率的な営農を実践する法人。

## ○縦覧点検

介護報酬の請求内容の誤り等を早期に発見するため、受給者（利用者）ごとに複数月にまたがる支払状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・日数等の点検を行うこと。

### ○就労的活動支援コーディネーター

就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動の取組を実施したい事業者等とをマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートする役割を担う者。

### ○主任介護支援専門員

介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員で、他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言、指導その他の介護支援サービスを適切かつ円滑に提供するために必要な知識及び技術を修得することを目的とした主任介護支援専門員研修を修了した者。

地域包括支援センターにおいては、担当区域の第1号被保険者数に応じて配置が必要。

### ○生涯学習情報提供システム「かがやきネットやまぐち」

市町や団体等が登録した生涯学習講座や学習コンテンツ（ビデオ学習等）、生涯学習成果の発表の場としてのネットギャラリー、生涯学習関係サイト等の情報をインターネット上で提供するシステム。

### ○生涯現役社会づくりポータルサイト

従来の「生涯現役推進センター」、「生涯現役社会産学公推進協議会」、「やまぐち生涯現役社会づくりミュージアム」を統合して平成29(2017)年2月に開設された、生涯現役社会実践活動の発信・交流のためのホームページ。

### ○シルバー人材センター

高年齢者にふさわしい仕事を家庭、企業、公共団体等から引き受け会員に提供している高年齢者の雇用就業対策の重要な柱の一つとして位置付けられている公益的・公共的な団体（一定規模以下の任意団体はミニシルバー人材センター）。

## 【セ】○生活援助従事者研修

生活援助中心型のサービスに従事する者の裾野を広げるとともに、担い手の質を確保できるようにするために、生活援助中心型のサービスに従事する者に必要な知識等を取得することを目的として実施する研修。

### ○生活支援コーディネーター

地域において、生活支援の担い手の養成やサービスの開発、関係者のネットワーク化などを行う、生活支援や介護予防サービスの体制の構築に向けたコーディネートの役割を果たす者。

### ○生活支援サービス

地域住民の日常生活を支えるために必要な買い物支援や配食サービス、見守り・安否確認、身近な生活交通の確保など各種サービス。

### ○生活支援ハウス

高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び地域住民との交流機能等を提供する施設。多くの場合、通所介護事業所の居住部門として整備されている。

### ○精神保健福祉士

精神保健福祉士法に規定される国家資格。精神障害者の保健、福祉に関する専門的知識・技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談援助等を行う者。

## ○成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方々について、家庭裁判所が選任した成年後見人等が、財産管理や日常生活上の契約等の支援を行うことにより、本人を法的に支援する制度。

## ○世界アルツハイマーデー

毎年9月21日。「国際アルツハイマー病協会」(ADI)が世界保健機関(WHO)と共同で制定し、この日を中心に認知症に関する啓蒙活動を展開している。

## ○全国健康福祉祭（ねんりんピック）

60歳以上の高齢者を中心とするスポーツ、文化、福祉の総合的な祭典。厚生省（現・厚生労働省）の創立50周年を記念して、昭和63(1988)年の第1回ひょうご大会以来、毎年、都道府県の持ち回りで開催。

### 【た】○団塊の世代

戦後間もない昭和22(1947)年から昭和24(1949)年までの、いわゆる第一次ベビーブーム時代の3年間に生まれた世代。

## ○団塊ジュニア世代

団塊の世代の子供が多いとされる昭和46(1971)年から昭和49(1974)年までの、いわゆる第二次ベビーブーム時代の3年間に生まれた世代。

### 【ち】○地域医療介護連携情報システム

地域の医療機関や介護事業者等が情報通信技術を利用して患者情報を共有し、より質の高い医療・介護を提供するためのネットワークシステム。

## ○地域協育ネット

概ね中学校区を一つの単位として、学校関係者や保護者、地域の社会教育団体、専門機関等とのネットワークを形成し、地域ぐるみで子どもたちの育ちや学びを支援する仕組みのこと。

## ○地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

## ○地域ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。

## ○地域スポーツクラブ

地域の学校や公共スポーツ施設を拠点に地域が主体となって運営され、子どもから高齢者まで、身近なところでスポーツを気軽に楽しむことができる総合型地域スポーツクラブやその創設準備中クラブ。

## ○地域福祉権利擁護事業

市町の社会福祉協議会が、日常生活上の判断が十分でない高齢者等と契約を結び、本人の意思を尊重しながら、日常的な金銭管理や預貯金通帳等の預かり、福祉サービスの利用手続きの援助等を行う事業。

## ○地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制。

## ○地域包括支援センター

平成18(2006)年度の介護保険制度改正により創設され、地域の高齢者の保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援することを目的として各市町に設置される施設。介護予防のマネジメントや、高齢者等に対する総合相談・支援、高齢者の権利擁護などの事業を行う。

## ○チームオレンジ

認知症サポートー等で編成するチームによる認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を行う仕組み。

## ○中小企業労働相談員

円滑な労使関係を確立するため、中小企業を訪問し、労働施策や制度のPR、労働問題一般の相談に応じることができる専門知識を有する者。

## ○長寿社会推進員

ボランティアとして地域の活動団体等で活躍する「やまぐちシニア地域マスタークラブ（旧やまぐち長寿大学）」の卒業生。

## 【て】 ○デマンド型乗合タクシー

利用者のニーズに応じて、電話予約や区域運行など、柔軟な運行を行うタクシーに準じた利便性と、乗合・低料金というバスに準じた特徴を兼ね備えた移動サービス。

## 【に】 ○日常生活圏域

保険者（市町）が地域密着型サービス等の提供体制を計画的に整備するため、地理的条件、人口等を総合的に勘案し、地域の実情に合わせて設定する身近な生活圏域。

## ○認知症カフェ

認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場。

## ○認知症ケアバス

認知症発症予防から人生の最終段階まで、認知症の容態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければいいのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示したもの。

## ○認知症サポートー

市町や職場等で実施されている認知症サポートー養成講座を受講し、認知症に対する正しい知識を持って、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする者。

## ○認知症サポート医

認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医等への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる医師。

## ○認知症疾患医療センター

地域の医療提供体制の中核として認知症の速やかな鑑別診断、診断後のフォロー、症状増悪時の対応、BPSDや身体合併症に対する急性期医療、BPSDやせん妄予防のための継続した医療・ケア体制を整備する機関。

## ○認知症初期集中支援チーム

複数の専門家が、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、観察・評価を行った上で、家族支援等の初期の支援を行うチーム。

## ○認知症地域支援推進員

市町に配置し、地域の支援機関間の連携づくりや認知症ケアパス・認知症カフェ・社会参加活動などの地域支援体制づくり、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を実施する者。

## ○認定調査員

要介護（要支援）認定を申請している被保険者宅等を訪問し、その心身の状況や置かれている環境等について調査し、一次判定に必要な調査票と特記事項の記入を行う面接調査員（市町職員、市町が委託した居宅介護支援事業者等に所属する介護支援専門員など）。

### 【の】 ○ノンステップバス

床面を超低床構造として乗降ステップをなくした、高齢者や障害者等にも乗り降りが容易なバス。

### 【は】 ○パーソン・センタード・ケア

認知症の人の人格を尊重し、医学的、身体的症状だけを見るのではなく、性格傾向や生活歴、健康状態や個人の歴史等を知ってケアを行うこと。

## ○働き方改革

一人ひとりの意思や能力、状況に応じた多様で柔軟な働き方を選択可能とする社会を追求するため、日本の企業文化、日本人のライフスタイル、働くということに対する考え方そのものに手を付けていく改革。

## ○8020運動

80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目標とする取組。

### 【ひ】 ○ピアサポート

ピアとは「仲間」、サポートは「支援する」ことを意味し、専門家によるサポートとは違い、同じ経験をした仲間による仲間への支援という形で行われる活動のこと。

### 【ふ】 ○福祉人材センター

福祉の仕事を希望する方と、人材の必要な社会福祉施設等をつなぐ「福祉人材無料職業紹介所」。

## ○福祉のまちづくり

高齢者や障害者の方などの日常生活や社会生活を制限する様々な障壁を取り除き、自らの意思で自由に行動でき、容易に社会参加ができるだれにもやさしい社会を築いていくこと。

## ○福祉の輪づくり運動

県下の社会福祉協議会が中心になって、住民やボランティアの参加を得るとともに、保健・医療・福祉関係をはじめとした様々な機関・団体との連携のもと、地域で浮かび上がっている困りごとや心配ごとを解決するための仕組みづくり。

## ○ふれあい・いきいきサロン

ひとり暮らしの高齢者や家に閉じこもりがちな高齢者など、寂しさや不安を持つ人に地域住民とのふれあいや生きがいの場を提供するため、住民が主体となって企画し、自主的な運営を行うサロン活動。

### 【ほ】 ○訪問口腔衛生指導

訪問診療を行った歯科医師の指示を受けた歯科衛生士等が訪問して療養上必要な指導として患者又はその家族に対して、当該患者の口腔内での清掃（機械的歯面清掃を含む）又は有床義歯の清掃に係る実地指導を行うこと。

## ○訪問介護員（ホームヘルパー）

介護保険法施行令第3条第1項各号に掲げる研修課程を修了した者で、要介護者等の家庭を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行う者。

## ○訪問診療

在宅において療養を行っており、通院が困難な患者に対して、計画的・定期的に訪問して行う診療のこと。

## ○本人ミーティング

認知症の人が集い、本人同士が主になって、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分たちのこれからよりよい暮らし、暮らしやすい地域のあり方と一緒に話し合う場。

### 【や】 ○やまぐち安心おでかけ福祉マップ

障害のある方や高齢者、小さい子どもを連れた方などが安心して外出できるよう配慮された施設の情報を掲載したホームページ。

## ○やまぐちオレンジドクター

地域で暮らす高齢者やその家族からのもの忘れや認知症に関する相談等に対応できる医師として県の登録を受けた医師。

## ○やまぐちPREMIUMオレンジドクター

もの忘れや認知症に関する相談等の対応に加え、オレンジドクターによる認知症診療への支援を行うことができる、認知症に関するより専門的な知識と技能を有する医師として県の登録を受けた医師。

## ○山口きらめき財団

県民活動の推進や男女共同参画社会づくり、地域文化の振興に向けた事業を総合的に推進するために設立された公益財団法人で、助成金の交付による活動団体の支援や普及啓発、交流・ネットワークづくり等を行っている。

## ○やまぐち元気生活圏づくり

集落の枠を超えた広い範囲（小学校区等）で、日常生活に必要な機能・サービスを拠点化するとともに、拠点と集落の間をネットワークで結ぶことにより、集落機能や日常生活を支え合える生活圏を形成し、コミュニティ組織による自主的・主体的な取組により、地域を維持・活性化するための仕組みづくり。

## ○やまぐち健康応援団

県民を対象に、食生活や運動など健康づくりの各分野で主体的な取組を行う事業所・団体等を登録する制度。

## ○やまぐち県民活動支援センター

県内全域のNPO活動やボランティア活動等の県民活動を支援するため、県が設置している施設で、県民活動に関する情報の収集・提供や、相談・助言、各種研修等を実施している。

## ○やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度

身障者用駐車場の適正な利用を推進するため、障害者や高齢者、妊産婦等で歩行、乗降が困難な者に県内共通の利用証を交付し、協力施設の駐車スペースを利用できるようとする制度。

## ○やまぐち働きやすい介護職場宣言制度

介護人材の確保に向け、介護事業者の人材育成・確保の取組を求職者等から「見える化」し、事業者の主体的な取組を促す制度。

### 【ゆ】 ○ユニバーサルデザイン

高齢者や障害のある人などを含めた全ての人がはじめから利用しやすいうように施設、物、サービスなどに配慮を行うという考え方。

### 【よ】 ○養護老人ホーム

環境上又は経済的理由により在宅での生活が困難な65歳以上の低所得の者を対象に、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練等の援助を提供する老人福祉施設。

## ○要介護認定の適正化

適正かつ公平な要介護認定の確保を図るため、変更認定又は更新認定に係る認定調査の内容について市町職員等が訪問又は書面等の審査を通じて点検を行うこと。

## ○要支援・要介護認定者

要支援もしくは要介護状態の者又はそのおそれがある状態にある者で、市町の要支援又は要介護の認定を受けた者。

## ○要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児等、防災上特に配慮を要する者。

### 【り】 ○理学療法士

理学療法士及び作業療法士法に規定される国家資格。医師の指示のもとに、身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操やその他の運動、電気刺激、マッサージ等の理学的治療を行う専門医療従事者。

## ○離職した介護人材の届出システム

離職した介護福祉士の資格取得者等が、氏名や連絡先等の情報を福祉人材センターに届け出ることで、介護に関する最新情報の提供や研修によるスキルの維持・向上サポート、復職希望時のマッチングなどの支援を継続的に受けることができる制度。

## ○療養病床

主に慢性期の疾患のため長期にわたって療養の必要な患者が入院する病床で、医療保険が適用される医療療養病床と、介護保険が適用される介護療養病床がある。主に急性期の疾患を扱う一般病床と区分される。

### **【れ】 ○レスパイトケア**

高齢者の介護にあたる家族が休息をとったりするために、ショートステイやデイケアなどのシステムを利用し、一時的に介護から離れて心身のリフレッシュを図ること。

### **【ろ】 ○老人クラブ**

高齢者がその知識や経験を活かし、生きがいと健康づくり等のための多様な社会活動を通じて自らの生活を豊かなものとすることを目的とした、高齢者により自主的に運営される団体。

### **○ロコモティブシンドローム（運動器症候群）**

加齢に伴う骨、関節、筋肉等の運動機能の低下により、介護が必要になったり、寝たきりになったりする可能性の高い状態。

### **【わ】 ○ワーク・ライフ・バランス**

やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などでも、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じた生き方をすること。

## 第七次やまぐち高齢者プラン

発行 令和3(2021)年3月  
編集 山口県健康福祉部長寿社会課  
〒753-8501 山口市滝町1番1号  
電話 083(933)2788

本冊子の内容は、県ホームページ及び介護保険のホームページ  
「かいごへるぶやまぐち」に掲載されています。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a13400/index/>  
<https://www.kaigo.pref.yamaguchi.lg.jp/>



山口県